

令和7年度 第1回川西市環境審議会 次第

日時：令和7年8月19日（火）14:00

場所：川西市役所 庁議室

1. 開会

2. 委員紹介、事務局紹介

3. 議事

（1）第1回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について（報告）

（2）第3次川西市環境基本計画について

・進行管理表の報告

・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）川西市ゼロカーボンシティパートナー企業登録状況の報告）

（3）川西市環境率先行動計画統括推進委員会について（報告）

・第5次川西市環境率先行動計画の総括について（報告）

・第6次川西市環境率先行動計画（案）について（報告）

（4）環境の概況（令和6年度の内容）について

4. その他

久代、北伊丹にまたがる物流施設建設の環境アセスメントについて

令和7年度 川西市環境フェスタ第一報

太陽光発電設備の導入支援等について

5. 部長挨拶

6. 閉会

裏面に、配付資料一覧を記載しています。

【配布資料】

令和7年度 第1回川西市環境審議会 次第

令和7年度 第1回川西市環境審議会委員 名簿

令和7年度 第1回川西市環境審議会 座席表

【資料1-1】令和7年度第1回生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会 次第

(川西市環境審議会専門部会)

【資料1-2】川西市環境審議会専門委員(生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会)名簿

【資料1-3】【資料1-4】生物多様性ふるさと川西戦略評価指標、進捗状況調査

(令和6年度)

【資料1-5】出在家町(川西北小学校横)キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発について

【資料1-6】出在家町(川西北小学校横)キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発イメージ1

【資料1-7】出在家町(川西北小学校横)キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発イメージ2

【資料1-8】自然活動団体用パンフレットスタンド設置概要

【資料1-9】本県におけるクビアカツヤカミキリ確認状況

【資料1-10】市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて(1)

【資料1-11】市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて(2)

【資料1-12】黒川里山センター リーフレット

【資料2-1】第3次川西市環境基本計画 進行管理表

【資料2-2】エネルギー利用・温室効果ガス排出状況

【資料2-3】自治体排出量カルテ CO₂ 排出量の現状把握

【資料2-4】市ホームページ「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業一覧」

【資料2-5】【資料2-2】エネルギー利用・温室効果ガス排出状況等の補足資料

【資料3-1】第5次川西市環境率先行動計画の総括(概要)

【資料3-2】第6次川西市環境率先行動計画(概要)

【資料3-3】第6次環境率先行動計画(案)

【資料4】環境の概況(令和6年度版)

【資料5-1】兵庫県:R7年度太陽光発電支援施策の構成(案)

【資料5-2】地域脱炭素コンソーシアム スキーム図

【資料5-3】SDGsトレインについて(阪急阪神ホールディングス株式会社HP)

(参考資料)キセラ川西せせらぎ公園 水路【小川】の現状と課題

川西市環境審議会委員名簿

委嘱期間

令和6年8月2日～令和8年8月3日

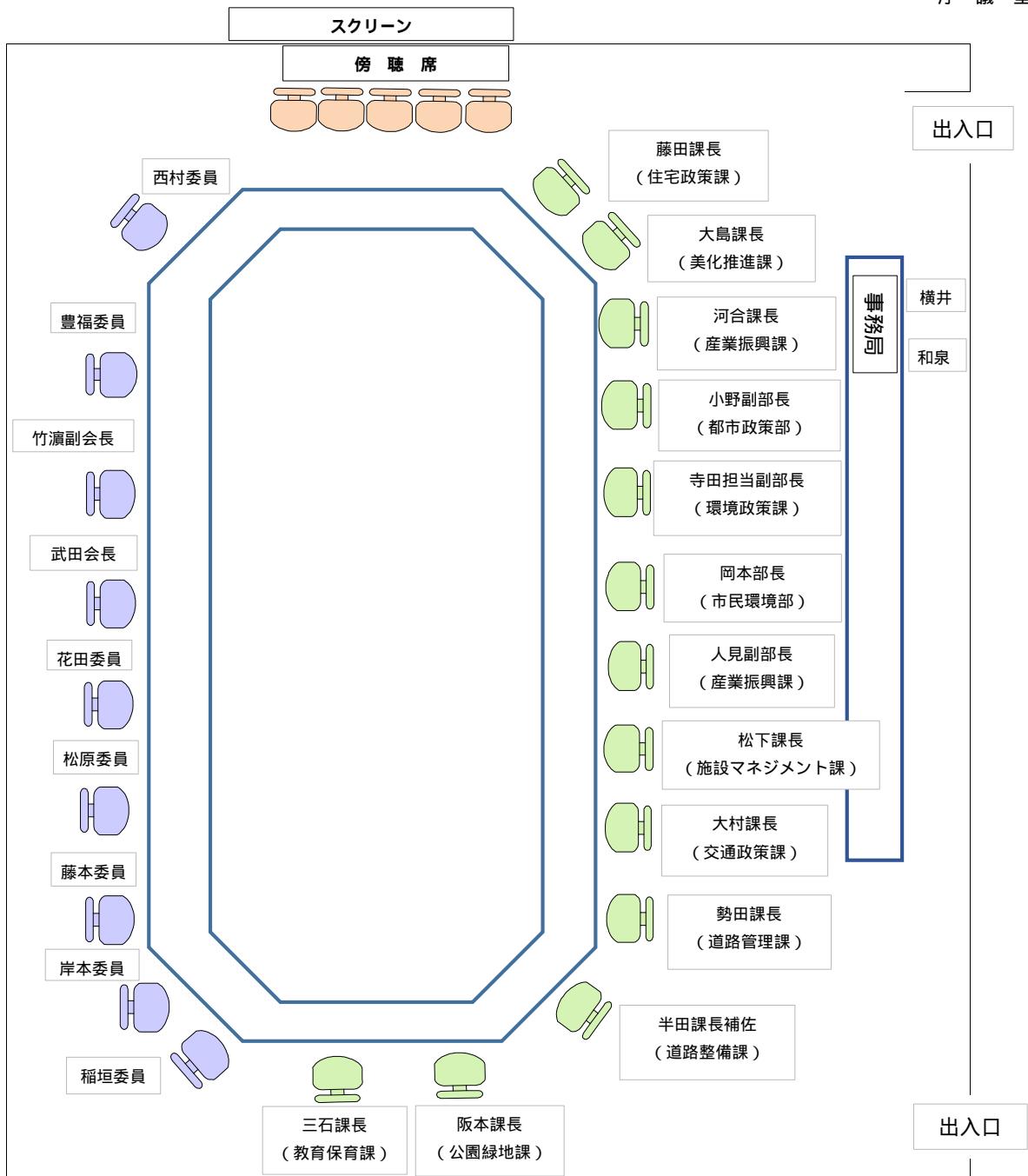
第1回 8月19日(火) 14:00～16:00

	氏名	役職	選出区分	事前の確認
1	武田 義明	神戸大学名誉教授	学識経験者 (自然・環境科学)	○
2	竹濱 朝美	立命館大学教授	学識経験者 (環境都市工学)	○
3	豊福 俊英	関西大学名誉教授	学識経験者 (医学・衛生学)	○
4	西村 純一	大阪大学大学院 招聘教授	学識経験者 (環境社会学)	○
5	花田 真理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員	学識経験者 (環境経済学)	○
6	稻垣 達哉	川西市商工会	市民又は関係団体の代表者	○
7	松原 利明	川西市コミュニティ協議会連合会	市民又は関係団体の代表者	○
8	藤本 幸一		市民公募	○
9	岸本 和史	兵庫県 阪神北県民局 県民交流室 環境参事	関係行政職員	○
10	産業振興課長 河合伸彦			○
11	市民環境部副部長 (農政担当課長、農業委員会事務局長) 人見巖			○
12	美化推進課長 大島弘章			○
13	都市政策部副部長 小野裕			○
14	住宅政策課長 藤田勝彦			○
15	施設マネジメント課長 松下吉晴			○
16	施設マネジメント課長 中野貴治			×
17	交通政策課長 大村匡			○
18	道路管理課長 勢田慎一			○
19	道路整備課 課長補佐 半田憲一			○
20	公園緑地課長 阪本一生			○
21	教育保育課長 三石基文			○
22	市民環境部長 岡本匠		事務局	○
23	市民環境部副部長 (環境政策・生涯学習・公民館担当) 寺田義一		事務局	○
24	環境政策課主査 和泉悠		事務局	○
25	環境政策課主事 横井陽典		事務局	○

(10～21 行政組織順)

令和7年度 第1回 川西市環境審議会座席表

令和7年8月19日（火）14時～
庁議室



【資料 1－1】

令和 7 年度 第 1 回 川西市環境審議会部会 次第

(生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会)

日時：令和 7 年 7 月 18 日 14:00～

場所：川西市役所 4 階 庁議室

1. 委員長 あいさつ

2. 委員 紹介

環境審議会委員藤本委員が新規で出席（委員長を含めて 7 名の委員が出席）

【資料 1－2】令和 7 年度第 1 回川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会）委員名簿 参照

3. 議事

(1) 生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査（令和 6 年度）について

【主なご意見】

①「シカの頭数を削減すると植生が見事に回復することがわかっている。捕獲すること自体大変なことだと思うが、その分自然環境の改善という成果があるので、ぜひ、シカも入れた有害鳥獣の捕獲を今後もしっかりと続けていただきたい。」

②「小学校 3 年生の体験学習を担っている森林ボランティア団体特に北部の団体は、構成員のほとんどが後期高齢者である。今、手を打つにはプ

【資料 1－1】

ログラムをマニュアル化して、学校の先生を取り込んでボランティア団体が高齢化しても環境体験ができるという仕組みを作っていくかないとい
けない。」

③「モリアオガエルの天然記念物指定区域の範囲について」

【資料 1－3】生物多様性ふるさと川西戦略 評価指標 参照

【資料 1－4】生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査（令和 6 年度） 参照

(2) 出在家町（川西北小学校横）キセラ川西市街地水路水生生物群
保存のための啓発について

【主なご意見】

①「人が通り過ぎる場所や子供向けの場所はそこに対応した形で掲示したい」

②「小学校 3 年生くらいでも理解でき、環境学習時にこのポスターで説明
ができるようになればよりいいのでは」

【資料 1－5】出在家町（川西北小学校横）キセラ川西市街地水路水生
生物群保存のための啓発について 参照

【資料 1－6】キセラ川西せせらぎ公園 水路〔小川〕の現状と課題
参照

【資料 1－7】キセラ生物多様性水路 参照

【資料 1－8】生物多様性を維持する 参照

【資料 1－1】

4. その他

(1) 自然活動団体用パンフレットスタンドの設置について

各団体ともなかなか情報発信が難しいという話を聞いたことをきっかけに自然活動団体と相談し、自然活動団体の活動を自由にPRする場として市役所1階とアステ川西4階の川西市立中央図書館にパンフレットスタンドを設置したことを説明しました。

【資料 1－9】 自然活動団体用パンフレットスタンド設置概要 参照

(2) 本県におけるクビアカツヤカミキリ確認状況について

前回の委員会で委員から「地図上でこの地域に外来種が入りました」というような表示はできないか」という意見が委員からありましたが、兵庫県から本年7月15日現在のクビアカツヤカミキリの確認状況を表した地図の提供がありました。本市においては、クビアカツヤカミキリを発見した場合の通報手段として県が作成している「目撃情報通報フォーム」などを市HPで紹介しておりますが、そのページに今回の資料を追加しており、今後も県などからの情報を速やかに市内部で共有するとともにHP、メールなどを活用し、市民、自然活動団体等に情報発信していくことについて説明しました。

【資料 1－10】 本県におけるクビアカツヤカミキリ確認状況 参照

(3) 市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて

当該物流センター建設計画では、伊丹市環境影響評価に関する要綱に基づき事業者が環境影響評価準備書を作成し、本年5月15日から6月

【資料 1－1】

14日まで縦覧しておりました。その中の動植物調査について調査結果や環境保全措置について報告しました。

【資料 1－1-1】市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて（1） 参照

【資料 1－1-2】市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて（2） 参照

（4）黒川里山センターについて

その他、旧黒川小学校を黒川里山センターの南北棟として再整備するため令和6年度中に耐震改修工事を実施していたが、工事が完了し、令和7年4月から新棟と南北棟を一体的に運用開始していることについて、文化・観光・スポーツ課より報告しました。

【資料 1－1-3】黒川里山センター リーフレット 参照

5. 市民環境部長 あいさつ

【配付資料】

- ① 令和7年度 第1回 川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会） 次第
- ② 令和7年度 第1回 川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会） 委員名簿
- ③ 令和7年度 第1回 川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会） 座席表

【資料 1－1】

- ④ 【資料 1】生物多様性ふるさと川西戦略評価指標（令和 6 年度）
- ⑤ 【資料 2】生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査（令和 6 年度）
- ⑥ 【資料 3】出在家町（川西北小学校横）キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発について
- ⑦ 【資料 4】自然活動団体用パンフレットスタンドの設置概要
- ⑧ 【資料 5】本県におけるクビアカツヤカミキリ確認状況
- ⑨ 【資料 6－1】市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて（1）
- ⑩ 【資料 6－2】市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて（2）

【資料1－2】

令和7年度第1回川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会）委員名簿

2025/7/18

No.		氏名	役職	選出区分	備考
1	委員長	武田 義明	神戸大学人間発達環境学研究科名誉教授	環境審議会委員	
2	委員	足立 隆昭	兵庫丹波オオムラサキの会会長	市民又は 関係団体の代表者	
3	委員	上田 萌子	大阪公立大学准教授	学識経験者	
4	委員	牛尾 巧	一庫公園管理事務所長	市民又は 関係団体の代表者	
5	委員	下芝 勇登	流域ネット猪名川 代表	市民又は 関係団体の代表者	
6	委員	信田 修次	能勢妙見山ブナ守の会副会長	市民又は 関係団体の代表者	
7	委員	藤本 幸一	森林インストラクター	環境審議会委員	

（五十音順）

生物多様性ふるさと川西戦略 評価指標

No.	基本戦略	評価指標	担当課	目標値	R3年度 (2021年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	委員意見(R7.7.18)と市回答	備考
1. 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育												
1	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	保育所	教育保育課	市立保育所の全園児・保育士	—	440 (対象者全員)	366 (対象者全員)				
2	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	幼稚園	教育保育課	市立幼稚園の全園児・教諭	—	761 (対象者全員)	634 (対象者全員)				
3	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	小学校	教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年生	3904 (対象者全員)	3,531 (対象者全員)	3,648 (対象者全員)				
4	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	中学校	教育保育課	市立学校の全中2年生	1,243 (対象者全員)	1,206 (対象者全員)	1,243 (対象者全員)				
5	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	研修を受けた1年間の教職員数(人)		教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年教員	45	19	24	対象となる市内3年・4年・5年担当全教員が5年程度で1回は参加できるように工夫。学校ごとに毎年最低1名参加。			
6	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	環境に関する公民館講座を受けた人数(人)	川西公民館		—	78	111					
2. 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発												
7	◆広報や市HPによる情報発信	1年間の各HPへのアクセス数(件)		環境政策課	増やす	7,289	8,767	8,264				
8	◆広報や市HPによる情報発信	1年に紹介した自然環境の数(件)		環境政策課	増やす	4	5	5				
9	◆本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	指標「景観に关心のある市民の割合」%(市民実感調査)		都市政策課	85.0	—	82.6	76.9				
3. 生物多様性保全の取組みの強化												
10	◆市民生活での生物多様性保全の活動の支援	2032年に実施予定のアンケート調査結果		環境政策課	—							
11	◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	指定・登録文化財(天然記念物)の件数(件)		生涯学習課	—	—	13	14	兵庫県立一庫公園モリアガエル生息地 R7.3.31新規登録			
12	◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	緑地における維持管理団体数(団体)		公園緑地課	—	—	3	3				

生物多様性ふるさと川西戦略 評価指標

No.	基本戦略	評価指標	担当課	目標値	R3年度 (2021年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	委員意見(R7.7.18)と市回答	備考			
13	◆本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来動物の数(頭)	産業振興課	254	193	213	286	捕獲数 アライグマ 180頭、ヌートリア 6頭 イノシシ 34頭、シカ 66頭	(委員意見)令和6年度の実績として、捕獲数が非常に増えている。内訳として、アライグマが89頭から180頭に増えたという説明があったが、アライグマの貢を増やしたとかどういうことでこの結果に表れているのかわかれは教えてほしい。次に、4種類ごとの捕獲の目標値を設定しているのか。 (市回答)1点目、アライグマの捕獲数が前年度に比べて約2倍に増えたことについては、原因は分からぬが恐らく母体数が増えたことによって捕獲数が増えたのではないかと考えている。2点目、それぞれ4種類については鳥獣計画の中3年ベースの計画を作ると、その中でそれぞれの種別ごとに、前年度の実績等を考慮して目標を作成している。 (委員意見)シカの頭数が少なくなると川西の自然環境が改善されると感じているところである。別の項目でシカの防護柵、令和6年後に設置していただいたということによかったなと思っている。他の自治体の話ですが、シカの頭数を削減すると植生が見事に回復することがわかっている。捕獲すること自体大変なことだと思うが、その分自然環境の改善という成果があるので、ぜひ、シカも入れた有害鳥獣の捕獲を今後もしっかり続けていただきたい。 (委員意見)シカの捕獲状況、捕獲の仕方というのは、どのようなものなのか。 (市回答)基本的に採り置きというシカの足を引っかけて縛り上げて捕獲する罠がメインになっているが、黒川・黒崎地区はシカが多くて、罠だけではどうしても迷いつかない状況もあって、一部銃も認めている部分もある。銃を使うということで危険も伴うので、市としてもエリアを拡大できる状況ではない。一部獣友会以外の場所で市が許可を出して銃の駆除を行っている。						
4. 各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大															
14	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	1年間の情報交換などの実施回数(回)	環境政策課		1	1	1								
15	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	1年間に支援したボランティア数	産業振興課	250	267	153	146	(前回委員意見)林野庁が「森林山村多機能推進支援金」を出しているが、その補助はむしろ市とか県の助成を受けている方が受給しやすくなっている。その辺も考えてもらえたる市の方も他でどれだけ支給されているのか把握しておいた方がいいと思う。 (市)市以外の補助金について、市では交付の実態を把握していないが、団体から補助金の相談を受けた際には、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」の説明を行っている。 ※令和7年度から里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に制度変更しています。							
16	◆兵庫県や市民団体との既存事業の継続	1年間に実施した河川美化活動の回数(回)	美化推進課		12	8	10								

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査 (令和6年度)

自己評価の評価方法

- A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
 - B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
 - C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
 - D 実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和6年度の実施状況 (2024年度)	成果と課題	今後の方向性	委員意見(R7.7.18)と市回答
1	基本戦略1 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	①児童・生徒を対象とした環境教育の実施	就学前園児の環境教育方針	国が定める3法令や市規定の全般的な計画などに基づいて、各園所で計画を立てて、園所内の自然環境を生かした組みや県や市の企画に参加したりして環境保育に努めています。 ※国の定める3法令: 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領	教育推進部	教育保育課	A	園所ごとに計画を立て、園所内の自然を生かす植物や生き物に触れたり、散歩や園外保育等を通して、自然や生き物と触れあう機会を設けることができる。また、県立人と自然の博物館実施の「エコプロジェクト」に参加した園所もある。	園所内の自然だけではなく、散歩や園外保育等を通して、自然や生き物と触れあう機会を設けることができる。また、県立人と自然の博物館実施の「エコプロジェクト」に参加した園所もある。	自然に触れる中で、好奇心や探求心を育み、観察したり、調べたりしながら心を育んでいきたい。また、年間を通して自然の体験ができるよう、栽培物など計画的に自然に触れる機会を今後もつけていくことが必要である。	公園があつて、国際グリーンセンターという場所がある。3年生は体験環境学習は、小学生が主体的に環境教育に取り組むことができる環境体験学習のプログラムを構築するところだが、3年生の体験学習を担っている森林ボランティア団体特に北部の団体については、プログラムから現場の指導から前後のメンテナンスもすべて団体が行っています。実際、学校は何もしてもらっていない。今後川西市の3年生の体験学習が続けていくのかということです。私の実感で言ふと、学校の先生も忙しくてそれどころではない。体験環境学習はボランティア団体にお任せしている状況です。
2	基本戦略1 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	②児童・生徒を対象とした環境教育の実施	小学校体験活動(環境体験)	小学校3年生を対象とした「環境体験」を実施し、児童が普段生活している地域の自然の中に出かけて環境体験をします。また、本市独自の自然や産物を知り、それらを広めていくことで、環境問題を考え解決していく素地を育んでいます。	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で校区内の地域の山や河川、公園、猪名川流域等に起き、植物や動物等に触れた。	小学校3年生の児童が環境問題に興味関心を持つようになった。また、校区にどのような環境があるかを学ぶことができ、川西市の特産品を学ぶなど、地域の方々と共に活動することができた。	地域参画を目指し、SDGsの視点を取り入れ、各小学校の独自性を活かした小学生が主体的に環境教育に取り組むことができる環境体験プログラムを構築していく。	あと、3年くらいするんだよね。手がないとなる。学校の先生はまだ意識が薄いので、今、手を打つにはプログラムをミュニア化して、学校の先生を取込んでボランティア団体が高齢化しても環境体験ができるという仕組みを作っていくないと、いずれなくなってしまう危惧を持っています。4年生、5年生は持っています。ちゃんとした仕組みがありませんが、3年生の環境体験学習、特に北部地区的団体が受け持っている環境体験学習について対策をしておいた方がいいと思う。イチヂク畑とかは農家がやってくれるので問題はないが、森などでやる環境学習の部分は問題があるのでないかと考えている。
3	基本戦略1 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	③里山体験学習	小学校4年生を対象に「里山体験学習」を実施し、日本一の里山である黒川地域を体験活動の場として、自然に対する畏敬の念をはじめ、生命のつながり、環境保護の大切さを感じ、美しさに感動する豊かな心を育んでいます。本市の自然特性を活かした、独自の環境教育です。	市内16小学校で2回以上実施した。黒川地区に起き、植物や動物等に触れた。	教育推進部	教育保育課	A	小学校4年生が黒川の方々や社会教育団体の方々の協力を得て、川西の特産品をはじめ、環境問題や生活の知恵等、幅広く学習することができる。	小学校4年生が黒川の方々や社会教育団体の方々の協力を得て、川西の特産品をはじめ、環境問題や生活の知恵等、幅広く学習することができる。	黒川地区的サポーターの数を増員し、少人数による体験学習を実現できるようにする。	(市回答)ボランティア団体にはいつお世話になっている。感謝申し上げる。教員も隔年ごとでなかなか統一した意識を持ってないという。(市回答)ボランティア団体にはいつお世話になっている。感謝申し上げる。まず当事者の意識を持ったうえで打ち合せに臨むといふことが必要であると考えている。また、個々の先生によって環境に対する关心の度合いが違うが、先生個人に頼るのではなく学校のカリキュラムとして位置づけことによって、同じ内容を行っていく上に仕掛けていかないと、いずれなくなってしまう危惧を持っている。4年生、5年生は持っています。ちゃんとした仕組みがありませんが、3年生の環境体験学習、特に北部地区的団体が受け持っている環境体験学習について対策をしておいた方がいいと思う。イチヂク畑とかは農家がやってくれるので問題はないが、森などでやる環境学習の部分は問題があるのでないかと考えている。

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査 (令和6年度)

自己評価の評価方法

- A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
- B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
- C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
- D 実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和6年度の実施状況 (2024年度)	成果と課題	今後の方向性	委員意見 (R7.7.18) と市回答
4	基本戦略1 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	①児童・生徒を対象とした環境教育の実施	④小学校体験活動(自然学校)	小学校5年生を対象に「自然学校」を実施し、児童が兵庫県にゆかりのある人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力を育んでいます。」	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で兵庫県内の長期宿泊体験を通して、兵庫県の自然、生物に触れ理解を深めた。	小学校5年生の児童が環境問題により興味関心を持つようになった。また、県内にどのような環境があるかを学ぶことができ、川西市の良さや特徴を学ぶことができ、看護師などの外部人材の活用や、市のHPを通じた看護師などの外部人材の募集に力を入れていく。	引き続き、充実した自然学校を実施したい。そのため、今年度から始めた自然学校人材バンクの活用や、市のHPを通じた看護師などの外部人材の募集に力を入れていく。	また、3年生の環境体験、4年生の里山体験、5年生の自然学校と系統性をもったカリキュラム(内容やプログラム)の設定を各校へ促していく。
5	基本戦略1 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	①児童・生徒を対象とした環境教育の実施	④中学校教育支援	中学校2年生を対象に地域に学ぶ「トライやる・ワーク」を実施し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様な活動や体験を通して、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てるとともに、自立性を高め「生きる力を育んでいます。」	教育推進部	教育保育課	A	市内7中学校の2年生と川西養護学校の中学校2年生について県立一庫公園などで実施した。	地域や自然の中で、地域の方々や従業員の方々と環境体験や職場体験を行ない、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てることができ、「生きる力を育むことができた。」	地域参画の視点を継続する中で、SDGsの視点を引き続き取り入れていく。	地域の事業所やボランティアの方々と継続して「トライやる・ワーク」に今後も取り組んでいくよう関係を構築していく。
6	基本戦略1 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成および生物多様性教育	②教職員や市民を対象とした研修の実施	①教育研究	教職員対象に「環境体験研修」を実施し、日本の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを体験し、自然・生物・環境教育などを体験的な研修を行っています。	教育推進部	教育保育課	A	教職員対象に「環境体験研修」(里山・フィールド研修)を実施し、日本の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを体験し、教職員が児童・授業するには専門的な知識の足りない教職員が課題であり、自然活動団体との連携など検討する必要がある。	日本一の里山である里山地域・猪名川水系・身近な自然などを教職員が再認識した。各学校の事情に合わせて教職員が児童・授業するには専門的な知識の足りない教職員が課題であり、自然活動団体との連携など検討する必要がある。	継続的に「環境体験研修」と里山フィールド研修)を実施し、専門的な知識の定着を教職員に図るとともに、川西市を教材とした環境学習プログラムの定着も同時に図る。	
7	基本戦略1 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成および生物多様性教育	②教職員や市民を対象とした研修の実施	②環境学習の充実	公民館などの学習の充実を図り、様々な世代への環境教育も充実させていきます。	市民環境部	川西公民館	A	清和公民館(「ゆめはたる見学ヒロボットラボ」とSDGs端末を使い、クリスマスツリー作り講座)、川西公民館(子ども生きもの観察隊)へ小川で水生生物観察)、けやき坂公民館(自然観察セミナー)、莘生川の生き物・ふしづら見発見)、南公民館(自然観察講座)、音羽リバーモード(船の上にいる鯨や島の空間)、東谷公民館(冬の野鳥観察)を実施し、5館合計で111人が環境に関する公民館講座を受講した。	各館で地域の特性に沿った環境学習を実施した。各館で地域ニーズと合わせて工夫しながら講座を開催していることから、全館で実施とはなっていない。	関係所管課と協力して環境学習の充実に努める。	
8	基本戦略2 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	①広報や市HPによる情報発信	①自然環境情報の発信	市HPや広報かわにしなどの媒体を通じ、かわりにしの自然環境、生物多様性に関する情報を定期的に発信することにより、「ふるさと川西のすばらしさを伝えています。」	市民環境部	環境政策課	A	以前から市HPに自然活動団体や企業を紹介するページを設けていた。令和6年度にはコバナクランゼンソソジの公開やクリスマスの植樹など自然活動団体の活動を広報紙に掲載した。	市広報紙を中心に自然活動団体の活動を紹介することが出来た。また、環境フェスティバルを通じて団体、事業者の活動を市民に紹介することが出来た。その他、自然活動団体の活動をPRする場としてのパンフレットブックを市役所と中央図書館に設置した(令和7年度から運用)。	市民が閲覧しやすいように市HPを改訂していくとともに活動団体や企業を紹介するページの内容等を更新し、引き続き情報発信に努める。	
9	基本戦略2 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	①広報や市HPによる情報発信	②国や兵庫県が作成する上位計画などの広報、普及啓発	生物多様性に関する国や兵庫県の情報が市HP上で概要版の掲載やリンクを貼り、一元で閲覧でき、情報が入手しやすくなるよう整備しています。	市民環境部	環境政策課	A	国・兵庫県からの情報を速やかに市内部で情報共有するとともにHP、メールなどを活用し、市民、自然活動団体等に情報を発信した。	国・兵庫県からの情報を市内部で情報共有するとともに、市民や自然活動団体等へ速やかに発信することができた。	引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、迅速な情報発信に努める。	

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査 (令和6年度)

自己評価の評価方法

- A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
- B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
- C 実施していかないが、次年度以降に実施する予定である。
- D 実施していかない。実施内容等の再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和6年度の実施状況 (2024年度)	成果と課題	今後の方向性	委員意見 (R7.7.18) と市回答
10	基本戦略2 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1) 広報や市HPによる情報発信	③ 観光の推進	市HPや観光マップなどを通じて、市の自然や歴史、市内の観光地のPRを行っていきます。	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A	市観光協会と協力し、市の自然や歴史、観光地を紹介するHPを更新した。	HPを更新し、最新の市の自然・観光の情報を発信した。	市内に整備している看板の情報更新やHPの見直しを行いながら、市内の自然や歴史、観光地のPRを進めいく。	
11	基本戦略2 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1) 広報や市HPによる情報発信	④ 地産地消の推進	本市の特産品であるイチジク、りんごなどについて、市広報誌や市HP等を用いてPRし、地産地消を進めます。	市民環境部	産業振興課	A	モモ及びイチジクの即売会を実施。クリスマス直売所にて特設ブースを設けて販売され、市HPでPRを行った。 また、市内で採れた作物を「川西そだらけ」PRのほかを作成・配布し、市HPでもPRを行った。 さらに、イチジクは、航空会社とタリット専門店の協力で東京へ空輸し、イチジクタルトを販売し、市HP等でPRを行った。	モモ及びイチジクの即売会を実施した。 市HP以外にも、PRのほか「川西そだらけ」の設置、航空会社やタリット専門店のSNSなどで多数の紹介がなされたことで市内外に特産品をPRできた。	引き続き特産品の即売会を実施する。 市HPのほか、直売所マップに情報を追加する等、積極的にPRする。	
12	基本戦略2 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	1) 広報や市HPによる情報発信	⑤ 市街地における里山のPR	JR川西池田駅前ロータリーのクリスマスを台場クリスマスに仕立ててなど、市街地において、北部の里山の自然を感じられるようにします。	土木部	公園緑地課	A	昨年度キセラ川西せせらぎ公園のクリスマスを台場仕立てを実施したものについては不要枝の剪定を行い、クリスマスの成長、北部里山の自然を感じられるよう努めた。	クリスマスは順調に育っており、駅前やキセラ川西を行き交う人々に里山の自然を感じられる場を創出している。	より多くの市民に里山を感じもらえるよう、キセラ川西せせらぎ公園に続き、タイミングを見てJR川西池田駅前ロータリーについても台場クリスマスへの展開を進めること。	
13	基本戦略2 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	2) 本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	① 再生可能エネルギーの普及啓発	市役所本庁舎南側壁面やキセラ川西プラザ、市消防本部に太陽光発電システムを設置し、モニターで観察できるようになります。地球温暖化対策(地球温暖化による生きものの衰退・絶滅の防止)として再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を進めています。	市民環境部	環境政策課	A	キセラ川西プラザと消防本部についてはモニターに発電状況を表示している。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていません。	キセラ川西プラザと消防本部については引き続きモニターで再生可能エネルギーの普及を行うことが出来た。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていない。	キセラ川西プラザと消防本部については引き続きモニターで再生可能エネルギーの普及を行う。市役所についても啓発の再開に向けモニター部品の交換等を検討する。	
14	基本戦略2 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	2) 本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	② 景観形成の情報発信	川西市景観計画により、市の自然や歴史文化をはじめとする様々な景観資源を活用し、魅力的な景観を周知するとともに、景観形成に向けた取組みの啓発を進めています。	都市政策部	都市政策課	A	HPへの活動紹介(文化財ガイド、能勢電鉄・SNSでの川西市の見所(景観樹木の見頃))の紹介等の市民や事業者の活動をインターネットを使って発信することにより、参画と協働を推進する仕組みづくりを行った。	市民や事業者の活動をインターネットに掲載することにより、事業者や市民にも情報発信できた。	今後もSNSや動画を活用することで積極的な情報発信を行い、川西らしい魅力的な景観の形成を進めいく。	

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査 (令和6年度)

自己評価の評価方法

- A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
- B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
- C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
- D 実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和6年度の実施状況 (2024年度)	成果と課題	今後の方向性	委員意見 (R7.7.18) と市回答
15	基本戦略3 生物多様性保全の取組みの強化	1) 市民生活での生物多様性保全の活動の支援	① 外来種対策の推進	外来種の侵入経路、影響、対策の必要性や市民でも実施できる外来種対策の方法などをまとめ、市HPなどで広報するなど、外来種に対する対策を進めます。	市民環境部	環境政策課	A	以前からヒカリやセアカゴケモ、アカミガメ、アメリカザリガニについての対策、駆除方法などを市HPに掲載しているが、R6年度は主に兵庫県から通知されたクビアカヤカミキリ、ナガエツルノイタウなどの情報についても速やかに市内部で情報共有するとともにHP、メールなどを活用し、市民、自然活動団体等に情報を発信した。	主に県から提供された特定外来生物の指定情報について、市内部で情報共有するとともに速やかに市HPに掲載したり、自然活動団体にメールで情報を発信することができた。	引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、迅速な情報発信に努める。	
16	基本戦略3 生物多様性保全の取組みの強化	2) 本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	② 文化財保存啓発	天然記念物などの貴重な財産である文化財の保全を進めるとともに、その普及啓発、活用を進めていきます。	市民環境部	生涯学習課	A	兵庫県立一庫公園モリアオガエル生息地を川西市登録文化遺産(天然記念物)に登録した。	川西市登録文化遺産(天然記念物)の新たな登録を進めることができた。	指定・登録文化財(天然記念物)の普及啓発、活用を推進する。	(委員意見)モリアオガエルの天然記念物指定について、どの範囲を指定しているのか。 (市回答)県立一庫公園の範囲で指定している。 (委員意見)一庫公園全体が。 (市回答)一庫公園全体というか、生息地が2箇所、ビオトープが2箇所あり、そちらにモリアオガエルが繁殖しているという状況である。登録の名稱としては、「兵庫県立一庫公園モリアオガエル生息地」とさせていただいている。 (委員意見)繁殖地だけではなくて生息している森全体を指定しないと守れないと思う。 (市回答)川西市内の他の場所にもモリアオガエルは生息しているが、今回は生息地としては一庫公園全体を指定し、その中で生息しているのは2箇所のビオトープということである。
17	基本戦略3 生物多様性保全の取組みの強化	2) 本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	② ため池などの保全	農業用灌漑のため、水利組合が管理するため池や農業用水路などの補修・改修、水難防止のため、安全柵の設置などへの支援を行っています。今後はため池などにおける生物多様性の重要性に配慮し、進めていくよう検討していきます。	市民環境部	産業振興課	A	地元水利組合等が実施する農業用施設の補修や改修の工事について支援を行うとともに、工事に際しては生物多様性の適切な管理やため池などの保全を行うよう依頼した。	地元水利組合等が農業用施設の補修や改修の工事を実施することで、農業用施設の適切な管理やため池などの保全を行うことができた。	今後も地元水利組合等が実施するため池や農業用水路などの補修や改修、支援を行うとともに、工事に際しては生物多様性の重要性に配慮するよう依頼する。	
18	基本戦略3 生物多様性保全の取組みの強化	2) 本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	③ 生物多様性に配慮した公園緑地管理の推進	公園整備の際は、在来種の植樹に努め、特定外来生物の防除に向けた管理を実施していきます。また、市内緑地において、市民活動団体主体の維持管理、緑地の清掃活動により集められたごみの回収を行なうなど活動を支援し、まち山の保全に努めた。団体が継続して維持管理を行なうことができた。	土木部	公園緑地課	A	開発による提供公園について、事業者との協議を行い、在来種の植樹に努めた。また、市内緑地において、市民活動団体主体の維持管理、緑地の清掃活動により集められたごみの回収を行なうなど活動を支援し、まち山の保全に努めた。団体が継続して維持管理を行なうことができた。	公園整備の際は、在来種の植樹に努めることができたが、既存の公園でトウネズミモチなどの外来種が確認されている。都度対応しているが、完全な除去には至っていない。	公園整備の際は、在来種の植樹に努めることができたが、既存の公園でトウネズミモチなどの外来種が確認されている。引き続き、団体の支援や連携を図り、緑地の維持管理を行なう市民活動団体に関する情報発信を行なう。	

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査 (令和6年度)

自己評価の評価方法

- A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
- B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
- C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
- D 実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和6年度の実施状況 (2024年度)	成果と課題	今後の方向性	委員意見 (R7.7.18) と市回答
19	基本戦略3 生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	① ナラ枯れ対策 カシノガキクイムによるナラ枯れ被害が西日本を中心に発生しているため、被害拡大防止に取り組んでいます。	市民環境部	産業振興課	A	被害最先端地の指定外のため、ナラ枯れの被害拡大防止事業を行わなかった。	ナラ枯れ被害の確認数が減少し、被害最先端地から外れている。	県と連携し、ナラ枯れの発生状況等、動向を注視する。	
20	基本戦略3 生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	② 有害鳥獣対策 川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害等との防止を目的に、個体数の調整などとしてインシシカの捕獲・処分を行っています。また、鳥獣による食害防止対策としての防護柵設置等に対する補助を行っています。	市民環境部	産業振興課	A	県漁友会川西支部協力のもと、川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防止等を目的に、個体数の調整などとしてインシシカの捕獲・処分を行っている。また、鳥獣による食害防止対策としての防護柵設置等に対する補助を行っている。	県漁友会川西支部協力のもと、一定数の捕獲・処分の成果が上がっているが、農作物被害は無くなっていない。	引き続き県漁友会川西支部と連携し、インシシカの捕獲・処分を行い、個体数管理を図っていく。	（前回委員意見）森林を保全している市内の市民活動団体の活動をサポート、推進できるような形で予算をお願いしたい。 (市)令和6年度から補助の制度を変えていて、防護柵の設置など、森林の保全に活用可能な支援制度「川西市森林整備等活動交付金」を新設し、令和6年度から運用を開始した。令和6年度は団体が活用され、計80万円の支援を受け実施した。 (前回委員意見)森林環境譲与税が各自治体で使用されているので、そういう財源を市内の植生保全にぜひ活かしていただきたい。 (市)森林環境譲与税交付金を令和6年新設の「川西市森林整備等活動交付金」の財源に充てて活用している。
21	基本戦略3 生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	③ 外来生物対策 農作物の被害などの防止、希少種を含めた在来生態系の保全・回復のため、特定外来生物であるアライグマ・スマーリアを対象に捕獲・処分を行っています。また、農作物被害防止対策に対する補助を行っています。さらに、セアカゴケモ、ヒアリ、アルゼンチンアリや、今後サクラやモモへの被害が拡大が懸念されるクリアカツヤカキリについて、注意喚起や駆除に関する啓発を行っています。	市民環境部	産業振興課 環境政策課	A	【産業振興課】県漁友会川西支部協力のもと、川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防止等を目的にアライグマやスマーリアの捕獲及び処分を行っています。 【環境政策課】セアカゴケモ、ヒアリに加えてクリアカツヤカキリについて、国・兵庫県からの情報を市内内部で情報共有するとともに、市民や自然活動団体等へ速やかに発信している。 【環境政策課】国・兵庫県からの情報を市内内部で情報共有するとともに、市民や自然活動団体等へ速やかに発信している。 【環境政策課】IHP、メールなどを活用し、市民・自然活動団体等にて注意喚起や駆除に関する情報を発信した。	【産業振興課】特にアライグマの捕獲依頼申請数及び捕獲数が多く、農作物被害等が多発発生している。 【環境政策課】国・兵庫県からの情報を市内内部で情報共有するとともに、市民や自然活動団体等へ速やかに発信している。 【環境政策課】引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、迅速な情報発信に努める。	【産業振興課】引き続き県漁友会川西支部と連携し、アライグマやスマーリアの捕獲・処分を行い、農作物被害等の防止に努めていく。 【環境政策課】引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、迅速な情報発信に努める。	
22	基本戦略4 各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築	① 生物多様性に関する情報交換の場の提供 黒川を中心としたまちづくり方針に基づき、旧黒川小学校グラウンド内に川西市黒川里山センターを整備します。里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として、生物多様性に関する情報を発信していきます。	市民環境部	文化・観光、スポーツ課	A	里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として、令和6年に川西市黒川里山センターの南北棟を耐震改修工事を行なった。黒川里山センターは令和5年より指定管理者による管理運営を行っており、旧黒川小学校の南北棟で里山学習の受け入れや生物多様性に関する事業を行なってきた。引続き情報発信していくとともに、地域外の狙い手である関係人口の拡大による地域課題の解決及び活性化につなげる必要がある。	川西市黒川里山センターの管理運営を指定管理者が行い、旧黒川小学校南北棟を拠点として生物多様性に関する事業を行うことになった。引続き情報発信していくとともに、地域外の狙い手である関係人口の拡大による地域課題の解決及び活性化につなげる必要がある。	令和6年度に南北棟の耐震改修工事を行った。今後もセンターを中心として情報発信を行っていく。	

**生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和6年度)**

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

No.	基本戦略		施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和6年度の実施状況 (2024年度)	成果と課題	今後の方向性	委員意見 (R7.7.18) と市回答
23	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)市民、団体、企業などとの連携の構築	② 森林ボランティアの支援	森林の保全に取り組む森林ボランティア団体の活動支援を行い、日本一の里山と言われる黒川地区の里山を含めた森林の整備に努めています。	市民環境部	産業振興課	A	新たな支援制度により黒川地区の里山を含めた森林の整備を行う市内の活動団体に補助金を交付することで、活動支援を実施した(関連項目No.20)。	支援対象や支援額の拡充により、4団体に対し計80万円の支援を実施した。 支援対象を拡充したが、申請団体数は増加していない(関連項目No.20)。	森林保全に取り組む団体等へ支援することにより、森林の整備や保全に努めていくとともに、支援制度の活用が進むよう周知を図る(関連項目No.20)。	
24	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)市民、団体、企業などとの連携の構築	③ 自然や景観への保全活動をサポート	市街地に点在する自然環境や景観については、市民団体や事業者などが実施する保全活動へのサポート方法を検討します。	都市政策部	都市政策課	A	・HPへの活動紹介やまちづくり支援事業の募集案での掲示等の住民・事業者等による景観形成の取組みや支援により、保全活動へのサポートへ繋げている件数が少なく、まだ市内には知られていない団体、活動があるため、順次発信していく。	・市民団体の活動をインターネットを使って掲載することにより、知つてもらい興味を持つてもらうことで保全活動へのサポートへ繋げれるような情報発信ができた。 現在掲載している件数が少なく、まだ市内には知られていない団体、活動があるため、順次発信していく。	住民・事業者等による景観形成の取組みをホームページで紹介する等、今後もインターネットを活用し積極的な情報発信を行う。	
25	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)市民、団体、企業などとの連携の構築	④ 事業者との連携及び生物多様性戦略作成の応援	兵庫県立一庫公園、独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所、国崎クリーンセンターなど生物多様性の拠点となる地点を管理する事業者などと連携し、生物多様性の保全活動を推進します。	市民環境部	環境政策課	A	環境月間の展示を6月に実施した。また、環境フェスティバルを10月に開催した。その中で国崎クリーンセンター啓発施設めぐらほたるの活動内容を紹介するなど、団体、事業者と連携・協力を維持することができた。	環境フェスを通じて団体、事業者の活動を市民に紹介することが出来た。	今後も環境フェスなどを通じて団体、事業者と連携・協力を維持していきたいと考えている。	
26	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	2)兵庫県や市民団体との既存事業の継続	① 北摂里山博物館構想	都会近くに残された北摂の里山地域一帯を「北摂里山博物館(地域まるごとミュージアム)」として整備し、生産活動はとじて環境学習、野外活動などを訪れる人々それぞれのニーズにあわせて利活用していくことを通じ、北摂里山の持続的な保全を図り、北摂地域の活性化につなげていく取組みを兵庫県と連携して実施していきます。	市民環境部	文化・觀光・スポーツ課	A	里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として里山里山センター南北棟を耐震改修工事した。	川西市黒川里山センター新棟南北棟の管理運営を指定管理者が行い、こどもを中心とした里山体験学習等の事業を行った。引き続き関係人口の拡大を図り地域課題の解決及び活性化につなげる必要がある。	令和6年度に南北棟の耐震改修工事を行い、2棟増った運営を開始している。センターを中心とした北摂里山を持続的に保全しつつ、地域の活性化につながる取組を展開していくために足を運んでもらうための方法を協議していきたい。	
27	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	2)兵庫県や市民団体との既存事業の継続	② NPOなどと連携した河川美化の実施	猪名川水系の美化環境を保全し、豊かな生物多様性を守るために、NPOなどが実施する河川美化活動を支援し、発生した廃棄物の収集、処理などを行っていきます。	美化衛生部	美化推進課	A	NPOなどが実施する河川美化活動の支援として、ごみの収集を10回実施した。	NPOなどと連携し、ごみの収集を行った。	引き続き、NPOなどが実施する美化活動を支援していく。	

**生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和6年度)**

自己評価の評価方法
 A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
 B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
 C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
 D 実施していない。実施内容等の再検討する必要がある。

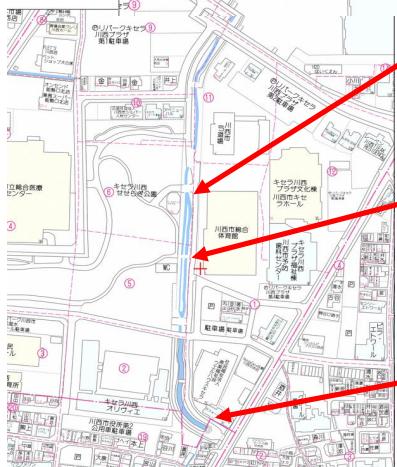
No.	基本戦略	施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和6年度の実施状況 (2024年度)	成果と課題	今後の方向性	委員意見（R7.7.18）と市回答
	全体、その他				市民環境部	環境政策課			<p>（前回の委員意見への回答、補足） （前回委員意見）川西市環境フェスタにおいて、キセラの水路でもともどのような生物が生息していて、どのような環境で今どのように変化してきたのか、どのような生物がいるのかというのを大きく取り上げるような内容で、川西市の展示で出展できなかっただけでなく、（市）川西市環境フェスタ出展予定団体と調整し、団体に水路の資料を展示してもらうことになった。</p>		

【資料 1 – 5】

出在家町（川西北小学校横）キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発について

<水路周辺地図>

掲示場所(案)



6 <掲示物文言案>

1.水路の豊かさを守ろう
～いろいろな生物が棲んでいます～

2.いろいろな生き物がいます。
～みんなで守りましょう～

3.みんなで守ろう！
水路の環境★ 生物多様性★

4.自然環境に关心を持とう！
～生態系を維持するためにできることとは？～

※上記文言案に地図、写真などを組み合わせて掲示
ラミネート表示





キセラ 生物多様性水路

ギリギリ残った希少な環境 【資料1－6】



昔の能勢口付近 多くの田畠があった

川西能勢口が開発される以前、この地域は自然豊かな田園と猪名川に続く支流があり、多くの生物が生息していました。現在キセラ川西に繋がる水路には、都市化が進行した中で生き残った生物が生息しており、猪名川水系においても希少価値の高い生物群が残っています。

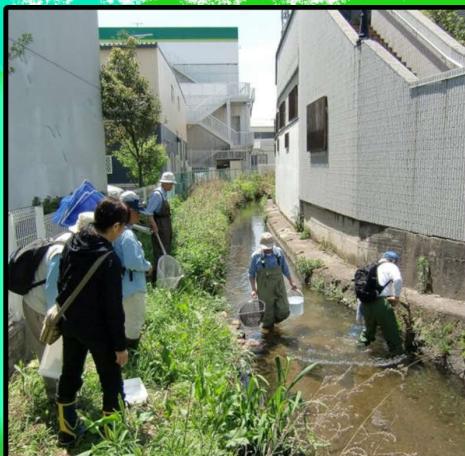
しかしながら環境変化により年々生息状況が危ぶまれており地域全体で認識を持ち注視していく必要があります。

貴重な生物群



市街地の中にありながら多様性に富んだ多くの生物が見られる。近年では外来種のアメリカザリガニが増えすぎるなどの問題も抱えている。

生物調査の様子



調査では猪名川で減ってしまった希少種の生き物が見つかる。

みんなで見守る必要がある

地元に貴重な自然があることを知っておく必要があります。

もしゴミが捨ててあったり、外来種が増えるなどの問題が起きていても知らなければ気づくことができません。

地域に住む皆の目で常に見守ることで貴重な自然を残すことが出来ます。

皆さんも近くを通ったら水路の中を覗いてみましょう。

兵庫県RDBレッドデータブック
生態系Cランクに指定されています。

水路の位置



生物多様性を維持する 【資料 1 – 7】

自然には長い年月をかけて形作られた複雑な生態系があり、その中で多くの生き物が関わりあっている事を生物多様性といいます。

私たちが暮らしていくには欠かせない農業や漁業、林業などは生態系に依存しているため、とても多くの恩恵をもたらします。それらを「生態系サービス」と呼びます。しかし生態系は小さな変化でも崩れてしまう場合があり普段から守ることが私たちの生活を守ることにつながります。

水路で外来種が繁殖しています



アメリカザリガニの駆除を行った

アメリカザリガニは水路の中流～下流域で特に多く生息しています。

貝類、魚類、水草の食害、また他の生物の隠れ場所を占拠するなど様々な影響を与えます。

駆除を行っても撲滅することが難しく一度侵入を許すと取り返しが付かない事態になります。



堰の溜まりで見つかったブルーギル

ブルーギルは繁殖力が非常に強く在来の魚類、甲殻類、水生昆虫など様々な物を食害し減少させます。

ブラックバスの餌として放たれ日本各地で繁殖しました。

川から運び出したり飼育、放流した場合は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科されます。

【資料 1 - 8】

自然活動団体用パンフレットスタンド設置概要

1. スタンド設置場所 ①市役所 1 階南玄関前（別紙 1、案内図参照）
②川西市立中央図書館入口（アステ川西 4 階）
2. スタンド設置日 令和 7 年 5 月下旬
3. 配架対象団体 川西市内で活動している自然活動団体 15 団体（黒川里山センター含む）
4. 配架可能な印刷物 A4 サイズまでのチラシ、パンフレット、リーフレットなど
自然活動団体の入会案内、行事案内など各団体の P R になる印刷物



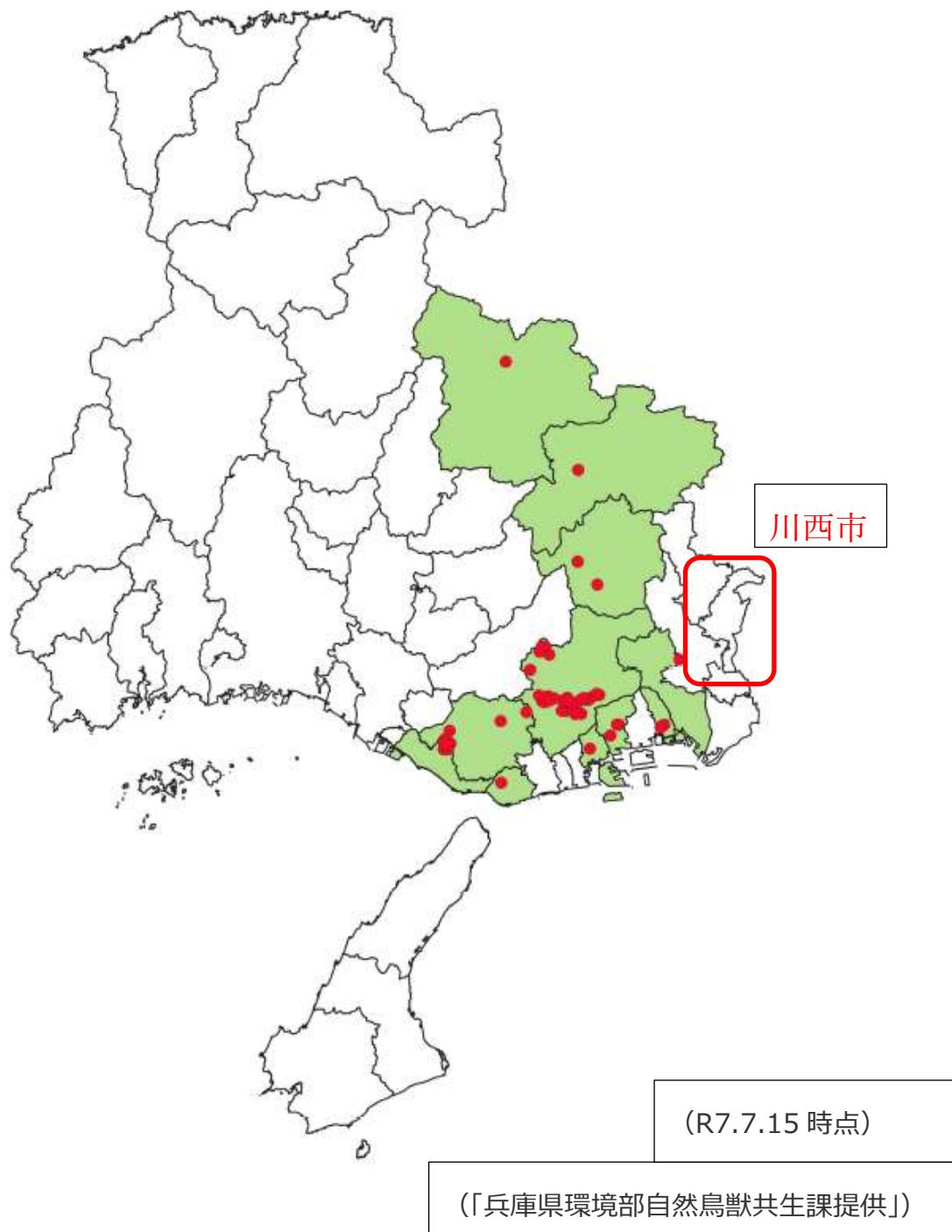
市役所本庁舎 1 階



中央図書館(アステ川西 4 階)

【資料 1 – 9】

本県におけるクビアカツヤカミキリ確認状況



3-11. 動植物

3-11-1. 現況調査

(1) 現況調査内容

動植物における現況調査内容は表 3-11-1 に示すとおりである。

表 3-11-1 現況調査内容

項目	内容	
調査項目	陸生動物の状況	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類
	維管束植物 ^{※1} の状況	植物相、植生
調査方法	現地調査	哺乳類：フィールドサイン法
		鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類：任意観察法
		植物相：任意観察法
		植生：植生図の作成
調査時期	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類	・ 哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類 令和 6 年 5 月 19 日
	植物相	令和 6 年 7 月 20 日 ・ 植物相 令和 7 年 4 月 14 日
調査地点	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類	事業計画地とする。
	植物相	

※1 維管束を有する植物（シダ植物及び種子植物）の総称。

(2) 調査結果

ア) 哺乳類

哺乳類は確認されなかった。

イ) 鳥類

鳥類は 4 目 10 科 12 種が確認された。

重要種は確認されなかった。

ウ) 両生類

両生類は確認されなかった。

エ) 爬虫類

爬虫類は確認されなかった。

オ) 昆虫類

昆虫類は 10 目 40 科 82 種が確認された。

重要種はミヤマアカネ及びシルビアシジミの 2 種が確認された。

カ) 植物

植物類は 35 目 61 科 173 種が確認された。

重要種は確認されなかった。

キ) 植生

事業計画地は、工場及びアスファルト・コンクリートの人工物が大部分を占めていた。次に裸地が多く、植栽については、人工物の合間にギヨウギシバ-チガヤ群落などの群落や高木及び低木植栽が点在していた。

3-11-2. 予測及び評価

(1) 土地の形質変更及び緑の回復育成

ア) 予測内容

土地の形質等の変更及び緑の回復育成に伴う動植物の予測の内容は表 3-11-2 に示すとおりである。

表 3-11-2 土地の形質等の変更に伴う動植物の予測内容

項目	内容	
予測項目	重要な種及び群落の生息・生育状況の変化	
予測方法	重要な種及び注目すべき生息・生育地について、分布または生息環境の改変の程度を踏まえ、影響の程度を予測する。	
予測時期	土地の形質の変更等	工事中の代表的な時期とする。
	緑の回復育成	工事完了後一定期間をおいた時期とする。
予測地点	事業計画地とする。	

イ) 予測結果

本計画においては、現況の建築物の解体及び整地を行った後、物流施設を建設する予定であるため、現状の動植物の生息・生育基盤は一時的に消失すると予測された。

また、本事業においては、現況の緑地（開発区域の 6%）を上回る、開発区域の約 20% の緑地を設ける計画としており、動植物の新たな生息・生育基盤は確保されると予測する。

なお、ミヤマアカネの生息地である水辺環境については、本計画において改変はない。シルビアシジミの生息地である緑地については、本計画において一時的に消失するが、新たな緑地には現況と同様にシルビアシジミが好む草本類を植栽する計画である。また、シルビアシジミは周辺の公園でも確認されていることから、周辺に生息地が確保されていると考えられる。

ウ) 環境保全措置

予測の結果、土地の形質等の変更及び緑の回復育成に伴う動植物への影響は生じるおそれがある。

よって、事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減することを目的として、表 3-11-3 に示す環境保全措置を実施する。

表 3-11-3 土地の形質等の変更及び緑の回復育成に伴う動植物に係る環境保全措置

項目	内容
土地の形質等の変更 緑の回復育成	・植栽においては、外来種の選定は控え、可能な限り周辺樹種と調和が図られる樹種や現況の植栽の樹種を選定する。

エ) 環境保全目標

環境保全目標は表 3-11-4 に示すとおりである。

表 3-11-4 土地の形質等の変更及び緑の回復育成に伴う動植物に係る環境保全目標

項目	内容
土地の形質等の変更 緑の回復育成	<ul style="list-style-type: none">・絶滅に瀕している種のリストに指定されている貴重な動植物の生息、生育や繁殖、繁茂に配慮していること。・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、動植物に及ぼす影響が可能な限り低減されていること。

才)評価

(a) 評価結果

現状の動植物の生息・生育基盤は一時的に消失すると予測されるため、土地の形質等の変更及び緑の回復育成に伴う動植物への影響は生じるおそれがある。

ここで、事業者は環境保全措置を実施し、可能な限り環境影響の回避・低減を図る計画としている。

以上より、絶滅に瀕している種のリストに指定されている貴重な動植物の生息、生育や繁殖、繁茂に配慮していること、環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、動植物に及ぼす影響が可能な限り低減されていることから、環境保全目標に適合すると評価する。

(b) 環境への影響

評価結果より、本事業による土地の形質等の変更及び緑の回復育成に伴う動植物の著しい影響はないと考えられる。

市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて（2）

第 1 章 事業計画概要

1-1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

事業者の名称 : 野村不動産株式会社
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 松尾 大作
 主たる事務所の所在地 : 東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号

1-2. 対象事業の概要

1-2-1. 事業の名称

(仮称) 北伊丹物流施設計画

1-2-2. 事業の規模

本事業は、表 1-2-1 に示すとおり、延べ面積が約 99,200m² であり、伊丹市環境影響評価に関する要綱第 2 条別表に示される対象事業（大規模建築物の建築）に該当する。

表 1-2-1 事業の種類及び内容

事業の規模	延べ面積（容積対象面積）：約 99,200m ²
事業の種類	大規模建築物の建築 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物（住宅施設を除く。以下「特定建築物」という。）であって、当該特定建築物の延べ面積（用途が不可分の関係にある 2 以上の建築物の場合においては、その延べ面積の合計をいう。以下同じ。）が 3 万平方メートル以上のもの新築及び増築、又は特定建築物の増築であって、初めて当該増築により当該特定建築物の延べ面積が 3 万平方メートル以上となるものの。

1-2-3. 事業の目的

近年、通信販売需要の急伸を受け、宅配便取扱個数が大きく増加し、配送の小口化、再配達による多頻度化等によりトラック需要が高まっている。

一方で、トラックドライバー不足であるなか、「物流の 2024 年問題」（働き方改革関連法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）への取組が課題となっている。

こうした課題に対して、従来の郊外から消費者に配送する郊外型大規模物流施設では、柔軟な対応が困難となる場合が多く、労働力、エネルギー利用の非効率化に伴うサービス低下が生じる可能性がある。

限られた労働資源やエネルギー資源を最大限活用する観点から、消費者とのラストワンマイル（発送された商品が最終の物流拠点から消費者に届くまでの配送のこと）を縮めたサービス強化として、最終配送拠点を都市部またはその近郊に配置する都市型物流施設が着目されている。

(仮称) 北伊丹物流施設計画（以下、「本事業」という。）の事業計画地は、伊丹市の北部に位置しており、当該エリアは、国道 171 号が東西に横断し、阪神高速道路の池田出入口、中国自動車道の中国豊中 IC 及び宝塚 IC に約 10 分でアクセス可能な交通インフラの充実したエリアである。

また、当該エリアは、伊丹市、川西市、宝塚市、池田市及び豊中市の人口集中地区に囲まれており、郊外型物流施設と比較し、従業員雇用の観点でも優位性が高い。

以上のことから、当該エリアは都市型物流施設の立地ポテンシャルを十分に有しております、郊外型物流施設に比べて、効率的なサービス提供が可能である。

こうした立地条件に加えて、野村不動産株式会社は全国での開発実績を元に、高機能型物流施設（車両ナンバー認証システム、トラックバース予約管理システム、照明一括管理システム等が導入された施設）とすることで更なる物流の効率化を図る。このように、テナント誘致とともに猪名川沿いに立地する産業施設等とも密接に関わりのある物流関連産業の振興により、雇用の創出及び周辺産業との相乗効果を發揮させ、地域経済全体の活性化を図ることを目的としている。

1-2-4. 事業の内容及び立地場所

本事業は、図 1-2-1 に示すとおり、伊丹市と川西市の市境にまたがるニデックオーケーケー（株）（以下、「Nidec」という。）の本社・猪名川製造所敷地の一部において、延べ面積が約 99,200m² の物流施設を建設するものである。

野村不動産株式会社は、Nidec による事業計画地の解体、整地が行われたのち、Nidec より事業計画地を引き受けることとなっている。

なお、Nidec は、本事業供用後も事業計画地外敷地において、事業を継続するとされている。

本事業の立地場所等の概要は表 1-2-2 に示すとおりであり、事業計画位置は図 1-2-2 に示すとおりである。

表 1-2-2 立地場所等の概要

所在 (地番)	兵庫県伊丹市、川西市 (兵庫県伊丹市北伊丹 8 丁目 10-1 他 3 筆)
位置	JR 福知山線「北伊丹駅」から約 0.6km 阪神高速道路「池田出入口」から約 2.5km 中国自動車道「中国豊中 IC」から約 4km 中国自動車道「宝塚 IC」から約 4km 大阪国際空港（伊丹空港）から約 3km
用途地域	工業地域（伊丹市、川西市）
建ぺい率	60%
容積率	200%
接道状況	敷地西側：県道尼崎池田線（片側 2 車線、幅員 27m） 敷地南側：市道北伊丹 7006 号線（1 車線、幅員 3.7m）
制限高さ※1	T.P. ※3 約 41～48m（おおよそ G.L. 25～38m※4 となる。）
浸水高さ※2	0.5m 以上 3m 未満

※1 出典：「大阪国際空港周辺における物件設置制限確認法 HP」に基づく（令和 5 年 11 月閲覧）。

※2 出典：「Web 版伊丹市防災マップ」における洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）
(令和 5 年 11 月閲覧)

※3 T.P.は東京湾平均海水面（Tokyo Peli）であり、日本の標高の基準を示す。

※4 G.L.はグラウンドレベルの略であり、地盤面からの高さを示す。なお、事業計画地の地盤面の高さは一定ではなく、また、事業工事に伴い、地盤面の高さは変動する可能性がある。

凡例

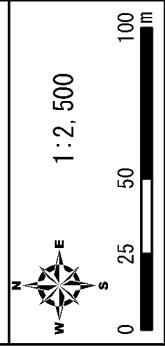
旧Nidec敷地



Nidec敷地



事業計画地



兵庫県立西猪名公園

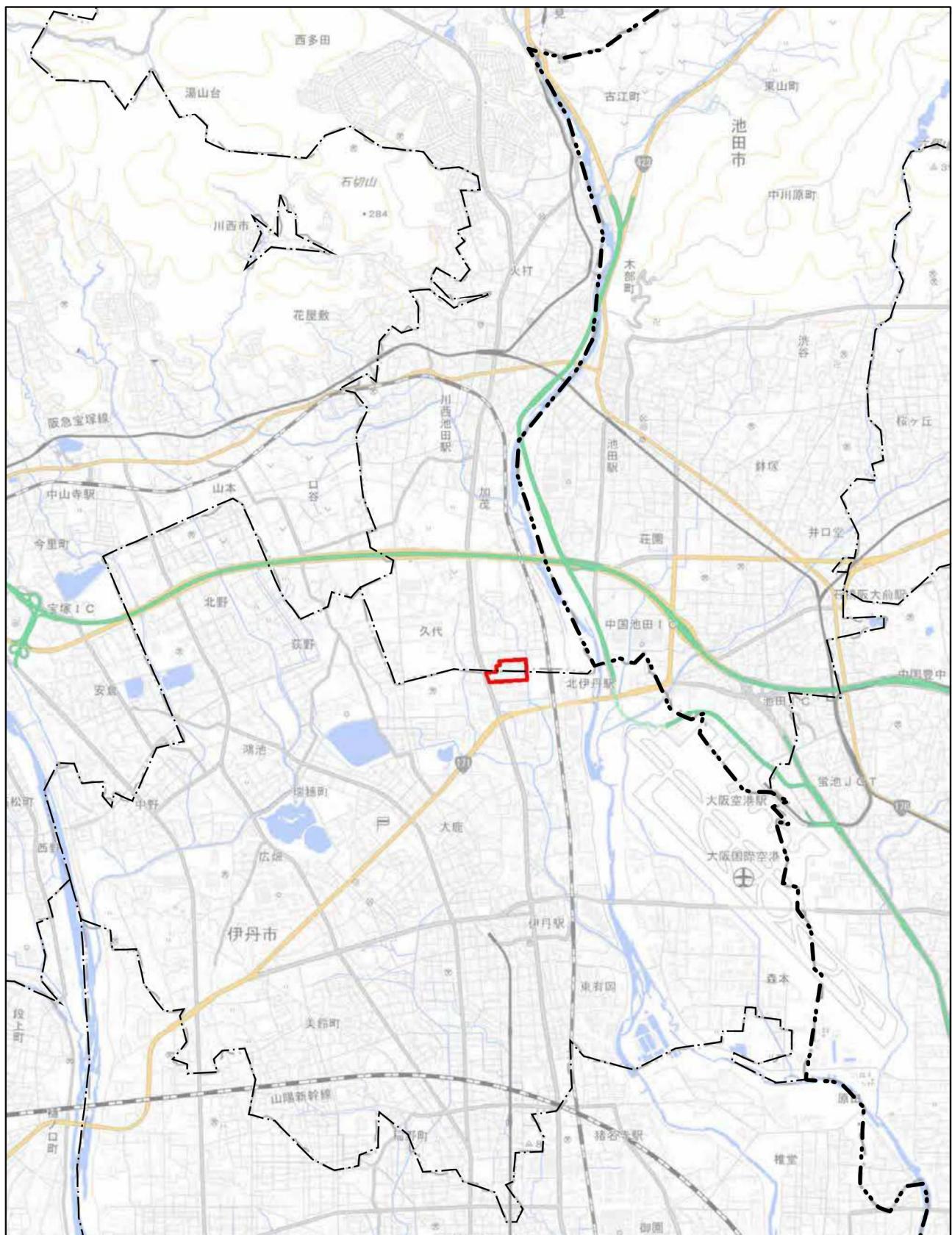
用水路(東川雨水幹線)

市道北伊丹7006号線

家電量販店

県道尼崎池田線

ホームセンター



凡 例

事業計画地

--- 県境

- - - 市境



1:50,000

0 500 1,000 2,000 m

(仮称)北伊丹物流施設計画に係る環境影響評価について

対象事業の概要

対象事業の概要

事業名称	(仮称)北伊丹物流施設計画
事業計画地	北伊丹8丁目10-1他3筆
事業者	野村不動産株式会社
事業の種類	大規模建築物の建築
事業の規模	延床面積:約104,891平方メートル
実施根拠	伊丹市環境影響評価に関する要綱

手続きの実施状況

環境影響評価概要書

提出	令和6年4月15日
公表	令和6年5月1日
縦覧期間	令和6年5月1日から5月21日まで
住民意見	提出期間 令和6年5月1日から5月21日まで
	提出件数 0件
	見解書の提出 一
伊丹市環境審議会	令和6年度第1回伊丹市環境審議会(5/20)
	令和6年度第1回伊丹市環境審議会専門委員会(7/1)
	令和6年度第3回伊丹市環境審議会(8/19)
	一
審査意見書(市長意見)	令和6年8月26日 第1次審査意見書(PDFファイル:262.7KB)

環境影響評価準備書

提出	令和7年5月7日
公表	令和7年5月15日
縦覧期間	令和7年5月15日から6月14日まで
説明会	開催日時、場所 一
	参加人数 一
	説明会実施状況報告書の提出 一

住民意見	提出期間	令和7年5月15日から6月14日まで
	提出件数	—
	見解書の提出	—
伊丹市環境審議会	—	—
	—	—
	—	—
	—	—
審査意見書(市長意見)	—	—

環境影響評価書

提出	—
公表	—



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader(Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader(Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

【資料 1 – 1 2】

**川西市
黒川里山センターとは？**

里山の自然や文化を楽しみながら、地域の人々とふれあうことができる交流の場です。明治時代に建てられた旧黒川小学校をリノベーションした2つの建物と、2024年に建てられた新棟の、あわせて3棟があります。

貸室のご利用はもちろんイベントへの参加やハイキングのひと休みの場として、お気軽に立ち寄りください。

**黒川でモノづくり
里山アトリエ**
3才以上 毎週土曜日・日曜日
自然素材で自由に工作！
モノづくりのゆったりとした時間をお楽しみください。(南棟)

**黒川で読書
森のどしょしつ どんぐり**
どなたでも 毎週水～日
図書の閲覧・貸出ができます。
本棚オーナーになれば自分の好きな本を貸し出すこともできます。(南棟)

**黒川で交流
黒川みんな食堂**
どなたでも 季節に1回
地域の食材をみんなで料理し、ゆるやかにつながる交流の場。



名称 川西市黒川里山センター
住所 〒666-0101 兵庫県川西市黒川字中尾 264 番
ご連絡 TEL: 072-738-0107 MAIL: info@kurokawa-satoyama.jp
開館日 毎週 水曜日～日曜日

お車でお越しの方

梅田から新御堂筋～箕面グリーンロード経由、
箕面とどろみ IC 下車。箕面森町・
豊能町吉川方面へ進み、国道477号から
妙見の森ケーブル跡を過ぎて
左折、県道605号を直進(約1時間)。
*車はグラウンドに20台程停められます(無料)

詳しくはHPへ 最新情報はSNSで
黒川里山センター LINE Instagram

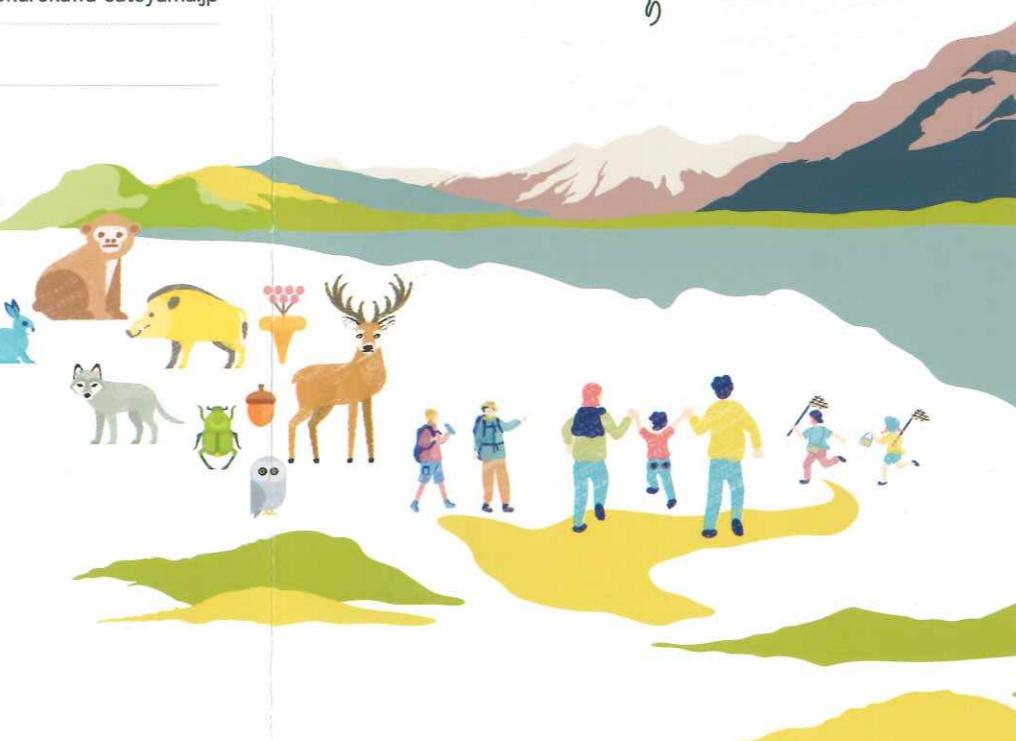
指定管理者： コクレオの森



くろかわ
さとやまセンター

KUROKAWA SATOYAMA CENTER

日本の里山ここにあり



貸室利用

一般 毎週水～日
地域団体や親子サークル、学校、企業など、様々な方にご利用頂いています。自然体験や外ヨガ、音楽イベントなど、里山の環境を活かした研修やイベントにぜひご活用ください。(裏面参照)



里山を知る 黒川里山塾

おとな・こども 週末 1ヶ月に1回
地域の方を講師に迎え、黒川の自然や文化、人の魅力を楽しく学ぶ講座。生きもの観察や里山林づくり、郷土料理づくりなどを予定しています。



里山で遊ぶ 里山あそび

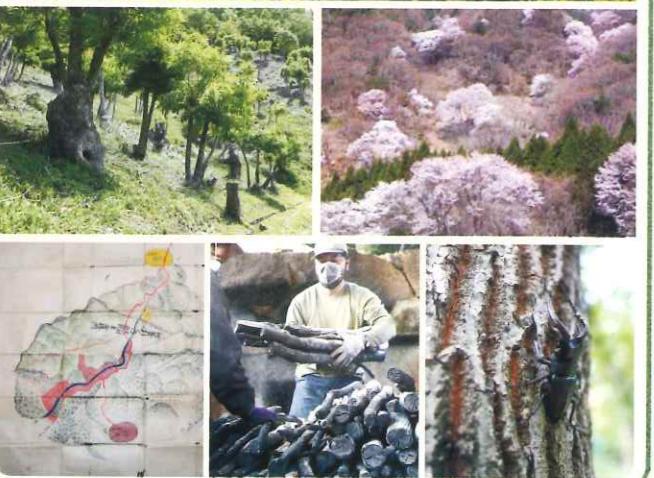
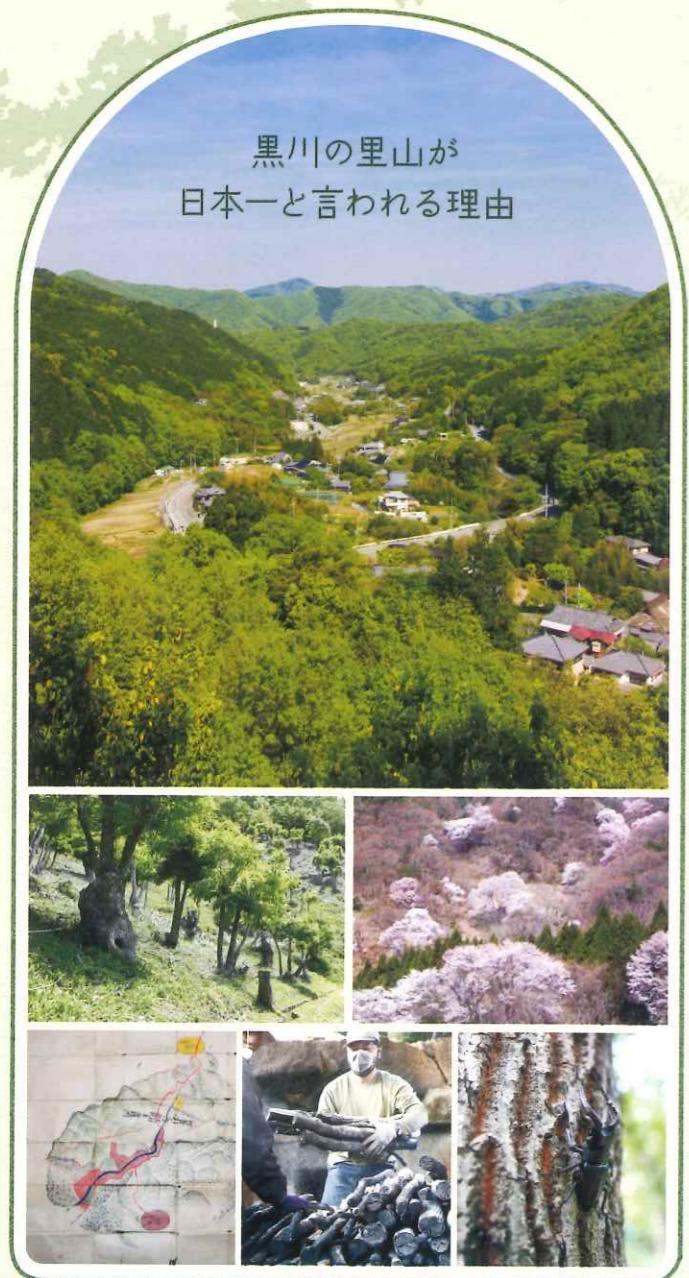
家族 週末 2ヶ月に1回
散策、工作、たき火など、里山の四季を感じる家族向けの自然体験



里山で過ごす 里山スクール

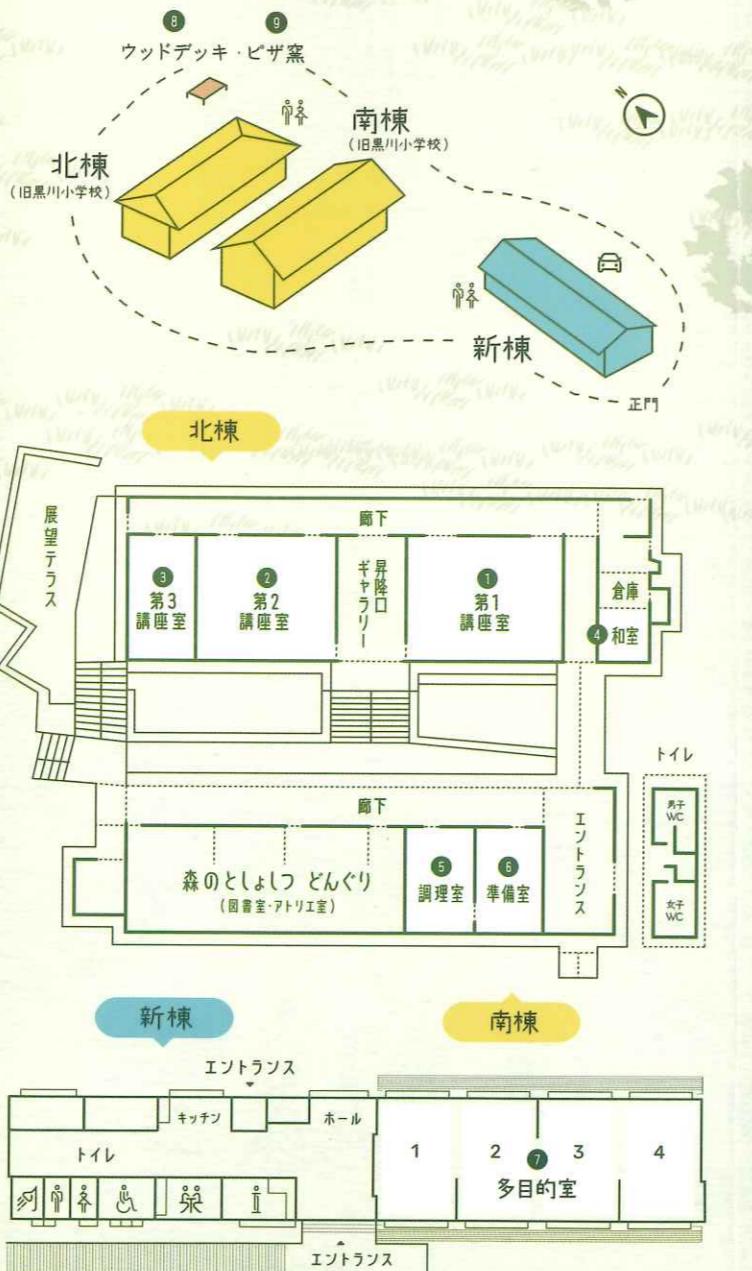
小中学生 毎週水曜日・木曜日
小中学生の平日の居場所。里山の四季折々の自然を楽しみながら散策、料理、モノづくりを通して自分の“好き”に出会います。





黒川は、豊臣秀吉や千利休も愛用した茶会で使用される菊炭の生産地であり、菊炭（一庫炭）の材料であるクヌギを育てるために人が常に手入れをしてきたことから、「日本一の里山」と呼ばれています。

黒川里山センターマップ



貸室について

室内	部屋名	定員	料金 (50分)
北棟	① 第1講座室	40人	380円
	② 第2講座室	40人	340円
	③ 第3講座室	20人	170円
	④ 和室	10人	120円
	一棟貸し (昇降口ギャラリーを除く)	1,010円	
南棟	⑤ 調理室	20人	160円
	⑥ 準備室	20人	160円
新棟	多目的室1区画	12人	710円
	⑦ 多目的室全面	50人	2,840円
野外	定員	料金 (一日)	
⑧ ウッドデッキ	40人	2,000円	(たき火スペース含め専有する場合)
⑨ ピザ窯	40人	3,000円	(ウッドデッキ・たき火スペース含む)
⑩ ウッドデッキ	40人	2,000円	
⑪ ピザ窯	40人	3,000円	

※番号がついていないところとウッドデッキは、フリースペースです

使用料の減免について

使用料の減免制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

川西市公共施設
予約システム



第3次川西市環境基本計画 進行管理表

環境分野	施策体系項目	進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準 R4年度 (2022年度)	現況			担当課 (回答課)
						R5年度	R6年度	R6年度の取組状況 (成果及び問題点)	
地球温暖化対策	1 川西市市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	減らす	492千t-CO ₂	486千t-CO ₂	530千t-CO ₂	令和6年度(令和4年度の実績)は、緊急事態宣言が発令されたことから、エネルギー利用に伴う温室効果ガスの排出量が、増加したと考えられる。 ※温室効果ガス排出量は、毎年2年前の数字が出るため、令和6年度に記載している数字は、令和4年度の実績となっている。	削減に向けては、市民が環境への関心を持ち、一人ひとりが脱炭素へ向けた取り手となることが重要である。市は、そのプラットフォームの形成に積極的に関わっていく。	環境政策課
		参考 川西市環境率先行動計画における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	参考値	11,701t-CO ₂	12,550t-CO ₂	13,351t-CO ₂	—	—
	2 再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす	26.530MW	31.303MW	37.372MW	基準年度に比べ、再生エネルギーの市内導入量は増加している。	共同購入事業に加え令和7年度に兵庫県が重点加速化事業委採択されたことにより、9月議会で、個人向けの太陽光発電設備への導入補助金を上程する予定。補助金の交付を行ことが決定すれば、補助金の周知等を行っていく。	環境政策課
	3 自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす	45.1%	48.5%	46.9%	MMや利用促進活動等を継続して行っているため、自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合は基準年度に比べると増加している。継続的にMMや利用促進活動に取り組み、より一層効果的な取組を検討していく。	MMや利用促進活動は、全ての事業を市が直接実施するには限界があることから地域や学校教育等で自主的に取り組んでいただけるような方法を模索していく。	交通政策課
	4 低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	21件	16件	11件	認定基準や税優遇のメリット等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果減少したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	低炭素建築物の認定制度については、R7年度以降も、さらなる普及を目指し、所得税の住宅ローン減税や登録免許税の軽減措置などのメリットを含めてPRをするなど、取組みに工夫を加えつつ、制度の活用を促していく。	住宅政策課
	5 長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	245件	219件	329件	認定基準や税優遇のメリット等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果増加したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	長期優良住宅の認定制度については、R7年度以降も、さらなる普及を目指し、所得税の住宅ローン減税や登録免許税の軽減措置などのメリットを含めてPRをするなど、取組みに工夫を加えつつ、制度の活用を促していく。	住宅政策課
地球環境	参考:4低炭素住宅認定数と、5長期有料住宅認定数の合計	省エネルギーに関する取組み	参考値	266件	235件	340件	—	—	—
	6 市民一人一日あたりのごみの排出量(総ごみ排出量÷365日÷年度末人口)	市民のごみ減量化に向けた取り組み	減らす	822g	800g	787g	ペットボトルは増加しているものの、主に燃やすごみとプラスチック製容器包装などが減少しているため、前年度実績より13g減少した。	各種媒体での周知や説明会の開催など継続的な啓発活動を進めていく。本市のごみ減量の取組みの発信や定期的な説明会の開催などの実施を進めていく。	美化推進課
	7 ごみのリサイクル率	再資源への取組み	増やす	26%	25.7%	25.2%	再生利用する新聞紙やビンの排出量が減少しているため、前年度実績より0.5ポイント減少した。	先進事例を参考に新たな施策を検討し、循環型社会の形成に向けた取組を進めていく。本市のリサイクルの取組みの発信や定期的な説明会の開催などの実施を進めていく。	美化推進課
循環型社会の									

第3次川西市環境基本計画 進行管理表

環境分野	施策体系項目 ～形成～	進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況			今年度の方向性	担当課(回答課)
					R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R6年度の取組状況 (成果及び問題点)		
		8 市内の公共施設における紙使用量 (外注分除く)	環境率先行動計画の推進	減らす	35,112,711枚	31,919,379枚	31,586,977枚	基準年度(令和4年度)及び昨年度と比較し、使用量は減少している。減少した理由として、電子決裁や府内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。	第6次環境率先行動計画では、量の削減から質への転換を行い、グリーン購入を進めていくこととする。	環境政策課
自然環境	里山・水辺の保全	9 森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	212人	153人	146人	令和5年度以前は「森林ボランティア団体支援事業補助金」により、森林ボランティア団体を対象に支援を実施した。各団体の登録数を基に補助金額を算定する制度であり、制度を活用された団体の登録数を指標に計上していた。令和6年度からは「川西市森林整備等活動交付金」に制度変更し、支援対象を森林ボランティア団体に限らず幅広く支援する形式に転換した。森林ボランティア団体に限らない支援制度ではあるが、里山保全活動に関する市民意識を評価する指標として適していると判断し、本制度を活用された団体の登録数を提出名簿を基に計上することとした。今後も新制度のPRを進めるとともに、里山保全活動への支援を継続する。	森林機能の保全のため、制度を有効に活用して貰えるようPRするとともに、里山保全活動の支援を継続する。	産業振興課
		10 河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	増やす	531人	586人	—	市民団体等の積極的・継続的な美化活動を通じて、河川環境に関する市民の意識形成に寄与してきたが、更なる意識向上を図るために継続的に今後も取り組んでいく。なお、令和6年度は、河川清掃活動に関する実行委員会が解散したため集計が出来なくなった。	市民団体等の積極的・継続的な美化活動を通じて、河川環境に関する市民の意識形成に寄与してきたが、更なる意識向上を図るために継続的に今後も取り組んでいく。	道路整備課
農地の保全	11 市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	581区画	623区画	559区画	土地所有者による土地利用方針の変更等により区画数は減少となった。引き続き民間による市民農園の新規開設を支援し、空き区画については追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	民間による市民農園の新規開設支援を継続する。空き区画については追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課	
	12 新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	増やす	6人	4人 (基準年度からの累計:10人)	5人 (基準年度からの累計:15人)	市独自の農地バンク制度を活用した新規就農者が増えた。しかし、あっせん出来る農地が少なく、農地バンク登録農地を増やすことが課題である。	市産業振興課や関係団等と連携し、新規就農者の確保に努める。また、農地バンク登録数が伸び悩んでいる現状を踏まえ、農地パトロールや生産組合長会議等の場を通じて周知し、登録件数の増加を図る。	農業委員会	
	13 直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	増やす	17店	17店	17店	直売所のぼりを掲げている店舗数は横ばいとなった。引き続き直売所のぼりの掲示について周知を行い、地産地消の推進に努める。	直売所のぼりの掲示について周知を行い、地産地消の推進に努める。	産業振興課	
様生物全の多	14 1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数(シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ)	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす	186匹 (有害94匹、外来92匹)	213匹 (有害122匹、外来91匹)	286匹 (有害100匹、外来186匹)	有害鳥獣の捕獲数が減少する一方、特定外来生物の捕獲数が大幅に増加した。捕獲活動従事者の担い手確保が課題である。	有害鳥獣及び特定外来生物の捕獲を継続する。わな猟免許取得を支援し、担い手の確保に努める。	産業振興課	
環境美化の推進	15 市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	減らす	12,980kg	9,950kg	11,110kg	基準年度からは減っているものの、前年度からは増加した。不法投棄防止重点地区(5地区)を中心としたパトロール等を実施したものの道路からの死角部分において、廃タイヤ等の産業廃棄物が大量に見つかるなど不法投棄物の総量がR5年度に比べ増加した。マナーやモラルに起因するところが大きいことから、パトロールや看板設置など対策は実施しているものの、不法投棄を未然に防ぐ効果的な対策を検討することが課題である。	従来の市民モラルに訴える看板だけでなく、よりメッセージ性の強いナッジ看板の設置などに取り組むとともに河川管理者等とも連携し効果的な対策を研究していく。また、土木部全課のパトロール業務の中で不法投棄の監視、回収を行うなどパトロール体制を継続していく。	道路管理課	
	16 クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	増やす	28,597人	34,287人	33,599人	参加団体が減少したため、前年度より参加者が688人減少した。	先進事例を参考に新たな施策を検討し、循環型社会の形成に向けた取組を進めていく。本市のリサイクルの取組みの発信や定期的な説明会の開催などの実施を進めていく。	美化推進課	

第3次川西市環境基本計画 進行管理表

環境分野	施策体系項目	進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況			今年度の方向性	担当課(回答課)
					R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R6年度の取組状況 (成果及び問題点)		
都市・生活環境 住環境の安全・安心の向上		17 放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	443台	369台	386台	新たな取り組みとして、土曜日の撤去・啓発を開始した。また撤去現場等における啓発活動を継続した事により全体的には減少傾向となった。ただし、川西能勢口駅周辺について、西友閉鎖等による駐輪環境の変化により、撤去台数が増加し、全体では前年度比+17台となった。	撤去台数が増加している川西能勢口駅周辺について、周辺駐輪場の案内に加え、放置時間帯や行き先などを調査・分析を実施し重点的に対策を講じることとする。	交通政策課
		18 加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.025ppm (環境基準達成)	0.023ppm (環境基準達成)	0.022ppm (環境基準達成)	環境基準(0.06ppm)に対して安定して下回った状況が継続している。	継続して監視(測定)を行い、環境基準に適合しているか公表していく。	環境政策課
		19 多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.7mg/L (環境基準達成)	0.6mg/L (環境基準達成)	1.0mg/L (環境基準達成)	環境基準(2.0mg/L)に対して安定して下回った状況が継続している。	継続して監視(測定)を行い、環境基準に適合しているか公表していく。	環境政策課
		20 道路に面する騒音の環境基準達成率	公害による周辺環境への影響	増やす	87.5% (7/8)	75.0% (6/8)	62.5% (5/8)	中国縦貫自動車道及び国道176号線(昼間・夜間)、市道993号(夜間)において環境基準値に不適合であったため目標の達成には至らなかつたが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満の値が継続している。	継続して監視(測定)を行い、環境基準に適合しているか公表していく。	環境政策課
		21 航空機騒音の測定結果	公害による周辺環境への影響	減らす	61dB	62dB	62dB	空港関連事業者への環境対策施策の実施を継続して要望している。懸案の遅延便対策については、新たな制度の導入が決定された。航空機需要はコロナ前水準並に回復しており、騒音値は昨年と同値で高止まりしている。	R7年4月に導入された新たな「夜間騒音抑制料」制度の有効性(実効性)について、関係機関において必要な取組(評価・点検など)を適切に実施するよう求めしていく。 環境基準には依然未達であり、環境改善(基準達成)に向けたさらなる取組みが必要である。引き続き、大阪国際空港周辺都市対策協議会を通じて、新鋭低騒音機の導入など、空港周辺地域の環境保全につながる事項を要望していく。	都市政策課
		22 行政が受理する年間公害苦情件数	行政が受理する年間公害苦情件数	減らす	58件	63件	44件	昨年度と比較し、大気汚染、水質汚濁、騒音、その他に関する苦情が減少し、振動、悪臭に関する苦情が増加した。 R5年度から、工事事業者等に近隣住民等へ工事説明を行っていただくよう依頼したことなどが、工事現場の騒音苦情減少した一因と考える。	事業者に対して、近隣住民への事前説明を行っていただくよう依頼するなどして、事業者と協力しながら、苦情に繋がらないような取組みを行っていく。 また、水質汚濁については、県や関係課と協力して対応していく。	環境政策課
		23 「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合(市民実感調査)	道路環境の整備に関する取り組みの効果	増やす	62.1%	66.9%	62.4%	従前は、補修案件毎に発注を行っていたが、平成30年度からは事前に担当事業者を決めておく「地域型」を導入したことで、市民ニーズに可能な限り適切に対応することができた。	車と人が安心安全に移動できる道づくりの実現に向けて、都市計画道路等の整備や舗装、橋梁など老朽化する施設の長寿命化を着実に進めることが安心安全の土台であると考えている。そのうえで効果的な交通安全施設の整備、幅広い世代に対する交通ルール・マナーに関する啓発事業などを複合的、相乗的に推進させ、交通事故の少ない社会を目指していく必要がある。	道路整備課

第3次川西市環境基本計画 進行管理表

環境分野	施策体系項目	進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況			今年度の方向性	担当課(回答課)
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R6年度の取組状況 (成果及び問題点)	
良好な都市景観の形成	24	川西の景観に关心がある市民の割合(市民実感調査)	都市景観に関する市民意識	増やす	81.9%	82.6%	76.9%	景観まちづくりに関する情報をまとめたホームページ「景観ポータルサイト」を公開し、「景観ビューポイントマップ」や景観形成に関する活動内容を紹介した。 啓発や情報発信について、SNSの活用など手法を変えながら取り組む	景観形成への関心を高めるための情報発信について、川西市景観計画に基づき、市民・事業者との協働による取り組みを進める。 R6年度はSNSの活用など情報発信のチャンネルを増やした。R7年度は、発信する内容及び発信方法を工夫する。	都市政策課
	25	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合(市民実感調査)	自然共生の実態	増やす	85.9%	91.20%	86.20%	令和5年度に比べ、令和6年度は減少しているものの、基準年度に比べ、令和6年度の実績値が高くなった。この背景には、都市緑化祭や駅前の草花の植栽などの実施などによる緑化啓発。また、維持管理では、街路樹の剪定等、例年と同水準でみどりの保全に努めていることが要因としてあげられる。	みどりの魅力や活動団体に関する情報発信、イベントの開催等により、みどりに対する関心を深めていただく機会を創出していく。	公園緑地課 環境政策課
	26	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	増やす	36団体	39団体	41団体	緑化啓発や広報誌での周知やグリーンフラワーグループの活動報告展を開催など広く募集を行うことで、団体数が増加し、公園に彩りや安らぎを与えた。	引き続き団体数が増加するように、グリーンフラワーグループの活動報告展の開催等でPRに努める。	公園緑地課
環境情報の発信と共有	27	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	増やす	13,740 アクセス	10,333 アクセス	13,774 アクセス	令和5年度より3,441アクセス増加した。住民にとって必要な情報を発信するため、「野焼きについて」や「太陽電池発電による感電事故防止について」など新たな情報を追加した。	環境に関する動向等の情報収集を行い、住民にとって必要な情報を発信していく。	環境政策課
	28	「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合(市民実感調査)	環境保全活動に関する情報の入手状況	増やす	20.3%	22.0%	—	令和6年度より、市民実感調査の設問から「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」が削除されている。	市民実感調査については、項目が無くなつたことから、環境フェスタの参加者数を計上することを検討。	環境政策課
環境行動	29	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	現状維持	100% (16校)	100% (16校)	100% (16校)	黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	ボランティア団体の支援、協力の体制を広げ、フィールド学習や体験学習をより充実させる。	教育保育課
	30	自然フィールド研修参加者数			29人	29人	30人	黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	時期や実地研修の内容を見直し、より実践的な研修にしていく。	教育保育課
環境の保全活動	31	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合(市民実感調査)	環境保全活動への市民意識	増やす	9.0%	7.0%	9.9%	令和6年度は、令和5年度に引き続き、より多くの方が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的とした「川西市環境フェスタ」を開催。令和6年度は出展団体と相談し、開催時期を10月に前倒し(令和5年度は12月開催)し、環境フェスタに参加した人が自然活動団体の現地の活動に参加しやすいようにした。	環境フェスタの開催を含め、環境保全活動に関心を持ていただけるような発信を行っていく。	環境政策課

エネルギー利用・温室効果ガス排出状況等 (R7.8.19修正)

【資料2-2】

本市の温室効果ガス排出量の削減目標

年度	基準年度 2013年度	2020年度	2021年度	2022年度(現況)	目標 2030年度	長期目標 2050年度
基準年度比	-	31%削減	32%削減	25%削減	50%削減 (吸收源含む)	排出実質ゼロ (カーボンニュートラル)
温室効果 ガス排出量	710千t	492千t (218千t)	486千t (224千t)	530千t (180千t)	355千t (355千t)	

と の出典)自治体排出量カルテ CO2排出量の現状把握(2025年7月末時点)

温室効果ガス排出量の()内の数字は、2013年度との差

部門・分野別の温室効果ガス排出量の比較

部門・分野	2020年度 排出量	2021年度排出量	2022年度排出量	2022年度 2021年度
	千t	千t	千t	千t
産業	86	112	107	-5
業務その他	115	107	121	14
家庭	140	123	149	26
運輸	129	127	131	4
一般廃棄物	22	17	22	5
合計	492	486	530	44

再生可能エネルギーの導入状況

区分	既導入分								既存計画分								
	導入件数(件)				導入容量(MW)				導入件数(件)				導入容量(MW)				
	2022年9月末	2024年6月末	2024年12月末	-	2022年9月末	2024年6月末	2024年12月末	-	2022年9月末	2024年6月末	2024年12月末	-	2022年9月末	2024年6月末	2024年12月末	-	
太陽光発電	10kW未満	4,339	4,855	5,012	157	17.864	20.689	21.537	0.848	71	1	84	83	0.4195	0.003	0.442	0.439
	10kW-1MW未満	307	307	307	0	4.965	4.965	4.965	0.000	16	1	1	0	0.5348	0.125	0.125	0.000
	1MW以上	1	2	5	3	1.000	2.950	8.170	5.220	4	1	0	-1	7.17	1.240	0.000	-1.240
	太陽光発電合計	4,647	5,164	5,324	160	23.830	28.604	34.672	6.068	91	3	85	82	8.1243	1.368	0.567	-0.801
風力発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電		1	1	1	0	2.700	2.700	2.700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		4,648	5,165	5,325	160	26.530	31.303	37.372	6.069	91	3	85	82	8.1243	1.368	0.567	-0.801

既導入分: FIT・FIP制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー事業計画のうち、既に導入された設備分

既存計画分: FIT・FIP制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー事業計画のうち、未導入の設備分

出典)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト

「エリア別での認定及び導入量 市町村別認定・導入量」

参考: 本市のエネルギー需要量

区分	電力								燃料・熱(B)				全エネルギー(A+B)				
	電力量			エネルギー換算値(A)					燃料・熱(B)			全エネルギー(A+B)					
	GWh/年		TJ/年		TJ/年		TJ/年		TJ/年		TJ/年		TJ/年		TJ/年		
産業	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度 2021年度 ()は前年 度比	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度 2021年度 ()は前年 度比	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度 2021年度 ()は前年 度比	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度 2021年度 ()は前年 度比	
	製造業	37.6 (7.0%)	49.4 (8.8%)	45.1 (7.7%)	-4.4 (91.1%)	175.9 (7.3%)	237.8 (8.7%)	212.4 (89.3%)	-25.4 (16.7%)	1007.3 (20.7%)	1353.5 (19.4%)	1263.6 (93.4%)	-90.0 (14.0%)	1183.2 (17.2%)	1591.4 (16.0%)	1476.0 (92.8%)	-115.4
	建設業・鉱業	2.2 (0.4%)	2.4 (0.4%)	2.4 (0.0%)	0.0 (0.4%)	9.9 (0.4%)	11.5 (0.4%)	11.2 (97.2%)	-0.3 (0.6%)	37.8 (0.6%)	41.7 (0.6%)	37.9 (90.7%)	-3.9 (0.6%)	47.7 (0.6%)	53.2 (0.6%)	49.0 (0.5%)	-4.2 (92.1%)
業務その他	農林水産業	0.2 (0.04%)	0.2 (0.03%)	0.2 (0.00%)	0.0 (0.04%)	0.9 (0.03%)	0.9 (0.03%)	0.0 (0.00%)	13.6 (0.23%)	12.7 (0.19%)	11.4 (0.17%)	-1.3 (90.02%)	14.6 (0.17%)	13.5 (0.15%)	12.3 (0.13%)	-1.2 (91.04%)	
	家庭部門	224.7 (42.0%)	240.2 (42.6%)	234.1 (40.0%)	-6.2 (97.4%)	1002.8 (41.8%)	1135.0 (41.6%)	1087.2 (39.9%)	-47.8 (95.8%)	1404.4 (23.2%)	1499.3 (22.9%)	1471.2 (98.1%)	-28.1 (28.5%)	2407.2 (28.4%)	2634.2 (27.7%)	2558.4 (97.1%)	-75.9
	運輸部門	251.1 (46.9%)	251.9 (44.7%)	283.5 (48.5%)	31.6 (112.6%)	1117.6 (46.6%)	1248.7 (45.8%)	69.8 (105.6%)	1848.4 (30.6%)	1929.7 (28.8%)	45.6 (102.4%)	2965.9 (35.1%)	3132.8 (33.8%)	3248.2 (35.2%)	115.5 (103.7%)		
合計		535.5 (100%)	563.4 (100%)	584.8 (100%)	21.4 (104%)	2397.3 (100%)	2728.0 (100%)	2724.9 (100%)	-3.1 (99.9%)	6043.3 (100%)	6537.4 (100%)	-21.6 (99.7%)	8440.6 (100%)	9265.4 (100%)	9240.7 (100%)	-24.7 (99.7%)	

【2020年度、2021年度、2022年度の欄の数字について】

上段: 各年度の実績値 下段カッコ内: 各年度での割合

【2022年度 -2021年度 ()は前年度比の対比の数字について】

上段: 2022年度の数字と2021年度の数字の差 下段カッコ内: 2021年度と比較した2022年度の割合

出典)兵庫県エネルギー消費統計、総合エネルギー統計、自治体排出量カルテ(全国、兵庫県、川西市)

注) %値は合計から見る部門別の割合を表しています。

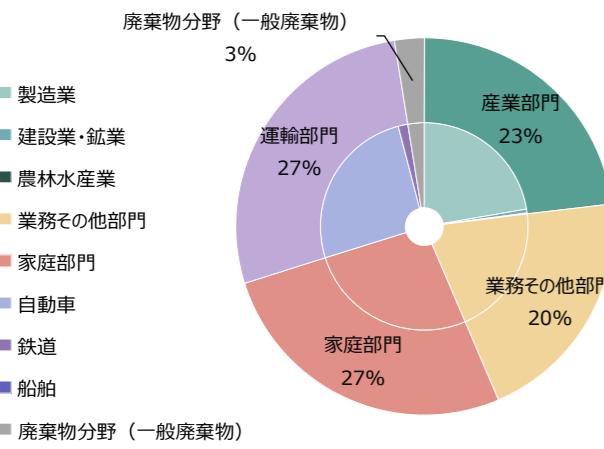
小数点以下の四捨五入の関係により、電力量とエネルギー換算値が一致しないことがあります。

自治体排出量カルテ① CO₂排出量の現状把握

川西市

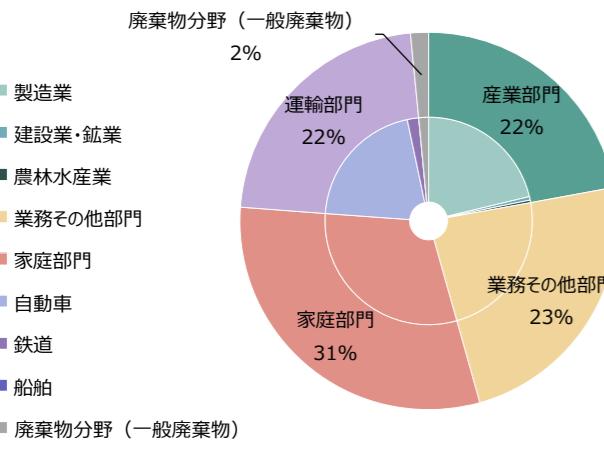
○地方公共団体の部門・分野別CO₂排出量（標準的手法）

1) 部門・分野別CO₂排出量構成比 平成17年度（2005年度）



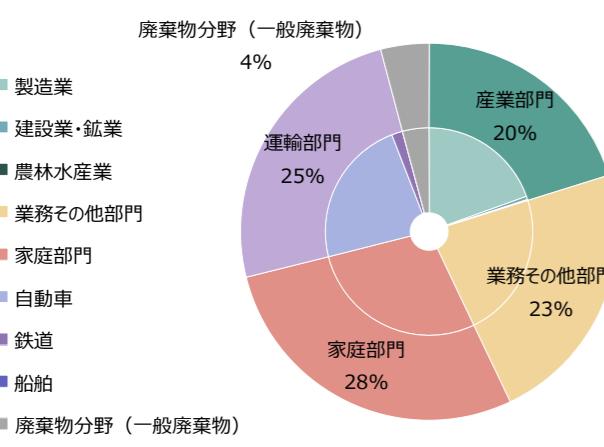
部門・分野	平成17年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合計	633	100%
産業部門	146	23%
製造業	141	22%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	1	0%
業務その他部門	130	20%
家庭部門	168	27%
運輸部門	173	27%
自動車	164	26%
旅客	122	19%
貨物	41	7%
鉄道	9	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	16	3%

2) 部門・分野別CO₂排出量構成比 平成25年度（2013年度）



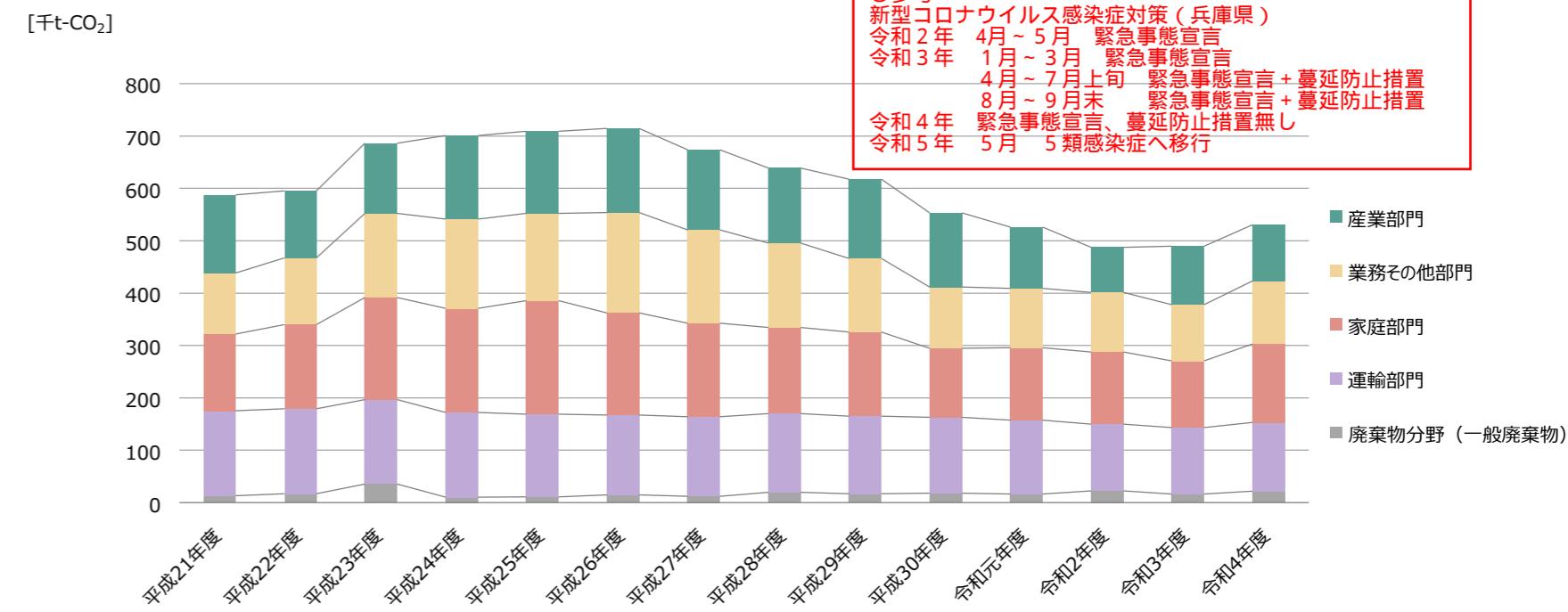
部門・分野	平成25年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合計	709	100%
産業部門	157	22%
製造業	150	21%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	3	0%
業務その他部門	167	23%
家庭部門	217	31%
運輸部門	158	22%
自動車	146	21%
旅客	109	15%
貨物	37	5%
鉄道	12	2%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	11	2%

3) 部門・分野別CO₂排出量構成比 令和4年度（2022年度）



部門・分野	令和4年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合計	530	100%
産業部門	107	20%
製造業	103	19%
建設業・鉱業	3	1%
農林水産業	0.82	0%
業務その他部門	121	23%
家庭部門	149	28%
運輸部門	131	25%
自動車	122	23%
旅客	85	16%
貨物	37	7%
鉄道	9	2%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	22	4%

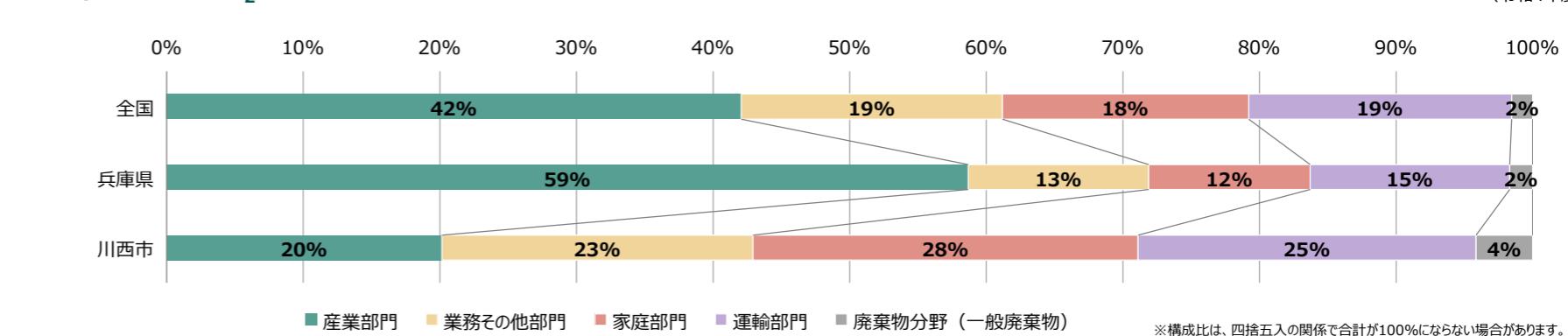
4) 部門・分野別CO₂排出量の推移



部門・分野	部門・分野別CO ₂ 排出量													
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	588	595	686	701	709	715	674	639	618	553	526	488	490	530
産業部門	149	128	134	159	157	161	153	143	152	141	117	86	112	107
製造業	142	119	127	152	150	154	146	136	146	136	112	83	108	103
建設業・鉱業	3	5	5	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
農林水産業	4	4	3	3	3	3	4	3	3	3	0.86	0.90	0.82	0.82
業務その他部門	116	128	160	170	167	192	178	161	140	117	113	114	107	121
家庭部門	147	161	195	217	195	179	165	161	132	139	138	127	149	149
運輸部門	162	162	161	162	158	152	152	150	148	145	141	127	127	131
自動車	153	153	150	150	146	140	140	139	137	135	131	118	118	122
旅客	115	115	113	113	109	104	103	102	100	98	95	83	81	85
貨物	37	38	37	37	37	37	37	37	38	37	35	37	37	37
鉄道	9	10	11	12	12	12	12	11	11	10	10	9	9	9
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	13	17	36	10	11	15	12	20	17	18	16	22	17	22

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

5) 部門・分野別CO₂排出量構成比の比較（都道府県平均及び全国平均）

区域のCO₂排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づき、統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別CO₂排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設ごとの年間処理量等から推計しています。各地方公共団体の過年度のデータは、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「部門別CO₂排出量の現況推計(部門別データ)」(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suiseki2.html) を御参照ください。本カルテに掲載している推計年度は、地方公共団体実行計画（区域施策編）で地域の温室効果ガス排出量の目標を策定する際に基準年度や現状年度として選択できます。令和4年度（2022年度）は最新の現況推計年度です。各部門・分野別CO₂排出量構成比を分析することで施策の検討に役立てることができます。

【資料2-4】

川西市
Kawanishi City

暮らし・手続き イベント・観光 市役所・施設案内 市政情報 事業者向け いざというとき

現在の位置: トップページ > らし・手続き > ごみ・環境・斎場・霊園・上下水道局 > 環境 > 川西市ゼロカーボンシティパートナー企業一覧

暮らし・手続き

- ごみ・環境・斎場・霊園・上下水道局
- 環境
 - 野焼きについて
 - 今年は7月26日(土曜日)に川西市環境フェスタを開催しました
 - 太陽電池発電設備による感電事故防止について
 - 令和7年度 V2H充放電設備への補助金制度について
 - うちエコ診断WEBサービスキャンペーン「ひょうごecoチヨイス2025」の募集開始について
 - 猪名川沿い(清和台付近)に環境啓発の横断幕を掲示しました
 - 喫煙マナー向上のため喫煙所を設置しました
 - 川西市ゼロカーボンシティ宣言について
 - 太陽光パネル・蓄電池設置費補助金について(受付は終了いたしました)
 - 【ご案内】自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金について
 - 川西市ゼロカーボンシティパートナー企業の募集について
 - 川西市ゼロカーボンシティパートナー企業一覧
 - 太陽光パネル・蓄電池の共同購入支援事業
 - 【事業者向け】太陽光発電の共同調達支援事業
 - 川西市の大気測定

清和源氏のふるさと

Google 提供

川西市ゼロカーボンシティパートナー企業一覧

X Facebook LINE ページ番号1022332 更新日令和7年8月4日 印刷

「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業一覧」

川西市は、市の脱炭素の取り組みについて「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業」とともに進めています。

▶ [登録についてはこちらをご覧ください。「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業の募集について」](#)

川西市ゼロカーボンシティパートナー企業(五十音順)

【アサヒ飲料株式会社】

温室効果ガス(CO₂)削減に関する取組み

取組み	内容
BtoB(ボトルトゥボトル)の取組み	猪名川上流広域ごみ処理施設組合(川西市・猪名川町・能勢町・豊能町)とアサヒ飲料、リサイクラー2社との企業連合体でボトルtoボトルに関する協定を締結。回収したペットボトルをリサイクルし、新たなペットボトルへの再生、再利用に取組む。
CO ₂ を食べる自販機の設置提案	大気中のCO ₂ を吸収する国内初(注)の自動販売機のご提案、設置を通して、川西市のゼロカーボンシティ宣言に貢献する。(注)アサヒ飲料株式会社調べ

環境・自然の保全に関する啓発活動

取組み	内容
環境フェスタへの出展	ペットボトルリサイクルのボトルtoボトルを学ぶことができるブースを出店(予定)。
三ツ矢サイダー水の未来と環境教室	三ツ矢サイダーを題材に、水の大切さや地球環境保全について考えるSDGsスクール。小学校の授業時間にて実施。
三ツ矢サイダーLABO	三ツ矢サイダーを題材に、水の大切さや地球環境保全について考えるSDGsスクール。

▶ [アサヒ飲料株式会社「サステナブルな地球のために」\(外部リンク\)](#)

【大阪ガス株式会社】

温室効果ガス(CO₂)削減の取組み

取組み	内容
CO ₂ の削減	エネファームの拡販によるCO ₂ の削減に貢献する。

▶ [Daigas グループ「サステナビリティへの取組」\(外部リンク\)](#)

【株式会社ミツワ】

温室効果ガス(CO₂)削減の取組み

取組み	内容
カーボンオフセットLPGの利用	自社で空調や温水に使用するプロパンガスにカーボンオフセットLPGを活用する。
高効率給湯器の普及促進	エネファーム、ハイブリット給湯器、エコジョーズといった高効率給湯器の普及促進に取り組む。
重油からガスへの燃料転換推進	燃料転換によりCO ₂ の排出を削減する。

TOPへ戻る

- ▶ [《6月は「環境月間」です》](#)
- ▶ [豊能郡ダイオキシン問題に関する本市の対応について](#)
- ▶ [生物多様性ふるさと川西戦略について](#)
- ▶ [「COOL CHOICE\(クールチョイス\)」について](#)
- ▶ [微小粒子状物質\(PM2.5\)についてお知らせします](#)
- ▶ [川西市環境基本計画](#)
- ▶ [猪名川でのPFASの水質検査について](#)
- ▶ [環境の概況](#)
- ▶ [路上喫煙・ポイ捨て防止対策について](#)
- ▶ [環境率先行動計画・光化学スモッグの監視など](#)
- ▶ [エコドライブ・ノーマイカー](#)
- ▶ [届出手続きのご案内](#)

▶ [GAS DIVISION\(ガス事業部\)\(外部リンク\)](#)

より良いウェブサイトにするために、ページのご感想をお聞かせください。

質問1:このページは分かりやすかったですか?

(1)分かりやすかった (2)どちらともいえない (3)分かりにくかった

質問2:質問1で(2)(3)と回答されたかたは、理由をお聞かせください。(複数回答可)

ページを探しにくい 内容が多すぎる 内容が少なすぎる タイトルが分かりにくい 文章の表現が分かりにくい 箇条書きや表の活用など見せ方の工夫が足りない その他

質問3:質問2でその他と回答されたかたは、理由をお聞かせください。

(注)個人情報・返信を要する内容は記入しないでください。
所管課への問い合わせについては下の「このページに関するお問い合わせ」へ。

[送信](#)



このページに関するお問い合わせ

市民環境部 環境政策課(衛生業務)

〒666-8501 川西市中央町12番1号 市役所3階

電話:072-758-3262 フax:072-740-1336

✉ [市民環境部 環境政策課\(衛生業務\)へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

[◀ 前のページへ戻る](#) [▲ トップページへ戻る](#)

表示

PC

スマートフォン



川西市役所 [法人番号:9000020282171]

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 [[地図](#)] 電話:072-740-1111(代表)

Copyright © City of Kawanishi. All rights reserved.



TOPへ戻る

【資料2-2】エネルギー利用・温室効果ガス排出状況等の補足資料

○川西市の一人当たりのエネルギー需要量

○各燃料の使用に伴う温室効果ガス排出係数

排出源	単位	数値	数値	数値	参考：2014年度 (平成26年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2014年度と比べた時 の2022年度の割合	2021年度と比べた時 の2022年度の割合
					%	%	%	%	%
ガソリン	kg-CO2/L	2.32	2.32	2.32		0.0%	0.0%		
軽油	kg-CO2/L	2.58	2.58	2.58		0.0%	0.0%		
灯油	kg-CO2/L	2.49	2.49	2.49		0.0%	0.0%		
A重油	kg-CO2/L	2.71	2.71	2.71		0.0%	0.0%		
液化石油ガス	kg-CO2/m ³	3.00	5.97	5.97		99.0%	0.0%		
都市ガス	kg-CO2/m ³	2.24	2.24	2.24		0.0%	0.0%		
					99.0%	0.0%			

川西市環境率先行動計画より、CO₂ 排出係数を一部抜粋

基準年度である2013年度の排出係数が不明であることから、参考に、基準年度に最も近い2014年度の排出係数を記載している。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
全エネルギー需要量 (TJ/年)	8440.6	9,265.4	9,240.7
人口 (統計要覧毎年9月末時点)	151,091	150,085	148,952
÷	0.055864438	0.061734567	0.062038405

2020年度から2022年度にかけて、1人あたりのエネルギー需要量は増加している。特に2022年度は前年度と比べ、エネルギー需要量および人口は減少しているものの、一人当たりのエネルギー需要量は増加している。

○関西電力の排出係数

単位：t - CO₂/kWh

事業者	参考：2013年度 (平成25年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
関西電力	0.000475	0.00351	0.00311

出展：環境省HP 「温室効果ガス排出量 算定・報告・公開制度」より抜粋

2013年度：調整後排出係数、2021年度、2022年度：調整後排出係数（残差）の数字

1、第5次川西市環境率先行動計画の総括（概要）

(1) 第5次川西市環境率先行動計画の目標

削減目標：ア) 温室効果ガス排出量 2024年度に2019年度比で12%以上削減

イ) コピー機印刷枚数 2024年度に2019年度比で30%以上削減

(2) 第5次川西市環境率先行動計画の結果

ア) 温室効果ガス排出量

2019年度 基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2024年度 目標値
11,096	10,931	12,657	11,701	12,550	13,351	9,067

結果：2024年度で13,351t-CO₂

削減量：2019年度の温室効果ガス排出量と比べ、20%増加

削減目標：未達成

総括：第5次環境率先行動計画の目標を達成できなかった主な要因として、総合医療センターの開院、学校における電気および都市ガス使用量の増加による影響が大きいと考えられる。ただし、総合医療センターは民間病院と市立川西病院の2つの病院が統合したものであり、民間病院の電気使用量は把握していないが、市立川西病院および民間病院が閉院されたことにより、地域全体のエネルギー使用量は減少していると考えられる。

学校における使用量の増加については2020年度以降、新型コロナウイルス対策の換気や夏期の臨時開校により使用量が増加したと考えられる。また2023年度は使用量が減少したが、新型コロナウイルス感染症対策のため換気を行いつつ、室内の温度調整を図るため空調の設定を例年より強くしたこと、また猛暑により空調を使用する時期が早まり、使用期間が長期化しており、基準年度と比べ多くなっている。電気および都市ガス使用量の増加に繋がったと考えられる。

イ) コピー機印刷枚数

年度	2019 (令和元年度) (基準年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)	2023 (令和5年度)	2024 (令和6年度)
実績枚数	4,401,141	3387375	2,734,449	2,132,551	1,993,972
削減率（%） (基準年度-当該年度) ÷ 基準年度 × 100	-	23.0	37.9	51.5	54.7

結果：2024年度の実績枚数は1,993,972枚

削減量：2019年度と比べ、54.7%削減

削減目標：達成

総括：電子決裁や府内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。

コピー機印刷枚数における紙の削減目標は2022年度で達成し、2023年度、2024年度にさらに削減していることなどから、第6次環境率先行動計画では、量の削減から質への転換を行い、グリーン購入を進めていくこととします。

2、第6次川西市環境率先行動計画について（概要）

当該計画の策定を前にして、前計画の総括を後ろにするなど、一部構成を変更しております。

第6次川西市環境率先行動計画目次

1. 地球温暖化対策実行計画とは ······	p.1 ↗
2. 計画の目的 ······	p.2 ↗
3. 計画の基準年度と期間 ······	p.2 ↗
4. 計画の目標設定 ······	p.2 ↗
5. 計画の基準年度と期間 ······	p.2 ↗
6. 対象とする温室効果ガスの種類 ······	p.2 ↗
7. 第6・5次川西市環境率先行動計画の策定 ······	p.4 ↗
8. 資料 ······	p.11 ↗

- 資料① 第6次環境率先行動計画の策定資料 ↗
- 資料② 第5次川西市環境率先行動計画の総括 ↗
- 資料③ 第5次川西市環境率先行動計画のエネルギー使用状況 ↗

（1）計画の基準年度と期間

・温室効果ガス排出量削減の基準年度：2013年度

国・県の目標設定及び本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合性を図り基準年度を2013年度とする。

・各取組みの基準年度：2024年度

第5次川西市環境率先行動計画（前回）との比較・進捗の把握を目的として、基準年度を2024年度とする。

計画期間：2025年度から2030年度

（2）計画の目標値

1. 温室効果ガスの削減量 2030年度の温室効果ガス削減量を2013年度比で50%削減

	2013年度 (実績値)	2024年度 (実績値)	2030年度 (本計画目標 値)	2050年度 最終目標値 (実質ゼロ)
削減率 (対2013年度)	-	18.2%	50%	100%
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	16,323	13,351	8,162	0

実績報告に当たっては、令和7年度の各使用エネルギーの実績より、「地方公共団体実行計画策定・管理支援システム LAPSS」を使用して回答いただく予定です。

【参考】第5次川西市環境率先行動計画の目標値

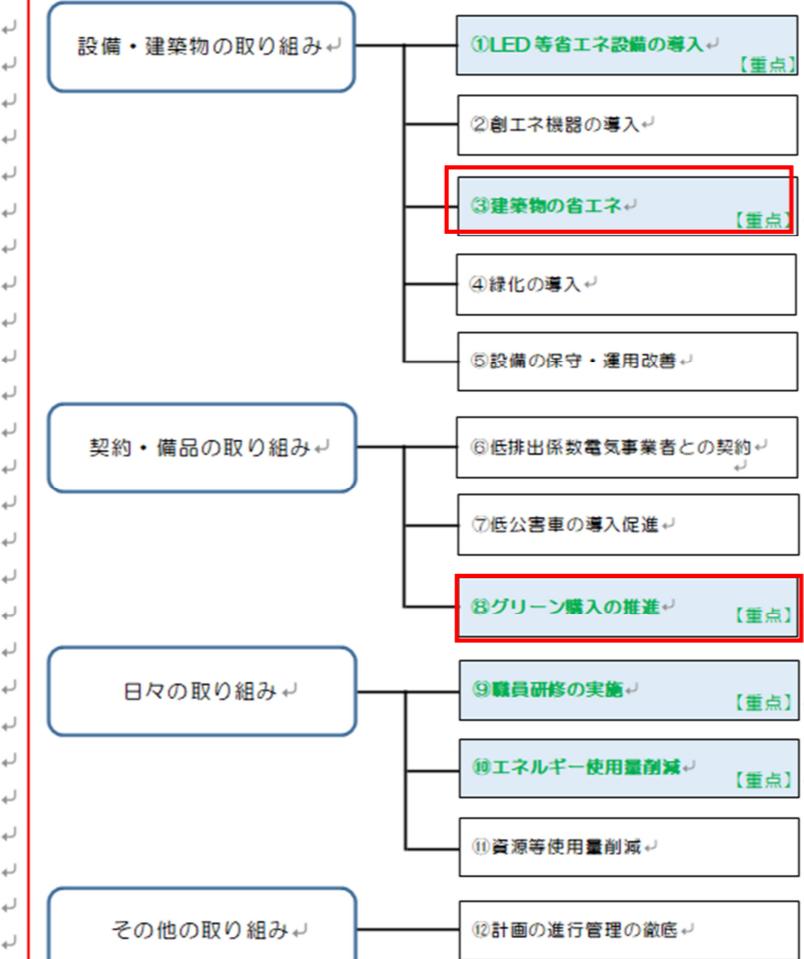
温室効果ガス削減量 2024年度の温室効果ガス削減量を2019年度比で12.0%以上削減

	2013年度 (実績値)	2019年度 (実績値)	2024年度 (本計画目標値)	2030年度 (長期目標値)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	16,323	11,096	9,763	8,162
削減率 (対2013年度)	-	32.0%	40.2%	50.0%
削減率 (対2019年度)	-	-	12.0%	26.4%

（3）取組み方針

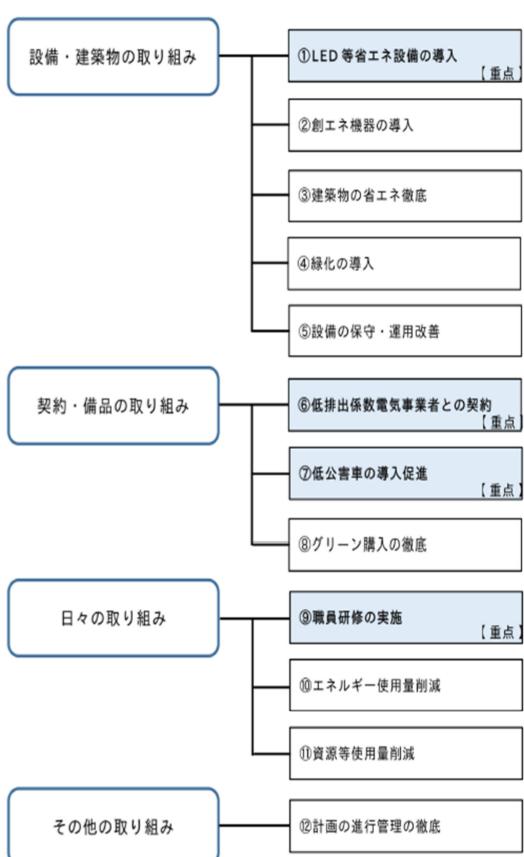
本計画では次の5項目を重点項目として取組みます。

第6次川西市環境率先行動計画の取組み方針



赤色の枠囲いをしている項目が、新たな取組み項目となっています。

参考：第5次川西市環境率先行動計画



第5次環境率先行動計画から変更した部分を赤字
見え消しで記載しております。

【資料3－3】

第6次 川西市環境率先行動計画 (案)

(川西市地球温暖化対策実行計画 事務事業編)

2025年度～2030年度



地球温暖化防止のために私たちが取り組むこと

2025年 月 策定

目 次

1 . 地球温暖化対策実行計画とは · · · · ·	p. 1
2 . 計画の目的 · · · · · · · · · · · · ·	p. 2
3 . 計画の目標設定 · · · · · · · · ·	p. 2
4 . 計画の基準年度と期間 · · · · ·	p. 2
5 . 計画の範囲 · · · · · · · · ·	p. 3
6 . 対象とする温室効果ガスの種類 · · · ·	p. 3
7 . 第 6 次川西市環境率先行動計画の策定 · ·	p. 4
8 . 資料 · · · · · · · · · · · · · · ·	p. 1 1
資料	第 6 次環境率先行動計画の算定資料
資料	第 5 次川西市環境率先行動計画の総括
資料	第 5 次川西市環境率先行動計画の エネルギー使用状況

1. 地球温暖化対策実行計画とは計画策定の背景と趣旨

地球温暖化対策実行計画とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、地方公共団体が策定する計画（「地方公共団体実行計画」）のことで、区域施策編と事務事業編の2つに大別されます。

事務事業編は、自治体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減や吸収作用（森林など）の保全・強化を推進するための指針となる計画であり、市の内部での取組みが主な対象となります。本市では、この「第6次川西市環境率先行動計画」が事務事業編にあたります。

区域施策編は、自治体の自然的・社会的条件等に応じて、温室効果ガスの排出量削減や再生可能エネルギーの導入を推進するための指針となる計画であり、市民の取組み、事業者の取組み、市が市民・事業者に対して行う取組みが主な対象です。本市では、第3次川西市環境基本計画の第5章に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)をとして策定しています。

2. 計画の目的

市が一事業者・一消費者としての立場から、市の事務及び事業に関し、設定した目標に向かって、環境保全のため行動計画を自ら率先して実行し環境負荷の低減を図り、また、温室効果ガス排出抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ります。

また、そのことにより、市民・事業者の自主的な取組みの促進に資することを目的とします。

3. 計画の目標設定

国は、地球温暖化対策実行計画に基づき、2013年度比で、2030年度までに温室効果ガス排出量を46%削減（50%削減の高みをめざす）としています。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ65%、79%削減することをめざすとなっています。

兵庫県は、2021年度に兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定し、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度と比べて、48%削減することを目指として掲げています。

本市でも、国や県の目標と整合を図り、同様の基準で2030年度までに、温室効果ガス排出量を2013年度と比べて、50%削減を目標として設定します。

表1 温室効果ガス排出量削減目標

実施主体	目標年度 2030年度(2013年度比)
国	46%(50%の高みを目指す)
兵庫県	48%
川西市	50%

4-3. 計画の基準年度と期間

温室効果ガス排出量削減の基準年度：2013年度

国・県の目標設定及び本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合性を図り基準年度を2013年度とする。

各取組みの基準年度：2024年度

第5次環境率先行行動計画（前回）との比較・進捗の把握を目的として、基準年度を2024年度とする。

計画期間：2025年度から2030年度

5-4. 計画の範囲

市のすべての事務・事業を対象とするため、原則、市立総合医療センター、~~市立川西病院~~、市立小・中学校等を含めたすべての組織や施設を対象とします。

なお、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が行う廃棄物処理業務は、一部事務組合が行っている事業のため、対象外とします。

猪名川上流以降の文章は、後日修正をおこないます

6-5. 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類はエネルギー起源の二酸化炭素のみを対象とします。なお、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項では算出対象にメタンや一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が含まれますが、二酸化炭素に対して排出量が微量であり、把握が困難であることから対象外とします。

○参考

メタン：無色。家畜の糞尿、有機性の廃棄物の最終処分場、沼沢の底などから発生する。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼす。

一酸化二窒素：二酸化炭素やメタン等の他の温室効果ガスと比べて、大気中の濃度は低いが、単位重量当たりで高い温暖化をもたらす能力（地球温暖化係数）を持つ。

ハイドロフルオロカーボン：冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤に利用されていたが、大きな放射強制力を持つ温室効果ガスであり、2008年から2012年の温室効果ガス削減目標を定めた京都議定書において排出削減の対象ガスに加えられた。

パーフルオロカーボン：人工的温室効果ガスの一つ。ハイドロフルオロカーボンほどの使用量には達していないが、近年使用量が急増している。

六フッ化硫黄：フッ素と硫黄の化合物で人工的工業的に生成される化合物で、電気機器用では遮断機などの絶縁ガスとして利用される。地球温暖化係数が高い。

7-8. 第6-5次川西市環境率先行動計画の策定

7-8-1 計画の目標値

1. 温室効果ガスの削減量

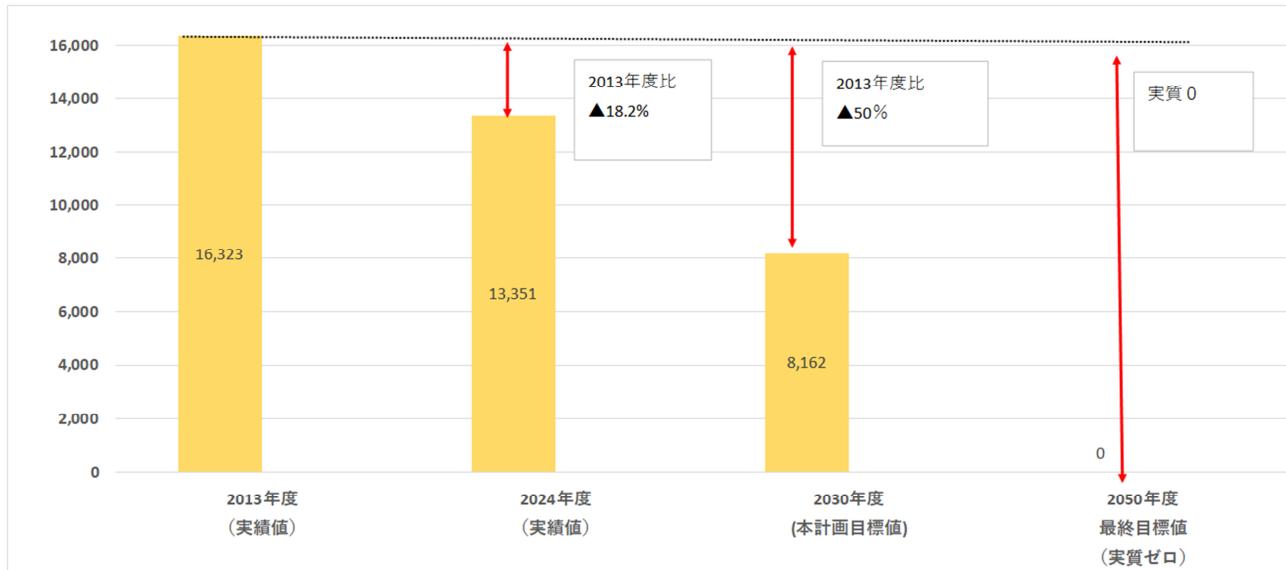
2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減。

6%削減

表2 温室効果ガス排出の目標値

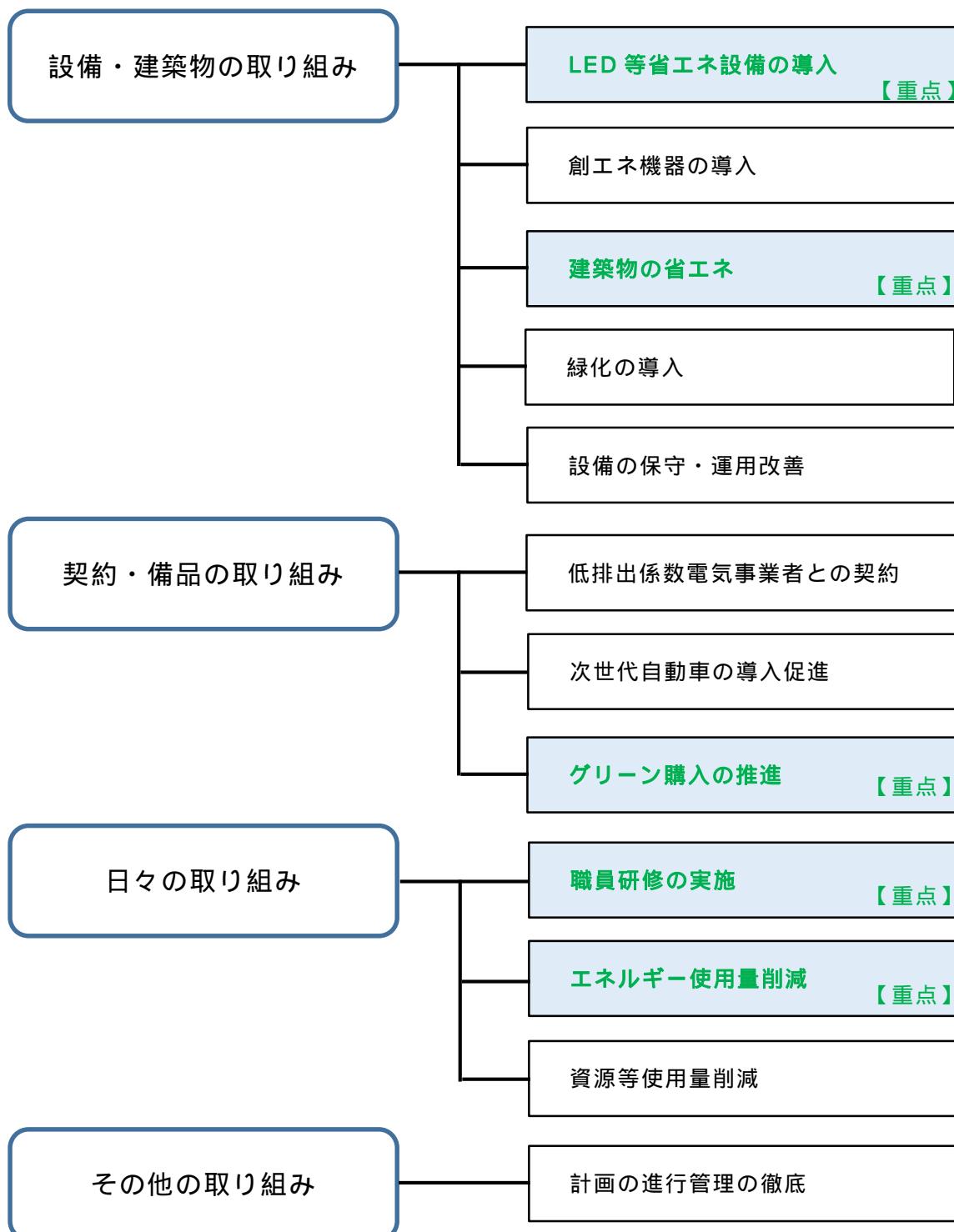
	2013年度 (実績値)	2024年度 (実績値)	2030年度 (本計画目標 値)	2050年度 最終目標値 (実質ゼロ)
削減率 (対2013年度)	-	18.2%	50%	100%
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	16,323	13,351	8,162	0

図1 温室効果ガス排出の目標値



7.8-2 取り組み方針

~~温室効果ガス排出量のうち、電気使用に伴う排出が約6割を占めていることから電気に関する取り組みが重要です。そこで、本計画では、省エネ設備の導入、建築物の省エネ、グリーン購入の推進、職員研修の実施、エネルギー使用量削減の5項目を重点項目として取組みます。~~



7-8-3 取り組み内容

1. 設備・建築物の取り組み

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとします。



LED 等省エネ設備の導入（重点）

【LED】

白熱電球・放電蛍光灯から LED 照明への転換を図り、照明の高効率化に努めます。~~まずは本庁舎から100% LED 照明化を行い、他施設にも展開を図ります。~~ LED 化にあたっては、学校、保育所、公民館、コミュニティセンター、市営住宅など、省エネ効果の高い公共施設を優先的に行っていきます。

【空調設備、給湯設備】

高効率の設備への改修を推進します。また、全体的な設備の改修が困難な場合は部分的な設備の更新に努めます。

創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与~~します~~するため、施設改修時に~~は積極的な導入を図ります~~検討を行います。

創エネ機器…太陽光発電のように自然の力をを利用してエネルギーを創る機器

建築物の省エネ（重点）

建築物~~で消費する1次エネルギーの収支をゼロとするネット・ゼロ・エネルギー~~ビル（ZEB）~~やエネルギー管理システム（BEMS）を導入する~~などの省エネ性能向上を図るため、公共施設の新築時は~~特に温室効果ガス排出抑制に配慮します~~ZEB 化を推進し、BEMS の導入について検討します。

また、既存建築物について~~おいても、CO₂削減 ZEB 化ポテンシャル診断等の調査結果等を実施し、改善を行います。~~踏まえて施設の改修方法を検討します。

Z E B…省エネにより使うエネルギーを減らし、太陽光等の創エネによりエネルギーをつくることで快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の1次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

BEMS…建築物内に設置された電気機器等のエネルギー使用量などを計測し、「見える化」を図り、機器制御によって建築物内のエネルギーの適正化を実現する「エネルギー管理システム」のことです。

緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

設備等の保守・運用改善

施設毎に次の設備等のシステム更新や改修の現状、運転時間、使用状況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

- ・空調、換気設備
- ・ボイラー、給湯機
- ・照明設備
- ・電気製品、事務用機器

2. 契約・備品の取り組み

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとします。

低排出係数電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の1つとします。

次世代自動車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入すると CO₂ 排出量を約半分に削減できます。（電気自動車の性能や使い方、電気の CO₂ 排出係数によって異なる。）車両更新時に合わせて計画的に次世代自動車を目指します。

次世代自動車…ハイブリット車(HV。原動力はガソリンと電気)、プラグインハイブリット車(PHEV。HVより電気に重点が置かれている)、電気自動車(EV。原動力は電気のみ)、燃料電池自動車(FCV。原動力は水素と酸素の化学反応)など、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車。



グリーン購入の推進（重点）

前計画でのコピー機印刷枚数の目標値は、2019年度比で30%以上の削減としていました。市役所内のコピー機での印刷枚数は、目標値の2019年度比30%減少を達成し、また紙の使用量（紙の購入枚数）も2019年度比で30%以上削減しました。

第6次川西市環境率先行動計画においては、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的としたグリーン購入を進めます。市が環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、毎年グリーン購入実績を集計し、環境に優しい商品をどのくらい購入しているか確認していきます。

川西市グリーン購入調達方針



補足：第6次環境率先行動計画の策定に併せて、川西市グリーン購入ガイドラインを更新し、グリーン購入対象商品の項目の整理や、報告対象項目の整理を行うとともに、現状に応じた環境ラベルを追加。



令和7年月

川西市グリーン購入調達方針（表紙）

3. 日々の取り組み

市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

職員研修の実施（重点）

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施します。

エネルギー使用量削減（重点）

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

- 不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。
- 昼休み時は、可能な範囲での消灯・調光を行い徹底します。
- 庁舎内や会議室の空調にあたっては、室温を、冷房は28℃、暖房は20℃を目安に設定する。

- ・クールビズ・ウォームビズを実施します。
- ・空調使用時は送風機も併用します。
- ・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。
- ・パソコンディスプレイの明るさを業務に支障がない範囲で下げます。
- ・長時間離席する場合はパソコンの電源を切れます。
- ・ノー残業デーを遵守し、**電気の一斉消灯に努めます。**
- ・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。
- ・停車中のアイドリング・ストップや、急停車・急発進をしない等エコドライブを遂行し、エネルギー消費を削減します。

資源等使用量削減

ア．次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

- ・電子決裁を行います。
- ・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。
- ・ＩＣＴの推進により、会議用資料そのものを削減します。
- ・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

イ．次の事項により、水の使用量の削減に努めます。

- ・水の出しちゃなしをやめ、確実に止水します。
- ・トイレで無駄な水を流しません。
- ・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。

ウ．その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底

- ・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。
- ・OA機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者に回収してもらうなどリサイクルに努めます。
- ・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物量削減に努めます。
- ・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。
- ・水道使用量、可燃ごみ排出量については引き続き使用料の把握を行います。

4．その他の取り組み

計画の進行管理の徹底

計画の進行管理については、「**7号- 4 計画の進行管理**」に基づき管理を行います。

7-8-4 計画の進行管理

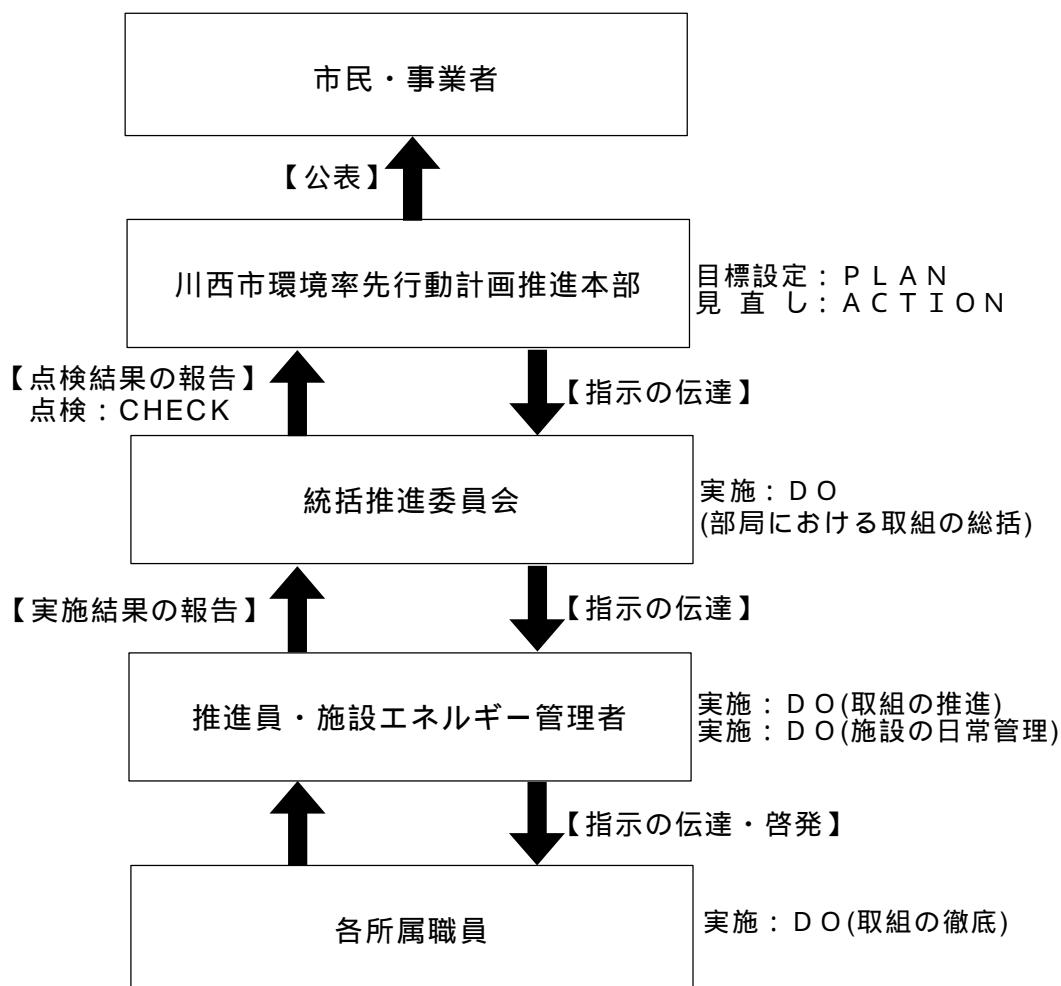
1. 計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制は『川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱』に基づき実施します。

同要綱により、課等に配置する推進員は各職場における環境負荷の項目にかかる計画の推進にあたるとともに、計画の進行管理に必要な項目について年間の実績値を把握します。把握された実績値については、推進員が属する部局等の統括推進委員へ報告し、その内容等については統括推進委員会にて点検を行います。また、施設ごとに選任する施設エネルギー管理者において、設備の日常的管理を行い、エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。

そして、実効性を高めるため計画の推進体制には、計画(P L A N)、実施(D O)、点検(C H E C K)、見直し(A C T I O N)のP D C Aサイクルを基本とする環境マネジメントシステムの考えを取り入れます。

【推進・点検体制】



2. 取り組み結果の公表

本計画の進捗状況については、毎年冊子「環境の概況」やホームページ等で公表します。

8 資料

- 資料 第6次環境率先行動計画の算定資料
- 資料 第5次川西市環境率先行動計画の総括
- 資料 第5次川西市環境率先行動計画のエネルギー使用状況

資料 ノ. 第6次環境率先行動計画の算定資料

1 第6次環境率先行動計画4ページ「表10 温室効果ガス排出の目標値」の算定資料

本計画における温室効果ガスの排出量は、各施設の電気使用量と電気以外の排出源による温室効果ガス排出量と、電気以外の温室効果ガス排出量の合計で算出しています。

2024年度の温室効果ガス排出量(13,351t-CO₂)は、各電気事業者別の温室効果ガス排出量(9493.16t-CO₂)と、電気以外の温室効果ガス排出量(3858.1t-CO₂)の合計(小数点以下四捨五入)となります。

表1 2024年度の各電気事業者別の温室効果ガス排出量

事業者	電気使用量 (kwh)	排出係数 (基礎排出係数)	温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)
関西電力	25,377,076	0.374	9491.0
(株)エネット	5,330.6	0.401	2.1
計	25,382,406.4	-	9493.16

表2 2024年度の電気以外の温室効果ガス排出量

排出源	使用量	排出係数	温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)
ガソリン(L)	103,632	2.29	237.3
軽油(L)	106,309	2.62	278.5
灯油(L)	134,636	2.5	336.6
A重油(L)	4,110	2.75	11.3
液化石油ガス(m ³)	13,602	2.99	40.7
都市ガス(m ³)	1,413,228	2.09	2,953.6
計	-	-	3858.1

○温室効果ガスの排出量算出方法

温室効果ガスの排出量は、活動区分ごとに、当該活動の量(活動量)に排出係数と温暖化係数を乗じることで算出されます。

温暖化係数とは、ガス種毎の地球温暖化への影響度を示す数値であり、二酸化炭素を1として二酸化炭素に対する比率で示された係数です。本市は二酸化炭素のみを対象としているため1とします

$$\text{【温室効果ガスの排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【温暖化係数】} (1)$$

○活動量

温室効果ガス排出の原動力となる電気・燃料使用量等

○排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条により活動区分毎に規定された係数。第6-4次川西市環境率先行動計画では、~~より~~電気の排出係数は、~~固定しておりましたが、第5次川西市環境率先行動計画より~~地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項により電気事業者が毎年度公表する排出係数を用いるものとします。

表3 排出係数一覧(第6-4次川西市環境率先行動計画)

排出源	単位	2019年度	2024年度
		数値	数値
燃料の使用に伴う排出			
ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.32	2.29
軽油	kg-CO ₂ /L	2.58	2.62
灯油	kg-CO ₂ /L	2.49	2.50
A重油	kg-CO ₂ /L	2.71	2.75
液化石油ガス	kg-CO ₂ /m ³	5.97	2.99
都市ガス	kg-CO ₂ /m ³	2.24	2.09
他人から配給された電気の使用に伴う排出			
関西電力	kg-CO ₂ /kWh	0.352	-

2024年度のガソリン、軽油、灯油、A重油、液化石油ガスの利用による排出係数は、令和5年12月12日更新(令和6年7月11日 p.19を一部修正)時点の数字です。

都市ガスの排出係数は、R7年度報告用 ガス事業者別排出係数(R6年度供給実績 R7.6.3.0)環境省・経済産業省公表の大坂ガスの排出係数です。

資料 7. 第5次川西市環境率先行動計画の総括

8-7-1 第5次川西市環境率先行動計画の概要

基準年度：2019年度（基準排出量：11,096t ~~10,812t~~
CO₂）

計画期間：2020年度から2024年度

削減目標：ア) 温室効果ガス排出量 2024年度に2019年度比で12%以上削減

：イ) コピー機印刷枚数 2024年度に2019年度比で30%以上削減

排出係数：表3を参照

8-7-2 第5次川西市環境率先行動計画の結果

ア) 温室効果ガス排出量：2024年度で13,351t-CO₂

削減量：2019年度の温室効果ガス排出量と比べ、20%増加

削減目標：未達成

排出係数：表3を参照

総括：第5次環境率先行動計画の目標を達成できなかった主な要因として、総合医療センターの開院、学校における電気および都市ガス使用量の増加による影響が大きいと考えられる。

ただし、総合医療センターは民間病院と市立川西病院の2つの病院が統合したものであり、民間病院の電気使用量は把握していないが、市立川西病院および民間病院が閉院されたことにより、地域全体のエネルギー使用量は減少していると考えられる。

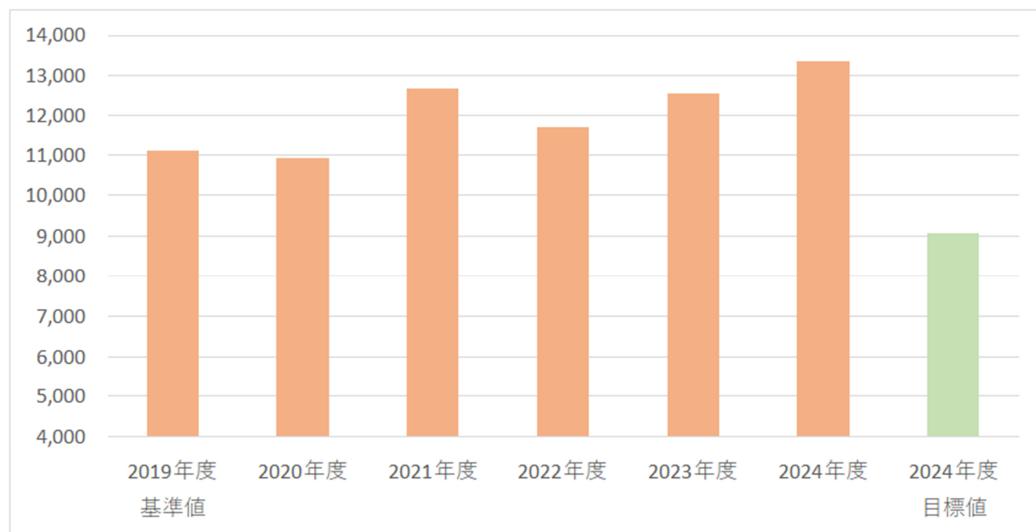
学校における使用量の増加については、2020年度以降、新型コロナウイルス対策の換気や夏期の臨時開校により使用量が増加したと考えられる。また2023年度は使用量が減少したが、新型コロナウイルス感染症対策のため換気を行いつつ、室内の温度調整を図るため空調の設定を例年より強くしたこと、また猛暑により空調を使用する時期が早まり、使用期間が長期化しており、基準年度と比べ多くなっている。

表4 温室効果ガス排出量の推移

2019年度 基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2024年度 目標値
11,096	10,931	12,657	11,701	12,550	13,351	9,067

各年度の温室効果ガスの排出量の算出には、各年度の排出係数を用いています。

図1 温室効果ガス排出量の推移



イ) コピー機印刷枚数：2024年度の実績枚数は1,993,972枚

削減量：2019年度と比べ、54.7%削減

削減目標：達成

総括：電子決裁や府内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。

コピー機印刷枚数における紙の削減目標は2022年度で達成し、

2023年度、2024年度にさらに削減していることなどから、第6次環境率先行動計画では、量の削減から質への転換を行い、グリーン購入を進めていくこととします。

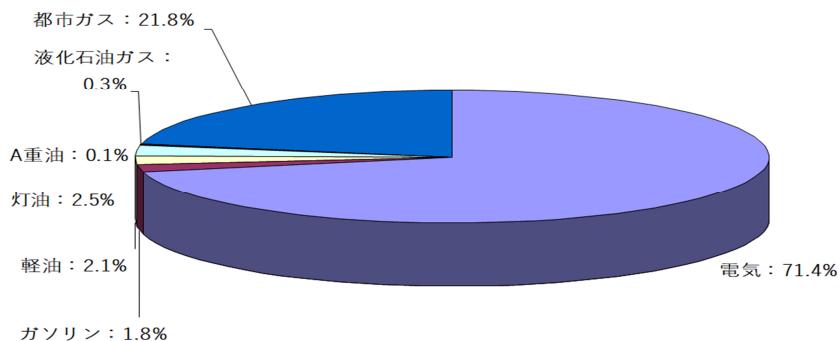
表5 各年度のコピー機印刷枚数の各年度の実績

年度	2019 (令和元年度) (基準年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)	2023 (令和5年度)	2024 (令和6年度)
実績枚数	4,401,141	3387375	2,734,449	2,132,551	1,993,972
削減率(%) (基準年度-当該年度)÷基準年度×100	-	23.0	37.9	51.5	54.7

~~87-3~~ 2024年度の温室効果ガス排出状況

1. エネルギー起源 CO₂ 排出量内訳

排出量 13,351 t-CO₂



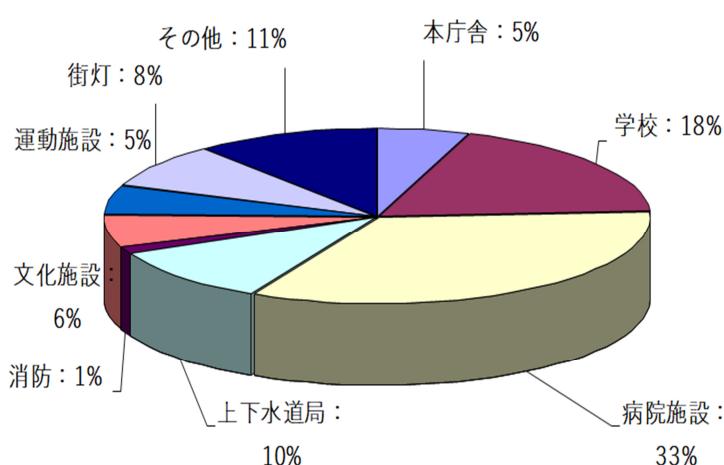
・2019年度の割合	
電気	57.9%
都市ガス	32%
軽油	3.3%
灯油	2.7%
液化石油ガス	1%
A重油	0.3%

- ・2024年度の温室効果ガス排出量の内、電気による温室効果ガス排出割合が約76%、都市ガスによる排出が約23%を占めており全体の9割に上っている。
- ・2023年7月実施の本庁舎ESCOサービス開始により、冬場の熱源エネルギー排出源がガスメインから電気メインへ変更したことから電気利用による排出量割合が増加、都市ガス利用による排出量割合が減少した。

2. 施設別温室効果ガス排出量

電気による温室効果ガス排出量内訳

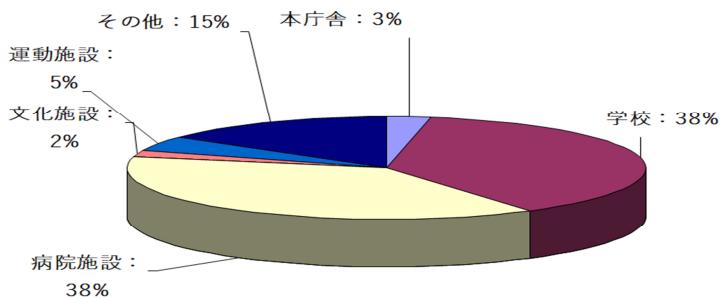
排出量：9493.2 t-CO₂



・2019年度の割合	
学校	20%
市立川西病院	15.7%
上下水道局	13.5%
街灯	10.8%
本庁舎	9%
文化施設	8.7%

- ・大規模施設の利用が多い。
- ・2019年度は市立川西病院の割合が15.7%だったのに対し、2024年度の病院施設の割合が33%と増加している。病院施設の割合が増加したことにより各施設の割合が減少している。

都市ガスによる温室効果ガス排出量内訳 排出量 : 2953.6 t-CO₂

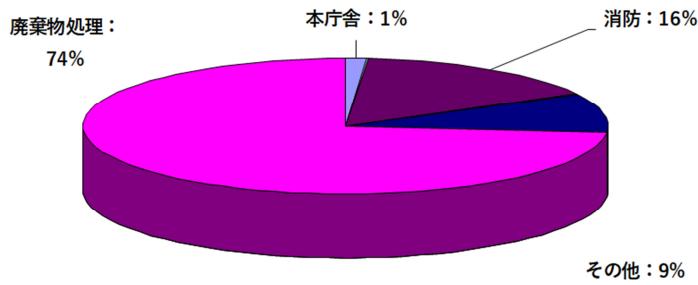


- ・大規模施設の利用が多い。

・ 2019 年度の割合
市立川西病院 : 42.1 %
学 校 : 26.4 %
本 庁 舎 : 5.6 %
運動施設 : 10.8 %
文化施設 : 4.2 %
そ の 他 : 17.2 %

軽油による温室効果ガス排出量内訳

排出量 : 278.5 t-CO₂

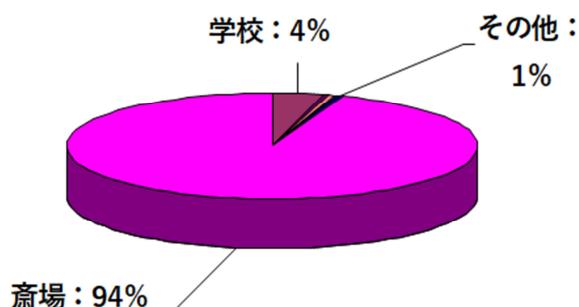


・ 2019 年度の割合
廃棄物処理 : 78 %
消防 : 12.5 %
その他 : 9.5 %

- ・廃棄物収集に係る軽油の使用が約 7 割を占めている。

灯油による温室効果ガス排出量内訳

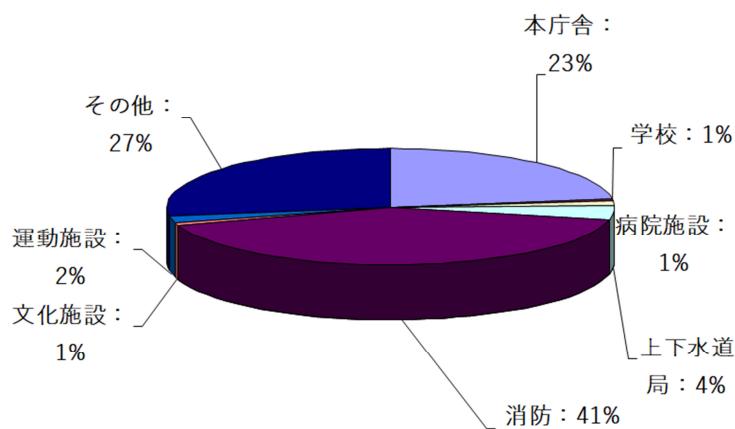
排出量 : 336.6 t-CO₂



・ 2019 年度の割合
斎場 : 90 %
学校 : 5 %
運動施設、上下水道局、
消防、その他 : 1 %

- ・斎場の使用による利用が約 9 割を占めている。

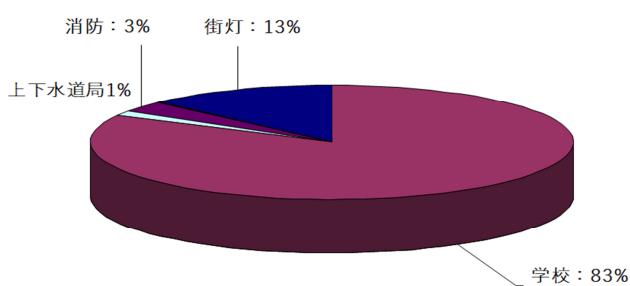
ガソリンによる温室効果ガス排出量内訳 排出量 : 237.3 t-CO₂



- ・排出量はすべて公用車の燃料

・2019年度の割合	
消防	36%
その他	32%
本庁舎	18%
廃棄物処理	9%
運動施設	2%
上下水道局	2%
市立川西病院	1%

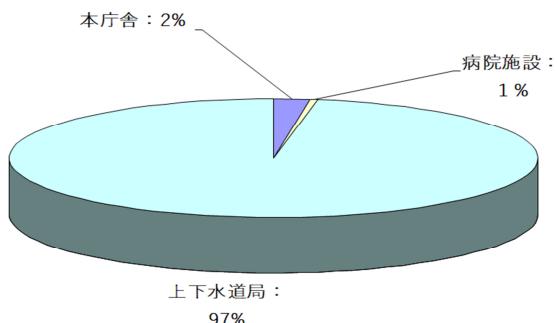
液化石油ガス(LPG)による温室効果ガス排出量内訳 排出量 : 40.7 t-CO₂



・2019年度の割合	
学校	65.7%
一の鳥居老人福祉センター	22.9%
保育園・幼稚園	7.6%
消防	2.9%
上下水道局	1%

- ・学校の利用による割合が増加し8割を超えている。
- ・主に、小学校の給食調理等に使用されている。

A重油による温室効果ガス排出量内訳 排出量 : 11.3 t-CO₂



・2019年度の割合	
前川雨水・加茂雨水ポンプ場	100%

- ・前川雨水・加茂雨水ポンプ場のポンプの燃料として使用されている。

資料 7. 第5次川西市環境率先行動計画のエネルギー使用状況

7-4-1 エネルギーの使用状況

各エネルギー使用量ごとの温室効果ガス排出量は下記の通りです。

表6 各エネルギー使用量ごとの温室効果ガス排出量

排出源	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2019年度と比べた時の2024年度の増減
電気	6862.9	6528.2	8276.0	7053.0	8928.5	9493.2	38%
都市ガス	3225.1	3420.7	3385.5	3669.2	2688.9	2953.6	-8%
液化石油ガス(LPG)	104.5	81.4	98.5	108.3	40.9	40.7	-61%
A重油	27.6	60.3	33.3	11.2	33.7	11.3	-59%
軽油	337.0	315.9	317.0	266.5	274.5	278.5	-17%
灯油	273.4	298.1	309.8	335.4	340.8	336.6	23%
ガソリン	265.4	226.5	236.9	257.0	242.9	237.3	-11%
温室効果ガス(二酸化 炭素換算) 排出量合計 t-CO ₂	11,096	10,931	12,657	11,701	12,550	13,351	20%

温室効果ガス排出量は、エネルギーの使用量 × 排出係数で算出している。

温室効果ガス排出量の推移について

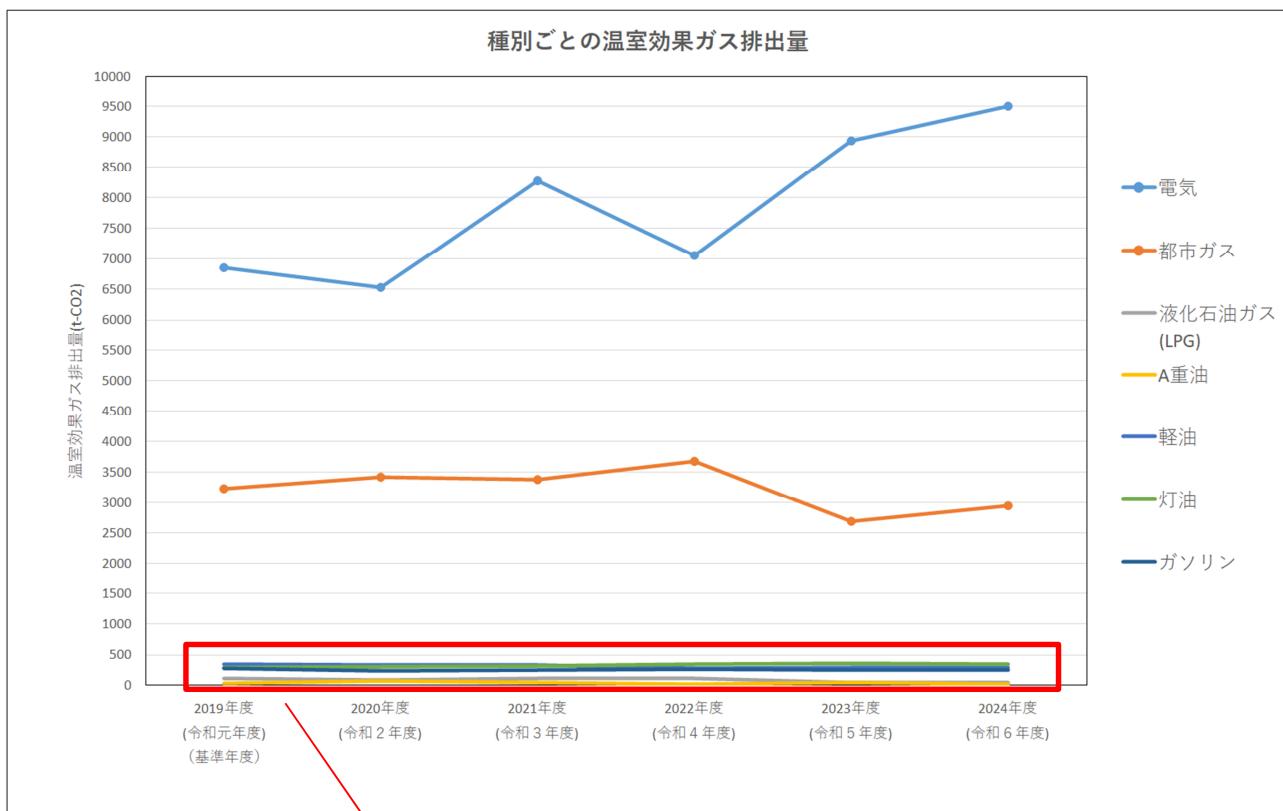
2019年度に比べ、温室効果ガス排出量は20%増加している。種別ごとでみると、電気利用による温室効果ガス排出量が38%増加、灯油利用による温室効果ガス排出量が23%増加となっている。その他のエネルギー利用による温室効果ガス排出量は2019年度より減少している。

2019年度から2024年度における排出源別エネルギー使用量は以下のとおりです。

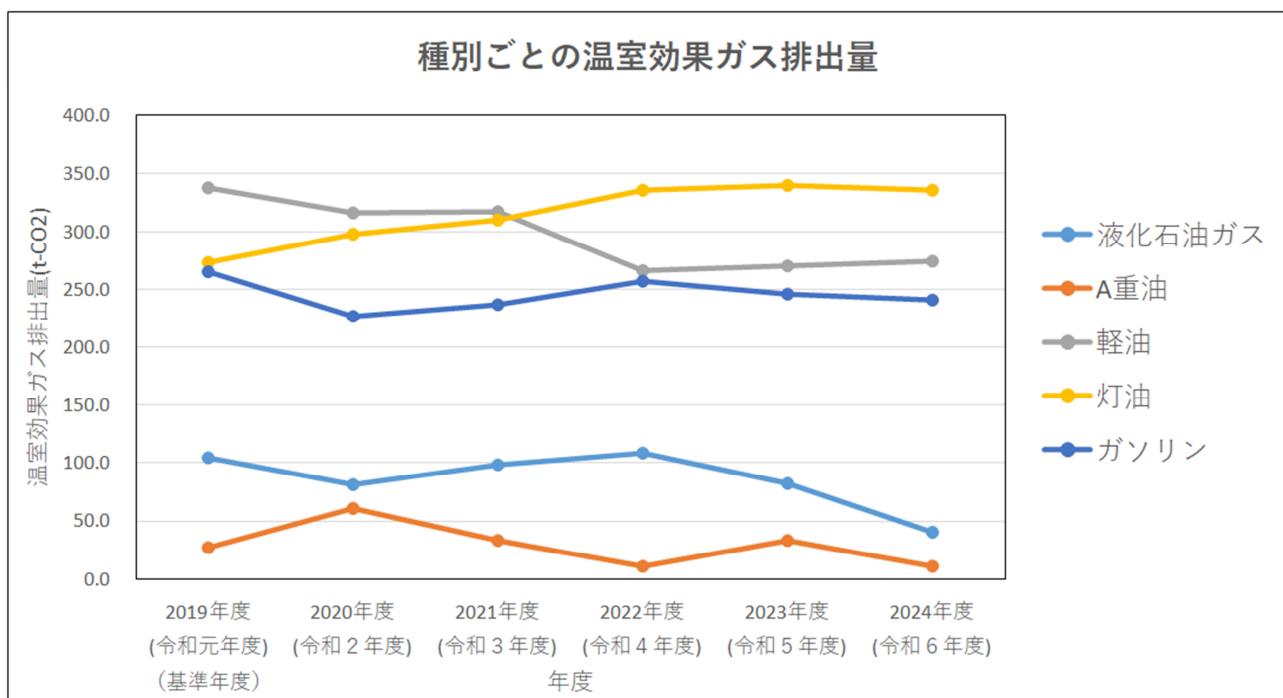
表7 排出源別のエネルギー使用量

排出源	単位	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
電気	kWh	19,497,197	19,346,714	20,548,856	22,703,608	24,803,282	25,382,406
都市ガス	m ³	1,439,768	1,527,096	1,511,385	1,638,042	1,311,639	1,413,228
液化石油ガス(LPG)	m ³	17,505	13,628	16,499	18,137	13,684	13,602
A重油	L	10,180	22,268	12,290	4,147	12,245	4,110
軽油	L	130,635	122,424	122,868	103,312	104,767	106,309
灯油	L	109,814	119,717	124,405	134,680	136,337	134,636
ガソリン	L	114,416	97,627	102,091	110,767	106,083	103,632

図2 種別ごとの温室効果ガス排出量



赤線部分を拡大しています。



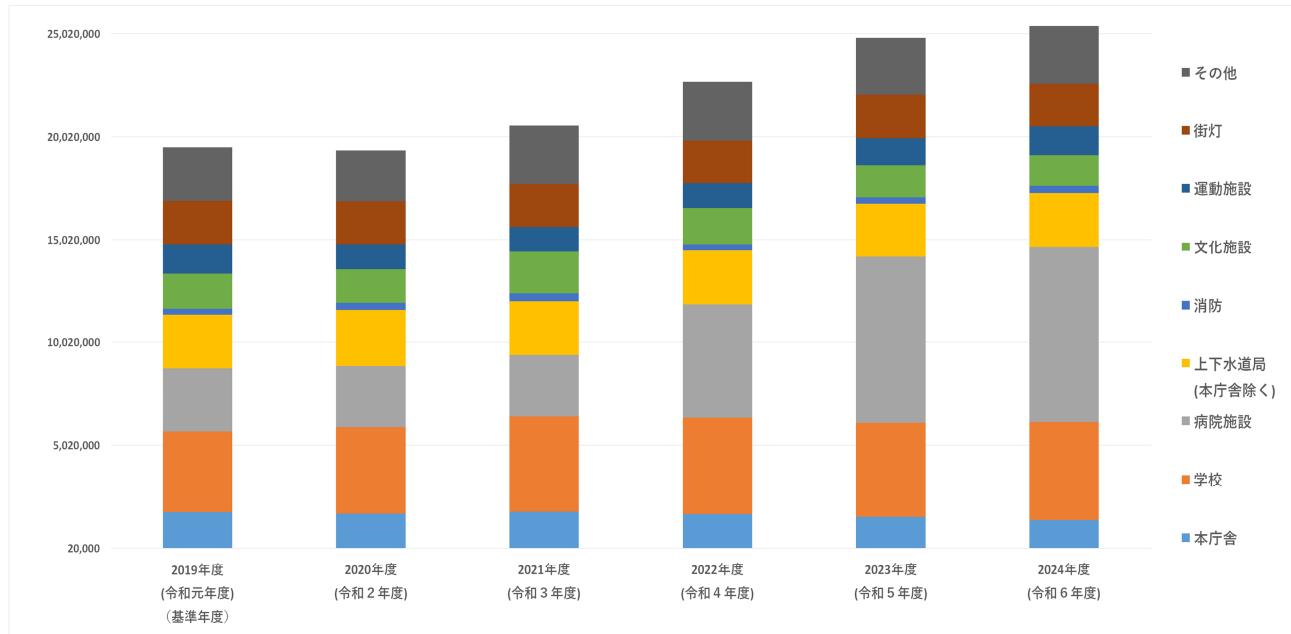
2019年度から2024年度における施設別電気使用量は以下のとおりです。

表8 施設別の電気使用量（単位：KWh）

年度 施設名	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2019年度と比べた時の2024年度の増減
本庁舎	1,761,523	1,679,526	1,766,063	1,650,914	1,521,660	1,372,718	-22%
学校	3,911,330	4,190,762	4,619,962	4,681,873	4,563,278	4,744,144	21%
病院施設	3,068,238	2,987,267	3,004,611	5,533,695	8,076,209	8,499,578	177%
上下水道局 (本庁舎除く)	2,634,056	2,738,246	2,629,727	2,605,884	2,582,294	2,639,058	0%
消防	279,209	335,606	372,325	317,327	302,212	339,590	22%
文化施設	1,700,470	1,627,204	2,015,732	1,749,284	1,551,846	1,534,402	-10%
運動施設	1,431,587	1,229,872	1,213,709	1,196,958	1,335,332	1,377,311	-4%
街灯	2,101,680	2,074,390	2,080,774	2,083,303	2,093,541	2,100,287	-0%
その他	2,609,104	2,483,841	2,845,952.8	2,884,370	2,776,910	2,775,318	6%
計	19,497,197	19,346,714	20,548,856	22,703,608	24,803,282	25,382,406	30%

↑ 2020年1月 川西市消防本部移転完了了
↑ 2022年4月 川西北こども園開園
↓ 2023年7月 本庁舎 ESCO サービス開始

図3 施設別の電気使用量の推移



各施設の電気使用量について

本 庁 舎：2020 年度以降減少している。2023 年 7 月実施の本庁舎 ESCO サービス開始により、冬場の熱源エネルギー排出源がガスメインから電気メインへ変更したものの、本庁舎の電気使用量も減少していることから効率的な運用が行えたと考えられる。

学 校：2020 年度以降、新型コロナウイルス対策の喚起や夏期の臨時開校により使用量が増加したと考えられる。また 2023 年度は使用量が減少したが、新型コロナウイルス感染症対策のため換気を行いつつ、室内の温度調整を図るため空調の設定を例年より強くしたこと、また猛暑により空調を使用する時期が早まり、使用期間が長期化しており、基準年度と比べ多くなっている。

病 院 施 設：総合医療センターが 2022 年 9 月 1 日に開院、それに伴って病床数が増床したことに加え入院患者数や救急搬送の受入数の増加によると考えられる。

参考 表9 病院施設の入院患者 1 人あたりの電気使用量

年度	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
電気使用量 (kwh)	3,068,238	2,987,267	3,004,611	5,533,695	8,076,209	8,499,578
入院患者延人数(人)	42,729	48,079	44,106	79,727	137,183	135,558
一人あたりの電気使用量 (kwh) ÷	72	62	68	69	59	63

入院患者延人数は、各月の入院患者数の累計。

一人あたりの電気使用量（電気使用量 ÷ 入院患者延人数）は、2019 年度と 2021 年度の市立川西病院の使用量に比べ、総合医療センターの使用量は 2023 年度は減少しているが、2024 年度は手術件数が 12.2% 増加、外来患者数が 5.2% 増加したことにともない増加した。

2022 年 8 月末で市立川西病院が閉院、2022 年 9 月に総合医療センターが開院したことから、2022 年度は市立川西病院と総合医療センターの合計となるため、他年度と単純に比較は行えない（参考値として記載している）。民間病院と市立川西病院の 2 つの病院が統合し、新たに総合医療センターとなつた。民間病院の電気使用量は把握していないが、市立川西病院および民間病院が閉院されたことにより、地域全体のエネルギー使用量は減少してい

ると考えられる。

上下水道局：2020年度から2023年度までは減少傾向であったが、令和6年度2月から委託水の一部を自己水へ配水区域を切替したことにより自己水は前年度に比べ6.8%増加したため。このことにより、久代浄水場及び取水施設での電気使用量が増加した。

消防：基準年の2019年度は南消防署がNTT庁舎に仮移転中で、南消防署の建物の電気使用量に關係なく一律の賃料を支払っていたことから、車庫のみの使用量を計上していた。2020年1月に消防本部及び南消防署が移転し合同庁舎となった後、南消防署の電気使用量全体を算出し始めたことから2021年度に増加した。

2022年度、2023年度は減少しているが、猛暑や厳冬により、エアコンの利用が多くなったことから、2024年度の利用量は増加した。

文化施設：2022年度まで増加していたが、2023年度以降は減少している。これは旧平安邸耐震工事に伴い2023年5月から2024年9月まで閉館していたことや、みつなかホールが2023年5月のスプリンクラーの不具合による水質事故や、2024年6月の空調設備機器故障による休館に伴い、電気使用量が減少した。

運動施設：2022年度までは、コロナウイルス感染症対策により施設の利用時間が短縮したことにより、電気使用量は減少傾向であったが、2023年度に新型コロナウイルス感染症が5類へ以降、施設の利用時間が通常の時間となったことにより、電気使用量が増加したと考えられる。

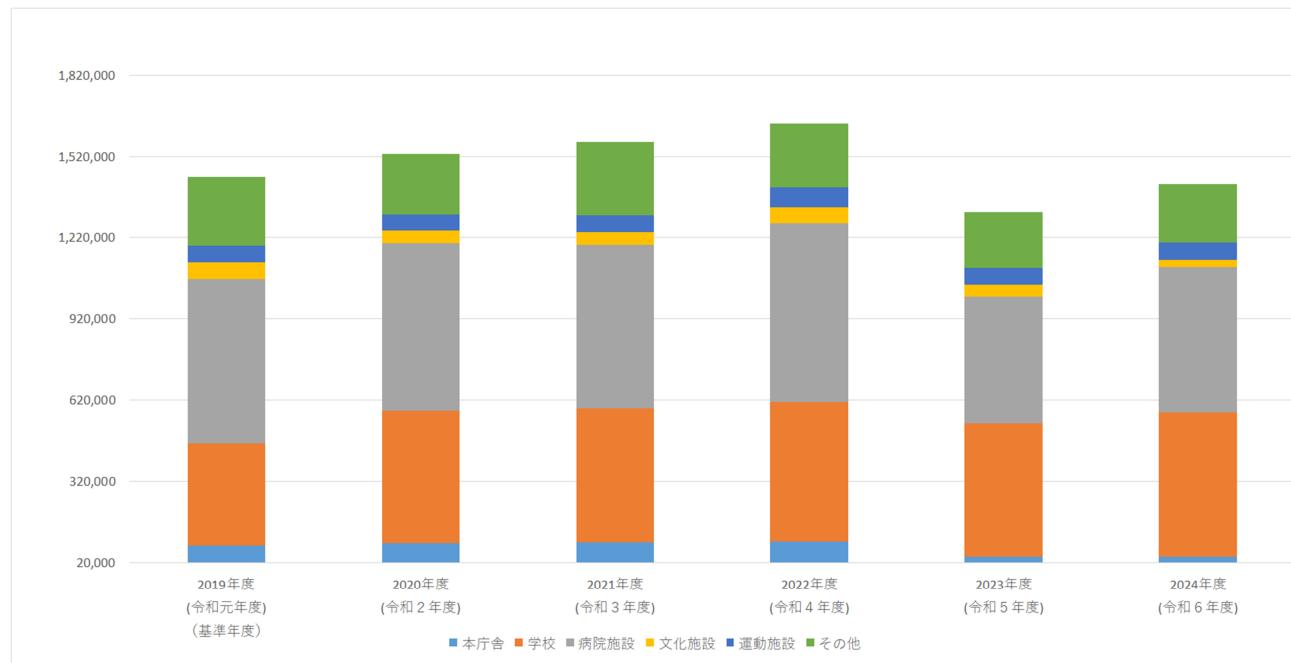
その他施設：2022年度、2023年度の増加については川西北こども園が2022年4月に開園した事に伴う増加と考えられるが、2024年度は減少している。

2019年度から2024年度における施設別都市ガス使用量は以下のとおりです。

表10 施設別の都市ガス使用量（単位：m³）

年度 施設名	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2019年度と比べ た時の2024年度 の増減
本庁舎	80,320	88,468	92,213	94,634	39,601	39,156	-51%
学校	376,838	491,975	494,517	517,919	490,222	533,777	42%
病院施設	606,396	618,587	606,033	659,152	468,771	534,548	-12%
文化施設	59,999	46,822	47,005	58,856	45,514	27,053	-55%
運動施設	64,577	56,077	60,450	72,258	61,206	67,024	4%
その他	251,638	225,167	271,617	235,223	206,325	211,670	-16%
計	1,439,768	1,527,096	1,511,385	1,638,042	1,311,639	1,413,228	-2%

図4 施設別の都市ガス使用量の推移



都市ガスの使用量は、基準年度にくらべ、2024年度は2%減少している。

各施設の都市ガス使用量について

本庁舎：2023年7月実施の本庁舎ESCOサービス開始により、冬場の熱源エネルギー排出源がガスメインから電気メインへ変更した。このため、本庁舎のガスの使用量の減少の一因となった。

学校：2020年度以降、新型コロナウイルス対策の喚起や夏期の臨時開校により使用量が増加したと考えられる。また2023年度は使用量が減少したが、新型コロナウイルス感染症対策のため換気を行いつつ、室内の温度調整を図るため空調の設定を例年より強くしたこと、また猛暑により空調を使用する時期が早まり、使用期間が長期化しており、使用量は基準年度と比べ多くなっている。

病院施設：2023年度は減少したものの、2024年度は手術件数が12.2%増加、外来患者数が5.2%増加したため2024年度が増加している。

文化施設・その他施設：各年度により増減があるが、概ね基準年度を下回っている。

8.7-5.2 資源の使用状況

第5回環境率先行動計画では資源等の使用量の削減目標は掲げていませんが、現状から増加しないように使用量の推移を見守ります。

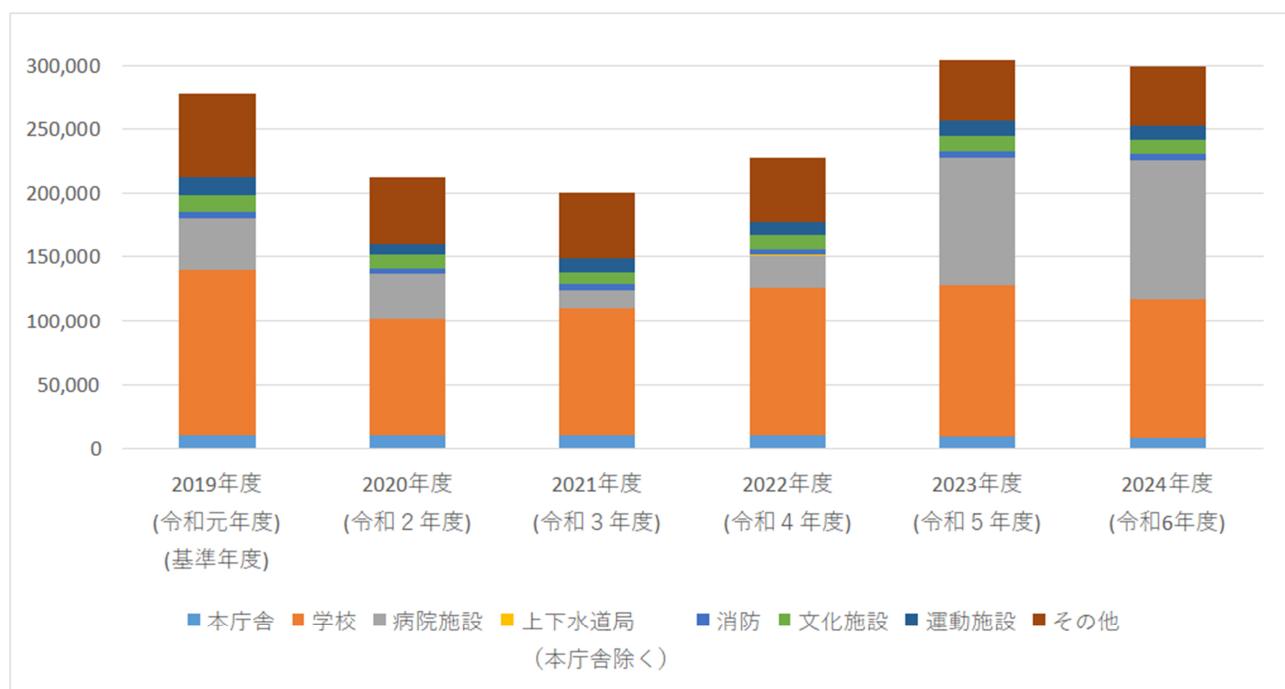
資源等の使用量は、水道の使用量と可燃ゴミの排出量が増加傾向にあり、紙の使用量が減少しています。

1. 水道使用量 (m³)

表 1.1 水道使用量の推移 (m³)

施設名	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
本庁舎	9,966	10,108	10,014	9,904	8,568	8,307
学校	129,186	90,343	100,245	115,785	119,512	108,175
病院施設	40,686	35,690	13,315	24,973	99,364	109,117
上下水道局 (本庁舎除く)	326	229	235	218	222	207
消防	4,328	4,571	4,738	4,260	4,438	4,501
文化施設	13,459	10,096	9,179	11,646	12,375	10,928
運動施設	13,487	8,132	10,331	10,433	11,472	10,540
その他	65,156	52,937	52,212	50,659	47,380	46,944
合計	276,594	212,106	200,269	227,878	303,331	298,719

図 2 水道使用量の推移 (千 m³)



2. コピー機印刷枚数

目標：コピー機印刷枚数：2024 年度に 2019 年度比で 30%以上削減

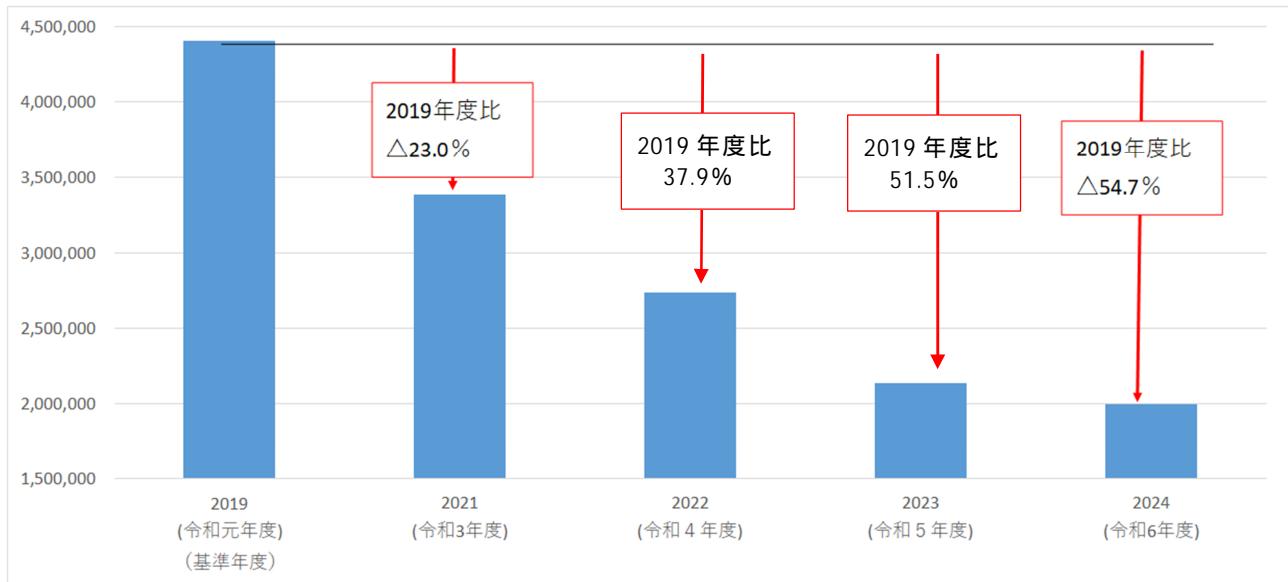
表 12 各年度のコピー機印刷枚数の各年度の実績

年度	2019 (令和元年度) (基準年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)	2023 (令和5年度)	2024 (令和6年度)
実績枚数	4,401,141	3387375	2,734,449	2,132,551	1,993,972
削減率(%) (基準年度-当該年度) ÷ 基準年度 × 100	-	23.0	37.9	51.5	54.7

2020 年度はデータ無し

目標達成

図 6 コピー機印刷枚数の推移



電子決裁や府内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。

コピー機印刷枚数における紙の削減目標は 2022 年度で達成し、2023 年度、2024 年度にさらに削減していることなどから、第 6 次環境率先行動計画では、量の削減から質への転換を行い、グリーン購入を進めていくこととします。

2024 年度の実績枚数は 1,993,972 枚であり、削減率は 2019 年度比で 54.7% を達成し、目標である 2019 年度比で 30% 削減を大きく上回った状況。

3 紙（紙の購入枚数と印刷物外注）の枚数用紙使用枚数（枚:A4換算）

表 13 各年度の紙(紙の購入枚数と印刷物外注)の枚数・割合

年度	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
紙の購入枚数	50,607,570	37,421,370	36,822,443	35,122,711	31,919,379	31,586,977
削減率(%)	-	26.1	27.2	30.6	36.9	37.6
印刷物外注枚数	10,100,733	20,246,375	23,484,191	22,183,225	22,032,107	21,947,550
削減率(%)	-	100	132	120	118	117.3
合計枚数	60,708,303	57,667,771	60,306,661	57,305,967	53,951,522	53,534,527
削減率(%)	-	5.0	0.7	5.6	11.1	11.8

削減率は、(基準年度の枚数 - 当該年度の枚数) ÷ 基準年度 × 100 で算出している。

(紙の購入枚数と印刷物外注の合計枚数)は、30%以上の削減を達成していないが、(印刷物外注)を除いた(紙の購入枚数)は、2022年度で基準年度の30%以上の削減を達成し、2023年度、2024年度でさらに削減している。

(印刷物外注)は広報誌が約60%を占めている。広報誌等は、紙媒体での周知が効果的な場合もあるため、安易に削減できる内容ではなく、効果を検証しながら判断していく内容である。

広報誌の外注枚数は毎年約1,300万枚。 $2024\text{ 年度実績 }13,000,000\text{ 枚} \div 21,947,550\text{ 枚} \times 100 = 59.2\ldots\%$

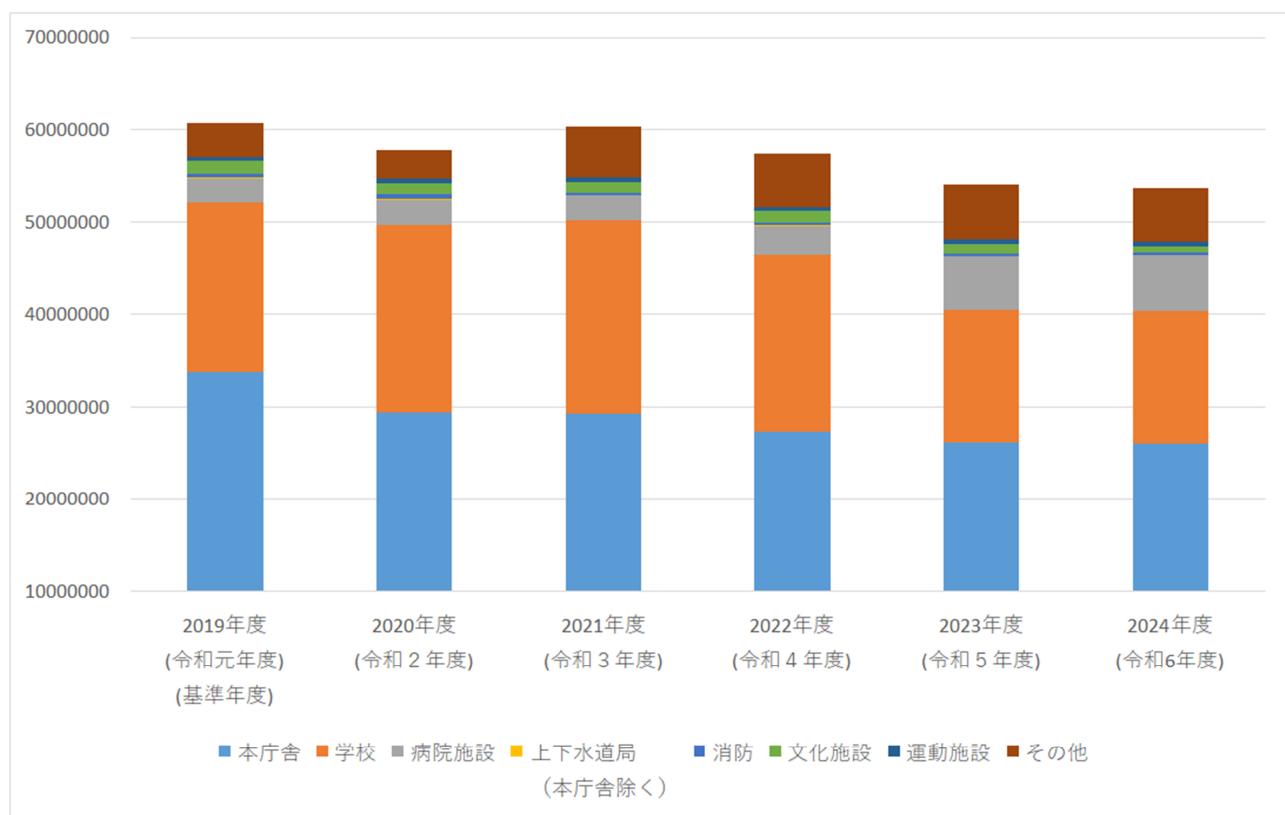
参考

- 印刷物外注から市役所内での印刷に切り替えるようになったことから、2019年度は紙の購入枚数が増加し、印刷物外注の枚数が減少した。
- 2021年度はコロナ禍における印刷物の臨時号の発行が増えたことなどにより、紙の購入枚数が増加したと考えられる。

表 14 施設別の紙（紙の購入枚数と印刷物外注）の枚数

施設名	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
本庁舎	33651116	29,389,990	29,255,660	27,168,780	25,973,292	25,934,898
学校	18313422	20,152,297	20,818,530	19,260,643	14,497,469	14,289,296
病院施設	2599600	2,758,060	2,635,250	2,997,294	5,612,328	6,035,270
上下水道局 (本庁舎除く)	81978	69,034	53,748	100,195	67,336	56,648
消防	430250	551,500	250,000	295,100	415,002	324,965
文化施設	1454081	1,130,283	1,144,952	1,245,992	990,950	691,270
運動施設	366650	497,570	464,450	410,690	466,230	483,978
その他	3811206	3,119,011	5,684,044	5,827,242	5,928,879	5,718,202
合計	60708303	57,667,745	60,306,634	57,305,936	53,951,486	53,534,527

図 6 紙（紙の購入枚数と印刷物外注）の枚数の推移

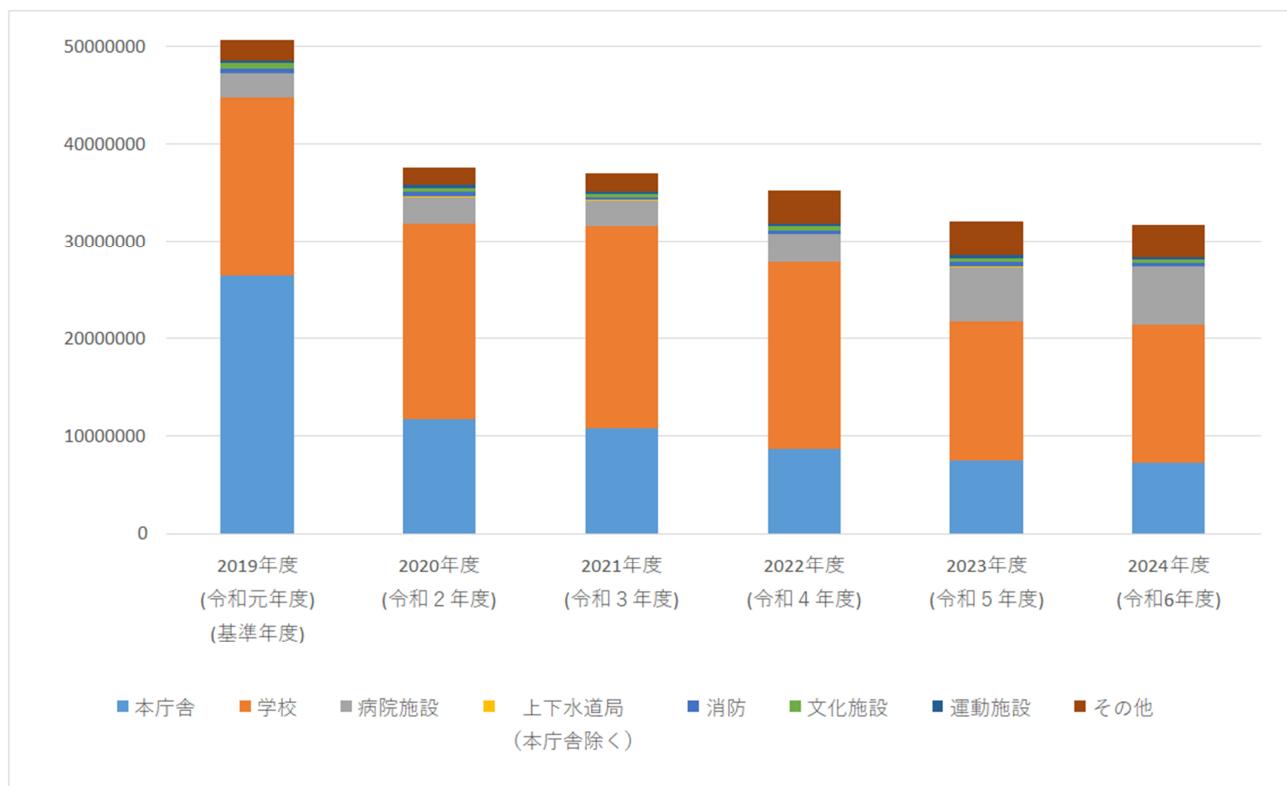


施設別の紙の購入枚数

表 15 紙の購入枚数の推移

施設名	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
本庁舎	26370188	11,582,872	10,697,460	8,610,221	7,375,292	7,172,728
学校	18237310	20,076,165	20,795,301	19,108,675	14,374,310	14,188,069
病院施設	2540000	2,720,000	2,578,750	2,896,873	5,478,250	5,916,995
上下水道局 (本庁舎除く)	78500	69,034	53,748	87,606	62,500	52,260
消防	430250	551,500	250,000	295,100	415,002	324,965
文化施設	597326	352,398	368,050	437,250	449,180	331,210
運動施設	269550	308,750	278,250	236,050	270,950	286,858
その他	2084446	1,760,651	1,800,884	3,450,936	3,493,895	3,313,892
合計	50607570	37,421,370	36,822,443	35,122,711	31,919,379	31,586,977

図 7 紙の購入枚数の推移

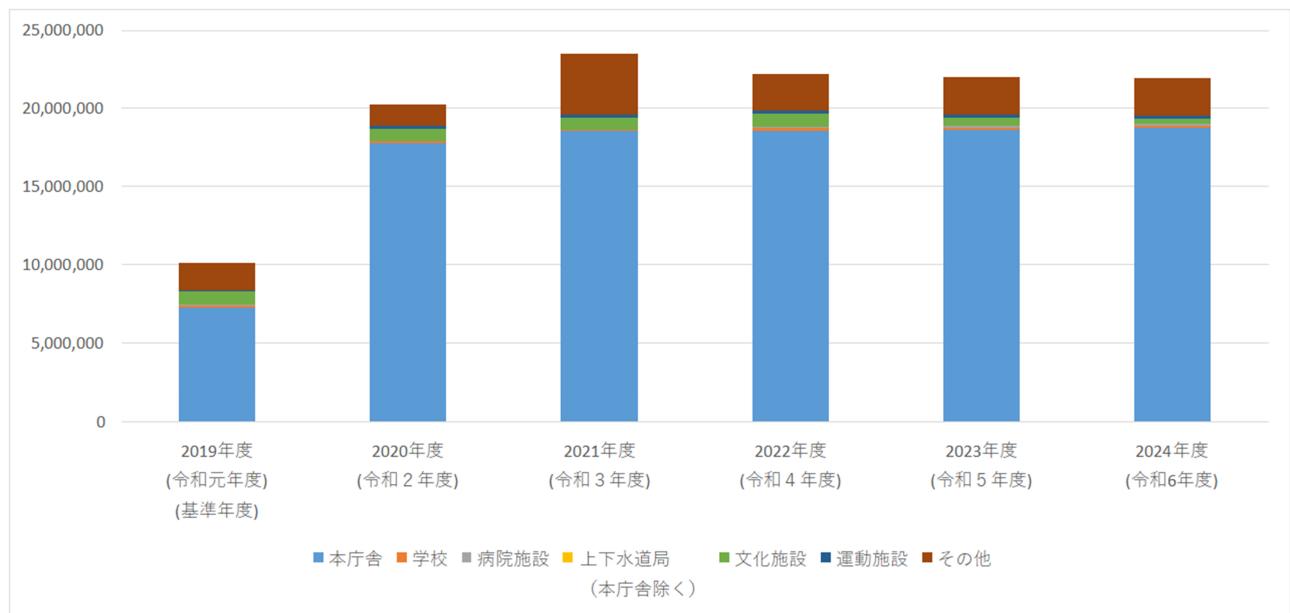


施設別の印刷物外注

表 1 6 印刷物外注枚数の推移(枚)

施設名	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
本庁舎	7,280,928	17,807,118	18,558,200	18,558,559	18,598,000	18,762,170
学校	76,112	76,132	23,229	151,968	123,159	101,227
病院施設	59,600	38,060	56,500	100,421	134,078	118,275
上下水道局 (本庁舎除く)	3,478	0	0	12,589	4,836	4,388
文化施設	856,755	777,885	776,902	808,742	541,770	360,060
運動施設	97,100	188,820	186,200	174,640	195,280	197,120
その他	1,726,760	1,358,360	3,883,160	2,376,306	2,434,984	2,404,310
合計	10,100,733	20,246,375	23,484,191	22,183,225	22,032,107	21,947,550

図 8 外注印刷枚数の推移(千枚)

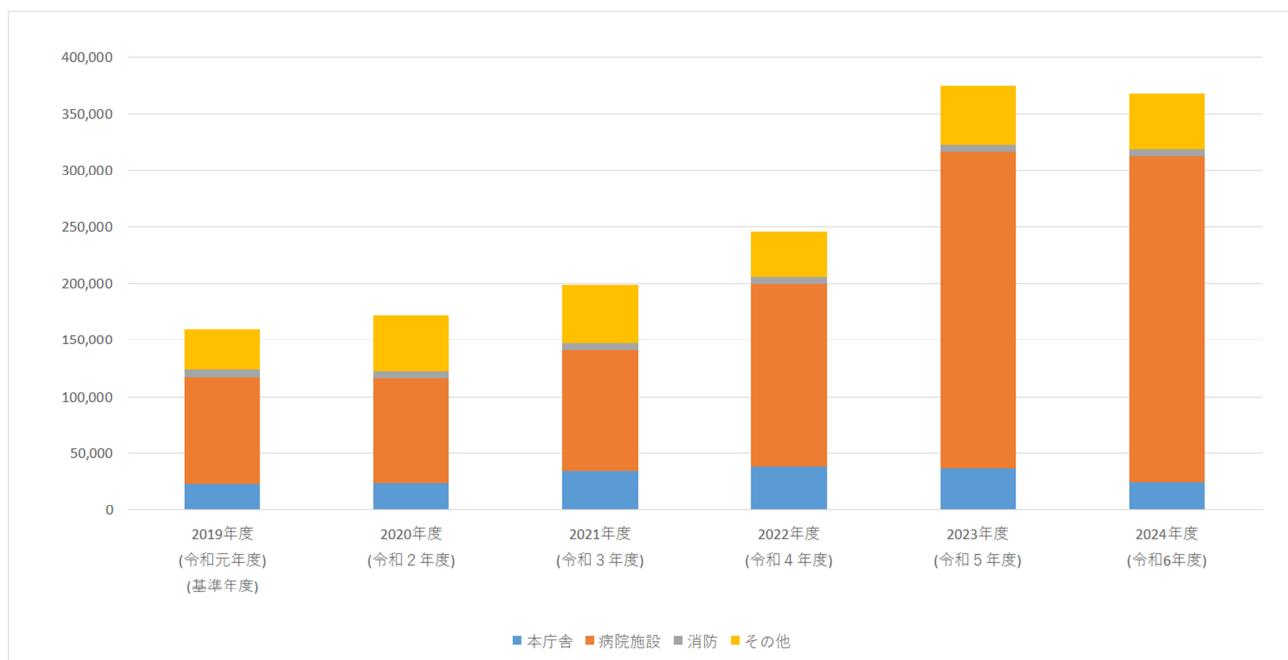


4. 可燃ごみ排出量 (kg)

表 17 可燃ごみ排出量の推移 (kg)

施設名	2019年度 (令和元年度) (基準年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
本庁舎	22,850	23,420	33,934	37,721	36,543	24,011
病院施設	94,090	92,570	106,250	161,286	279,270	288,330
消防	6,336	6,324	6,324	6,324	6,336	6,336
その他	35,997	49,431	51,651	40,619	52,907	48,959
合計	159,273	171,745	198,159	245,950	375,056	367,636

図 9 可燃ごみ排出量の推移 (千 kg)



病院施設；総合医療センターが 2022 年 9 月 1 日に開院、それに伴って病床数が増床したことに加え、入院患者や救急搬送の受入数の増加によると考えられる。

環境の概況 (案)

令和7年度版

川西市

目 次

第 1 章 川西市の概要	1
第1節 位置及び地勢	1
第2節 気候	2
第3節 土地（都市計画用途地域の割合）	2
第4節 人口及び世帯数	3
第5節 その他	3
第 2 章 川西市の環境行政施策	4
第1節 組織及び事務分掌	4
第2節 審議会	5
第3節 環境基本条例	7
第4節 第3次川西市環境基本計画	10
第5節 川西市環境率先行動計画の実践	17
第 3 章 環境啓発の取り組み	22
第1節 シンポジウム、環境フェスタ	22
第2節 その他の環境啓発	24
第 4 章 ごみの減量化・リサイクル	26
第 5 章 大気汚染	29
第1節 大気の汚染に係る環境基準等	29
第2節 大気汚染状況測定地点	32
第3節 大気汚染の現況	33
第 6 章 水質汚濁	48
第1節 水質汚濁に係る環境基準等	49
第2節 猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定	55
第3節 ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査	61
第 7 章 騒音、振動	62
第1節 環境基準及び要請限度	63
第2節 一般地域等における環境騒音の現況	66
第3節 自動車騒音及び道路交通振動の現況	68
第4節 航空機騒音の現況と対策	72
第5節 騒音・振動防止対策	76
第 8 章 悪臭	79
第 9 章 ダイオキシン等の新たな化学物質問題	82
第1節 ダイオキシン類	82
第2節 外因性内分泌攪乱化学物質	84
第3節 アスベスト	84
第4節 香害	85
第10章 公害防止計画	86
第11章 公害の苦情	87

環境の概況（令和7年度版）より、第2章及び第3章の構成を変更しています。

第1章 川西市の概要

第1節 位置及び地勢

本市は、兵庫県の南東部に位置し、東は池田市と箕面市、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は能勢町と豊能町に隣接しています。市域は、東西 6.5km、南北 15.0km、面積 53.44km²です。東西に狭く、南北に細長い「タツノオトシゴ」に似た形状をしています。

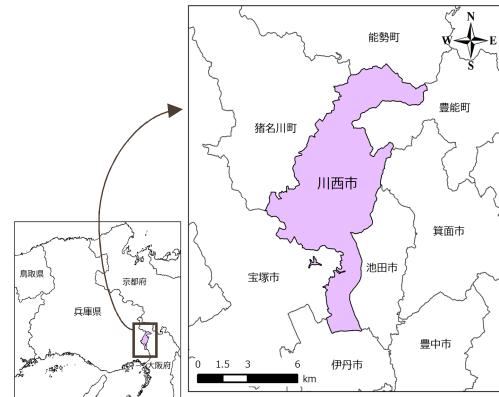
北エリアは、山地が形成され、「にほんの里100選」に選ばれている黒川地区の里山や市指定の天然記念物であるエドヒガン群落、台場クヌギ群落があります。中エリアは、多田・山下の2つの盆地とそれを取り巻く丘陵地が形成され、ニュータウンや、多田神社をはじめとする社寺林、笹部や赤松の棚田があります。南部は、段丘面と低地からなる平野が形成され、商業施設などが集積した中心市街地があります。

また、猪名川が市域を南北に貫くように流れしており、支流である一庫大路次川の清流や「日本のダム湖百選」に選ばれた知明湖(一庫ダム)、川西北小学校前の水路など、水辺の環境も充実しています。

さらに、JR 宝塚線、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄といった鉄道路線、阪神高速道路大阪池田線、中国縦貫自動車道、新名神高速道路といった高速道路、国道173号や国道176号が市内をつなぐほか、バス路線が、鉄道各線の主な駅と市内のニュータウンを結んでおり、交通路線も充実しています。

台場クヌギ

古くから炭焼きなどに利用されてきたクヌギのこと。通常のクヌギの木と比べると寸詰まりで幹が異様に太い独特な樹形をしている。これは伐採時にある程度の高さの切り株を残し、切り口の周囲から発芽した新芽(ヒコバエ)を数年後にまた伐採するというサイクルを繰り返すことで形成される。



【図1-1 川西市の位置】

【表1-1 川西市の地勢】

市役所所在地	位置		広ぼう(km)		海拔(m)		面積(km ²)
	緯経度		東西	南北	最高	最低	
中央町12番1号	北緯 東経	34°49'37" 135°25'12"	6.5	15.0	660.1	15.0	53.44

第2節 気候

本市の気候は比較的温暖で、夏から秋にかけては梅雨と台風の影響を受け、降水量が多くなります。令和2年度・3年度は、指令システム更新事業に伴い、未測定のためデータがございません。

【表1-2 本市の気象の状況】

区分	気温()			降水量 (mm)	平均湿度 (%)
	最高	最低	平均		
平成30年	39.8	4.6	16.3	1,883.5	71.0
令和元年	38.3	2.2	16.5	1,099.0	70.7
令和2年	-	-	-	-	-
令和3年	-	-	-	-	-
令和4年	39.3	3.9	16.2	1181.0	68.7
令和5年	39.0	4.6	16.7	1374.5	70.2
令和6年	38.6	2.9	17.3	1486.0	70.8

第3節 土地（都市計画用途地域の割合）

本市の市街化区域は2,258haで、その用途地域の割合は表1-3のとあります。また、市街化調整区域は3,086haで、全体の約58%を占めています。

【表1-3 川西市の都市計画用と地域の現況】

(令和4年度末現在)			
区	分	面積(ha)	構成比(%)
都 市 計 画 区 域		5,344	100.0
市 街 化 区 域		2,258	42.3
市 街 化 調 整 区 域		3,086	57.7

用 途 地 域	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	1,130	50.0
第二種低層住居専用地域	11	0.5
第一種中高層住居専用地域	170	7.5
第二種中高層住居専用地域	244	10.8
第一種住居地域	188	8.3
第二種住居地域	180	8.0
準 住 居 地 域	9.2	0.4
田 園 住 居 地 域	-	-
近隣商業地	98	4.4
商 業 地 域	18	0.8
準 工 業 地 域	100	4.4
工 業 地 域	110	4.9
工 業 専 用 地 域	-	-
合 計	2,258	100

第4節 人口及び世帯数

【表1-4 川西市の人口の推移】

年次	世帯数	人口	備考
平成24年	61,176	156,095	9月末の推計人口
平成25年	61,847	156,056	9月末の推計人口
平成26年	62,287	155,881	9月末の推計人口
平成27年	62,751	155,507	9月末の推計人口
平成28年	62,991	155,839	9月末の推計人口
平成29年	63,252	155,206	9月末の推計人口
平成30年	63,435	154,315	9月末の推計人口
令和元年	63,782	153,597	9月末の推計人口
令和2年	63,992	152,483	9月末の推計人口
令和3年	63,768	151,796	9月末の推計人口
令和4年	64,273	151,091	9月末の推計人口
令和5年	64,555	150,085	9月末の推計人口
令和6年	64,737	148,952	9月末の推計人口

本市統計要覧より

第5節 その他

1. 市章

川西を図案化したもので、中央の「川」は川西の「川」と市内を流れる猪名川を兼ねて表しています。全体の円形は「西」を丸くしたもので、平和と円満を表しています。



川西市の市章



市花（りんどう）

2. 市花

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「りんどう」に決定しました。昔川西をひらいた源氏が旗印にササリンドウを使用していたので、市花として最適であるという意見が多かったことによるものです。



市木（さくら）

3. 市木

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「さくら」に決定しました。市内の名所旧跡に多く咲き、春の野山を彩って市民を楽しませる桜が選ばされました。



きんたくん

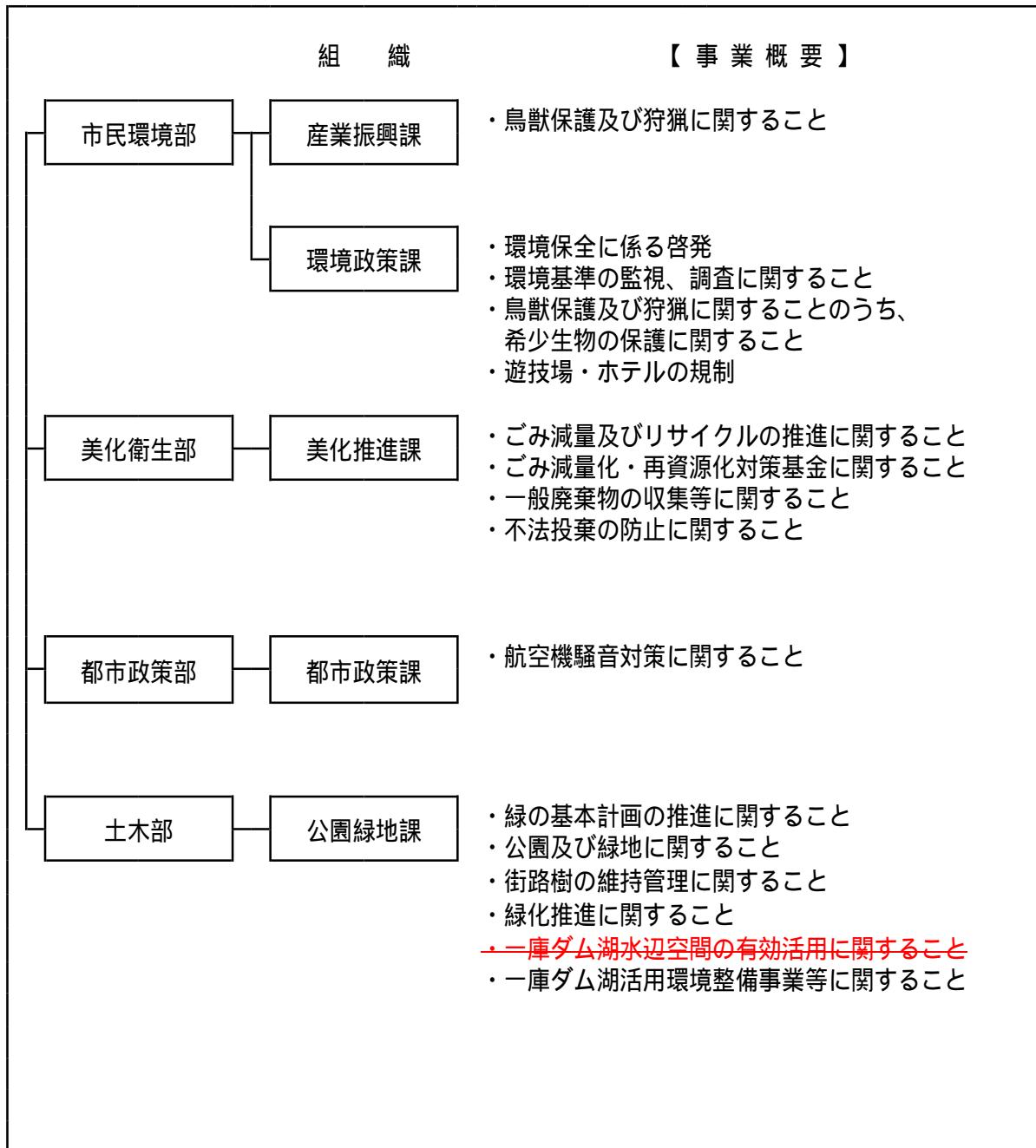
4. シンボル・キャラクター

川西オリジナルのキャラクターとして、平成20年に公募により誕生しました。キャラクター・イメージの金太郎は、源頼光の家臣坂田金時がモデルとされ、本市に金時のお墓があります。

第2章 川西市の環境行政施策

第1節 組織及び事務分掌

本市における主要な環境関連施策は、令和5年度より組織4部5課で行っております。各部課における事業概要はそれぞれ下図のとおりです。



【図2-1 環境関連施策事業概要（令和7年3月31日時点）】

第2節 審議会

1. 環境（保全）審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議する等のために、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく、環境審議会を設置しています。審議会の定員は、環境基本条例で20人以内と規定されておりますが、令和~~7~~²年3月現在の構成は、学識者5名、市民~~34~~名、関係行政機関の職員1名の計~~9+0~~名となっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表2-1 環境審議会開催状況】

年 度	開 催 日	議 題 等
平成26年度	平成26年12月22日	生物多様性ふるさと川西戦略案について審議
平成27年度	平成27年6月8日	川西市環境基本計画の改定について（諮問）
	平成27年12月3日	環境に関する意識調査の方法等について検討 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会の設置について
平成28年度	平成28年4月25日	意識調査の結果報告 川西市環境基本計画改定の骨子の検討
	平成28年7月25日	第2次川西市環境基本計画素案（第1章～第3章）の審議
	平成28年10月6日	第2次川西市環境基本計画素案（第4章）の審議
	平成28年12月1日	第2次川西市環境基本計画素案（第5章）の審議 答申に向けた最終の審議
	平成29年1月10日	川西市環境基本計画の改定について（答申）
平成29年度	平成29年11月13日	第2次環境基本計画の進行管理と今後の方向性について 生物多様性ふるさと川西戦略の推進について
平成30年度	平成30年8月3日	第2次環境基本計画の進行管理について 生物多様性ふるさと川西戦略の推進について 第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和元年度	令和元年11月22日	第2次環境基本計画の進行管理について 生物多様性ふるさと川西戦略の推進について 第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和3年度	令和4年2月7日	第2次川西市環境基本計画の進行管理について 生物多様性ふるさと川西戦略の推進について 第3次川西市環境基本計画の策定等について
令和4年度	令和4年6月27日	第2次川西市環境基本計画の総括について 第3次川西市環境基本計画の策定について
	令和4年12月19日	本市における温室効果ガス排出量の算出方法について 生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について 川西市環境基本計画と生物多様性ふるさと川西戦略のアンケート調査について

年 度	開 催 日	議 題 等
令和5年度	令和5年7月5日	生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について 環境の概況（令和4年度）について 第3次川西市環境基本計画策定等について
	令和5年10月5日	環境の概況（令和5年度）について 第3次川西市環境基本計画の答申について 生物多様性ふるさと川西戦略（改訂版）の答申について
令和6年度	令和6年9月20日	第1回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について報告 環境の概況（令和6年度）について 第2次川西市環境基本計画について（進行管理表の報告） 川西市環境率先行動計画について 第3次川西市環境基本計画について
	令和7年3月24日	第2回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について報告 川西市環境基本計画について 川西市環境率先行動計画推進本部会議について報告

2. 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会

本市では、川西市環境審議会規則(平成18年規則第44号)第4条の規定に基づき、専門部会を必要に応じて設置しています。審議会の定員は、20人以内と規定されています。

【表 2-2 生物多様性専門部会開催状況】

年 度	開 催 日	議 題 等
平成29年度	平成29年4月13日	生物多様性ふるさと川西戦略の現状と課題 生物多様性ふるさと川西戦略推進に係る今年度の方向性
令和4年度	令和4年5月16日	生物多様性ふるさと川西戦略の令和3年度計画進捗状況について 生物多様性ふるさと川西戦略の推進について 生物多様性ふるさと川西戦略の計画改訂について
	令和4年11月11日	「生物多様性ふるさと川西戦略」第1期計画の総括について 「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂概要及び今後のスケジュールについて 「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂内容について 「生物多様性ふるさと川西戦略」のアンケート調査の実施について
令和5年度	令和5年5月19日	令和4年度 環境に関する意識調査結果について 「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂について 「生物多様性ふるさと川西戦略」利用の地図情報の更新等について
	令和5年8月3日	「生物多様性ふるさと川西戦略」の改訂について
令和6年度	令和6年8月19日	「生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査(令和5年度)」について 令和7年度に向けた生物多様性ふるさと川西戦略の方向性等について 舍羅林山地区開発、市南部物流センター建設における環境アセスメントについて 出在家町(川西北小学校横)キセラ川西の市街地水路の水生生物群の保存のための啓発について 委員会の開催計画について
	令和7年1月14日	

第3節 環境基本条例

環境基本条例は、本市における環境の保全と創造について、基本理念と施策の基本となる事項を明らかにし、その実施を図るための各種環境施策を総合的かつ体系的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全に貢献することを目的とします。この条例は、環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を位置づけ、具体的な計画や施策のあり方を決めていくための指針として役立てていくためのものです。そのため、この環境基本条例は理念条例と位置づけられます。したがって、具体的な施策については、環境基本条例の基本理念に基づいて、関係者が連携を計りながら、環境基本計画や個別の条例によって取り組むこととなります。

1. 環境の保全と創造に関する基本理念

川西市民が、将来にわたっても健全で豊かな自然環境・文化環境を享受できるようにしていくために、今ある環境を守り育てていくとともに、積極的に豊かな環境を整えていくことが必要です。そのために、市、市民及び事業者による協働の取組が求められています。

したがって、環境の保全と創造に関する基本理念を次のものとします。

- (1) 環境の保全と創造に関する取組は、市、市民及び事業者など、すべての主体の参画と協働のもとに推進されるべきこと。
- (2) 猪名川や北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (3) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる静かでやさしく、暮らしやすい良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (4) 地域における歴史的・文化的環境の保全に配慮し、次世代へ継承すべきこと。
- (5) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現をめざし、もって地球環境の保全に貢献すべきこと。

2. 市、市民及び事業者の責務

川西市の地域環境は、川西市のすべての人たちが積極的に係わり、協働して取り組んでいくことで、良好な状態を保ち、また改善への成果を挙げることができます。そして、その取組がもたらした地域環境を未来の川西市民に引き継いでいく責任を私たち一人ひとりが有しています。

とりわけ、今残されている多様な自然生態系への配慮、循環型社会形成にむけたライフスタイルのあり方、人類共通の課題である地球環境問題に、川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があります。

(1) 市の責務

市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならないこと。

市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。

市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に調整し、推進するため、必要な体制を整備しなければならないこと。

市は、環境の保全と創造のため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体と連携して取組を行うよう努めなければならないこと。

(2) 市民の責務

地球温暖化や資源の問題など、市民の日常活動に関連して起きている環境負荷は、産業界によるものと同じレベルにあるといわれています。日常生活で、省エネや省資源に努めることのできるようライフスタイルを変換していくことはとても意義のあることになります。

市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。

市民は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ること。

市民は、自ら環境の保全と創造に努めるとともに、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めること。

市民は、その日常生活が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市民が相互に、または市及び事業者と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めること。

(3) 事業者の責務

事業者は、事業活動のすべてにおいて、環境負荷の低減、環境の保全と創造に配慮する必要があります。環境問題への対応において、法的な規制・基準を守ることは最低限の遵守事項として位置づけられます。それ以上に、みずからの事業活動の環境負荷の大きさを総合的に判断し、自発的な環境負荷の低減を行うことが求められています。

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害の防止、環境への負荷の低減、その他の環境の保全と創造に資するために必要な措置を講じなければならないこと。

事業者は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。

事業者は、その事業活動に関し、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならないこと。

事業者は、その事業活動が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならないこと。

3. 環境の保全と創造に関する基本方針

環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

- (1) 河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
- (2) 公害を防ぎ、大気、水、土壤などを良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
- (3) 地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全と活用などにより、快適な都市環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生・エネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全を推進すること。

第4節 第3次川西市環境基本計画

本市の環境基本計画は、環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、環境施策を総合的・計画的に推進するために策定されています。「第3次川西市環境基本計画」は、平成27(2017)年度に策定した「第2次川西市環境基本計画」の基本的な考え方と取組みを継承しつつ、令和4(2022)年8月1日にゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、地球温暖化対策やゼロカーボンに向けた動きに重点を置きながら、上位計画や社会情勢の変化に対応した、より具体性・実現性の高い環境施策の総合的な目標と各環境分野の配慮指針を示します。

詳細については、右のQRコードからご確認下さい。

第3次川西市環境基本計画



1. 計画のポイント

(1) 市民・事業者・市の関わり方

環境基本計画を進めるためには、市民・事業者・市は各自が自発的に活動するとともに、互いに情報を共有し連携しあうことが重要です。市は、そのプラットフォームの形成に積極的に関わっていきます。

(2) ゼロカーボンシティの実現に向けて～

第5章に記載していますが、良好な住宅都市である本市では、家庭部門と運輸部門における温室効果ガス排出量の比率が高くなっています。

また、電力における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電が非常に高いものとなっています。

今後、住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入促進や次世代自動車の普及促進に重点を置き、地球温暖化対策を推進していきます。

2. 計画の対象

本計画の対象範囲は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進する上で深く関わる「地球環境」、「自然環境」、「都市・生活環境」、「環境行動」の4分野とします。

表 計画の対象範囲

環境分野	主な対象
地球環境	地球温暖化、循環型社会
自然環境	里山、水辺、農地、生態系
都市・生活環境	環境美化、公害、交通騒音、都市景観、緑化
環境行動	情報発信・共有、環境学習、環境保全活動

3. 環境配慮指針（環境施策）

本計画の施策体系は、環境分野ごとの基本方針に基づき、次のような環境配慮指針（環境施策）により構成されます。なお、表示しているSDGsマークは、環境配慮指針（環境施策）などの項目に関わる代表的なものです。

市民、事業者、市、みんなで取り組む環境配慮指針（環境施策）

地球環境に関する 環境配慮指針（環境施策）		7 省エネルギーを実現する 8 動きがいる 9 豊富な資源と 10 経済成長を 11 循環型社会の 12 つくる責任 13 生活を豊かに 14 経済成長を 15 環境を守る
省エネルギー化の推進		
地球温暖化対策		再生可能エネルギーの適切な導入促進
公共交通等の利用促進		
循環型社会の形成		ごみの減量促進
再生資源のリサイクル促進		

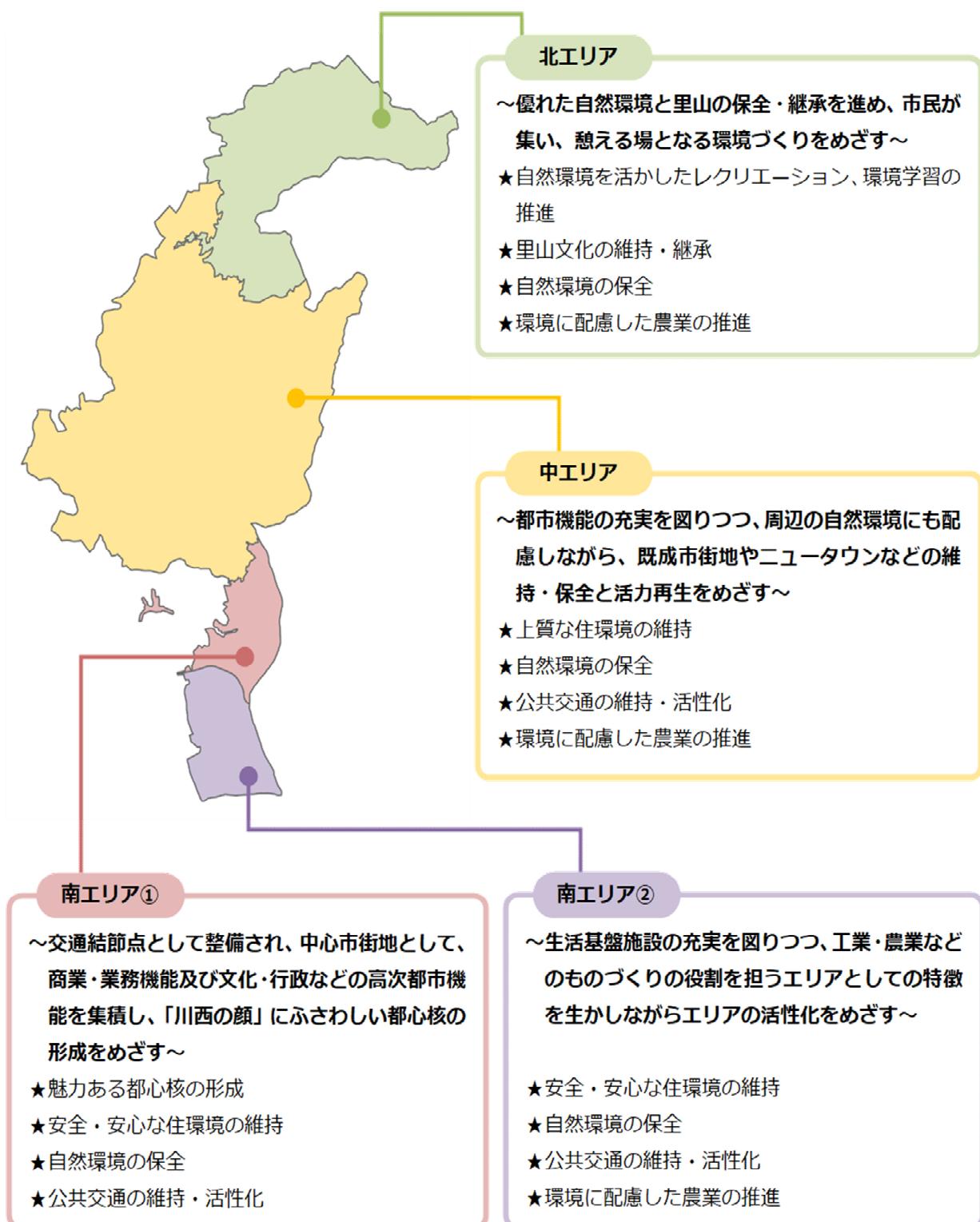
自然環境に関する 環境配慮指針（環境施策）		2 食材を 3 安全な水とトイレ 6 水を節約する 13 気候変動に 15 地の豊かさも 守ろう
里山等保全活動の促進・支援		
河川美化の促進		
親水空間の整備		
里山・水辺の保全活動を行う人材の育成		
里山・水辺の保全活動の促進		
農地の保全		
農業の保護・活性化		
農地の保全活動の促進		
生物多様性の保全		
「生物多様性ふるさと川西戦略」との一体的な取組み		
生物多様性に悪影響を与える生物への対策		
地域の生物多様性の保全		

都市・生活環境に関する環境配慮指針(環境施策)	
環境美化の推進	路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止
住環境の安全・安心の向上	公害等による悪影響の防止 住環境の快適・マナーの向上 道路の安全性向上 違法駐車・放置自転車への対策強化
良好な都市景観の形成	地域の特性を活かした景観の形成 まちなかの緑化促進

環境行動に関する環境配慮指針(環境施策)	
環境情報の発信と共有	環境情報の発信・共有の強化
環境学習等の促進	環境学習、環境教育の拡充 環境学習に係る基盤の整備 環境保全活動への参加促進 環境保全活動の支援

4. エリア別の取組み

分野別の環境目標を受け、各エリアの特性や課題に応じて重点的に取り組む「エリア別環境配慮指針」を設定します。第3次川西市環境基本計画では、山や川などの地形の特性、土地利用の状況や市街地の発展経緯などを踏まえ、市域を4つのエリアに区分しています。



5. 進行管理指標

進行管理指標に基づく、令和6年度の進捗状況は以下の通りです。

【表3-1 進行管理表】

環境分野	施策体系項目	進行管理指標	評価したい項目	行動方針	基準	現況			担当課(回答課)
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	
地球環境	地球温暖化対策	1 川西市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	減らす	492千t-CO	486千t-CO	530千t-CO	令和6年度(令和4年度の実績)は、緊急事態宣言が発令されなかつたことから、エネルギー利用に伴う温室効果ガスの排出量が、増加したと考えられる。温室効果ガス排出量は、毎年2年前の数字が出るため、令和6年度に記載している数字は、令和4年度の実績となっている。基準年度に比べ、再生エネルギーの市内導入量は増加している。今後も、増加に向けて、太陽光設備導入支援(共同購入事業や補助金等)の周知等を行っていく。	環境政策課
		2 再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす	26.530MW	31.303MW	37.372MW		環境政策課
		3 自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす	45.1%	48.5%	46.9%	MMや利用促進活動を継続して行っているため、自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合は基準年度に比べると増加している。継続的にMMや利用促進活動に取り組み、より一層効果的な取組を検討していく。	交通政策課
		4 低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	21件	16件	11件	認定基準や税優遇のメリット等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果減少したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	住宅政策課
		5 長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	245件	219件	329件	認定基準や税優遇のメリット等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果増加したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	住宅政策課
循環型社会の形成	循環型社会の形成	6 市民一人一日あたりのごみの排出量(総ごみ排出量÷365日÷年度末人口)	市民のごみ減量化に向けた取り組み	減らす	822g	800g	787g	ペットボトルは増加しているものの、主に燃やしごみとプラスチック製容器包装などが減少しているため、前年度実績より13g減少した。	美化推進課
		7 ごみのリサイクル率	再資源への取組み	増やす	26%	25.7%	25.2%	再生利用する新聞紙やビンの排出量が減少しているため、前年度実績より0.5ポイント減少した。	美化推進課
		8 市内の公共施設における紙使用量(外注分除く)	環境率先行動計画の推進	減らす	35,112,711枚	31,919,379枚	31,586,977枚	基準年度(令和4年度)及び昨年度と比較し、使用量は減少している。減少した理由として、電子決済や庁内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。引き続き、市として紙の使用量の削減に取り組む。	環境政策課
自然環境	里山・水辺の保全	9 森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	212人	153人	146人	令和6年度から制度を変更し、支援対象がボランティア団体に限らないものになったため、支援者数(団体会員数)を計上した。制度をPRするとともに、里山保全活動の支援を継続する。	産業振興課
		10 河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	増やす	531人	586人	50人	市民団体等の積極的・継続的な美化活動を通じて、河川環境に関する市民の意識形成に寄与してきたが、更なる意識向上を図るために継続的に今後も取り組んでいく。なお、令和6年度は、河川清掃活動に関する実行委員会が解散したため集計が出来なくなり、数値が大幅に減少している。	道路整備課
	農地の保全	11 市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	581区画	623区画	559区画	土地所有者による土地利用方針の変更等により区画数は減少となった。引き続き民間による市民農園の新規開設を支援し、空き区画についても追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課
		12 新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	増やす	6人	4人	5人	市独自の農地バンク制度を活用した新規就農者が増えた。しかし、今後、あわせん出来る農地が少なく、農地バンク登録農地を増やすことが課題である。	農業委員会
様生物の多様性	13 直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	増やす	17店	17店	17店	直売所のぼりを掲げている店舗数は横ばいとなった。引き続き直売所のぼりの掲示について周知を行い、地産地消の推進に努める。	産業振興課	
	14 1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数(シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ)	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす	186匹(有害94匹、外来92匹)	213匹(有害122匹、外来91匹)	286匹(有害100匹、外来186匹)	有害鳥獣の捕獲数が減少する一方、特定外来生物の捕獲数が大幅に增加了。捕獲活動従事者の担い手確保が課題である。	産業振興課	

第2章 川西市の環境行政施策

環境美化の推進	15	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	減らす	12,980kg	9,950kg	9,070kg	パトロールや市民からの通報により不法投棄物を迅速に処理するとともに、不法投棄防止重点地区(5地区)のパトロールを重点的に実施した結果、回収した不法投棄の総量は令和5年度より減少に転じた。また、啓発の一環で不法投棄防止重点地区に啓発看板を設置した。R4年度より不法投棄は減少傾向であるが、引き続き市民モラルに対して効果的な啓発を行う必要がある。	道路管理課
	16	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	増やす	28,597人	34,287人	33,599人	参加団体が減少したため、前年度より参加者が688人減少した。	
都市・生活環境	17	放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	443台	369台	386台	新たな取り組みとして、土曜日の撤去・啓発を開始した。また撤去現場等における啓発活動を継続した事により全体的には減少傾向となった。ただし、川西能勢口駅周辺について、西友閉鎖等による駐輪環境の変化により、撤去台数が増加し、全体では前年度比+17台となった。	交通政策課
	18	加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.025ppm (環境基準達成)	0.023ppm (環境基準達成)	0.022ppm (環境基準達成)	環境基準(0.06ppm)に対して安定して下回った状況が継続している。	環境政策課
	19	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.7mg/L (環境基準達成)	0.6mg/L (環境基準達成)	1.0mg/L (環境基準達成)	環境基準(2.0mg/L)を継続的に下回っていることから、良好な状態を維持している。	環境政策課
	20	道路に面する騒音の環境基準達成率	公害による周辺環境への影響	増やす	87.5%	75.0%	62.5%	中国縦貫自動車道及び国道176号線、市道933号において環境基準値に不適合であったため目標の達成には至らなかったが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満の値が継続していることから、継続して監視していく。	環境政策課
	21	航空機騒音の測定結果	公害による周辺環境への影響	減らす	61dB	62dB	62dB	・空港関連事業者への環境対策施策の実施を継続して要望している。 ・懸案の遅延便対策については、新たな制度の導入が決定された。 ・航空機需要はコロナ前水準並に回復しており、騒音値は昨年と同様で高止まりしている。	都市政策課
	22	行政が受理する年間公害苦情件数	公害による周辺環境への影響	減らす	58件	63件	44件	昨年度と比較し、大気汚染、水質汚濁、騒音、その他に関する苦情が減少し、振動、悪臭に関する苦情が増加した。 R6年度は、事業者と接する機会を活用して、事前に近隣住民等へ説明を行なう事業者に依頼したことから、工事現場の騒音に対する苦情が減ったと考えられる。	環境政策課
	23	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合(市民実感調査)	道路環境の整備に関する取り組みの効果	増やす	62.1%	66.9%	62.4%	従前は、補修案件毎に备注を行っていたが、平成30年度からは事前に担当事業者を決めておく「地域型」を導入したことで、市民ニーズに可能な限り適切に対応することができた。	道路整備課
	24	川西の景観に关心がある市民の割合(市民実感調査)	都市景観に関する市民意識	増やす	81.9%	82.6%	76.9%	・景観まちづくりに関する情報をまとめたホームページ「景観ポータルサイト」を公開し、「景観ビューポイントマップ」や景観形成に関する活動内容を紹介した。 ・啓発や情報発信について、SNSの活用など手法を変えながら取り組む	都市政策課
	25	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合(市民実感調査)	自然共生の実態	増やす	85.9%	91.20%	86.20%	令和5年度比較では割合が減少したが、基準年度(令和4年度)比較では増加している。川西市の自然を感じてもらえるような市内の自然活動団体の取り組みを周知していく。	環境政策課
良好な都市景観の形成	26	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	増やす	36団体	39団体	41団体	緑化啓発や広報誌での周知やグリーンフラワーグループの活動報告展を開催など広く募集を行うことで、団体数が増加し、公園に彩りや安らぎを与えた。	公園緑地課
	27	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	増やす	13,740アクセス	10,333アクセス	13,774アクセス	令和5年度より3,441アクセス増加した。住民にとって必要な情報を発信するため、「野焼きについて」や「太陽電池発電による感電事故防止について」などの環境関連ページを新設した。	環境政策課
	28	「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合(市民実感調査)	環境保全活動に関する情報の入手状況	増やす	20.3%	22.0%	-	令和6年度より、市民実感調査の設問から「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」が削除されている。	環境政策課
環境行動	29	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	現状維持	100% (16校)	100% (16校)	100% (16校)	黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	教育保育課
	30	自然フィールド研修参加者数	環境学習を進める上で環境整備	現状維持	29人	29人	30人	黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	教育保育課
	31	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合(市民実感調査)	環境保全活動への市民意識	増やす	9.0%	7.0%	9.9%	令和6年度は、令和5年度に引き続き、より多くの方が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的とした「川西市環境フェスタ」を開催。令和6年度は出展団体と相談し、開催時期を10月に前倒し(令和5年度は12月開催)し、環境フェスタに参加した人が自然活動団体の現地の活動に参加しやすいようにした。今後も、環境保全活動に关心を持tingいただけるような発信を行っていく。	環境政策課

6. 川西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条で、地方自治体は「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量削減をどのように進めるかを定めるとしています。これが地方公共団体における地球温暖化対策実行計画であり、区域施策編と事務事業編の2つに大別されます。

区域施策編は、自治体の自然的・社会的条件等に応じて、温室効果ガスの排出量削減や再生可能エネルギーの導入を推進するための指針となる計画であり、市民の取組み、事業者の取組み、市が市民・事業者に対して行う取組みが主な対象です。

事務事業編は、自治体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減や吸収作用（森林など）の保全・強化を推進するための指針となる計画であり、市の内部での取組みが主な対象となります。本市では、「第5次川西市環境率先行動計画」が事務事業編にあたります。

本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を基に作成しており、温室効果ガス排出量等も同様に「自治体排出量カルテ」等、環境省の各種ツールを使用して推計しています。

また、本市独自の取組みとして、市の取組み状況を公表することを明記しています。

市独自の取組み

市民・企業・市等の市内における温室効果ガス削減の取組み見える化し、毎年公表していきます。過去からの積み上げと単年度の結果を見える化します。

見える化にあたり、川西市内で環境に関する取組みを行う事業者を、「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業」として登録し、市と企業がともに取組みを進めています。

詳細については、右のQRコードからご確認下さい。



第5節 川西市環境率先行動計画の実践

本市では、市が一事業者・一消費者としての立場から、環境負荷の低減に率先した取り組みを行うとともに、地球温暖化防止の対策として温室効果ガスの削減に向けた「川西市環境率先行動計画」を策定しています。この計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第20条の3に定める実行計画を包括したものとして、市のすべての事務・事業及び施設を対象としています。当初は、平成12年度から16年度までの第1次環境率先行動計画を策定していましたが、第2次計画、第3次計画、第4次計画を経て、**令和6年度は現在は**、令和2年度に策定、令和4年度に改訂した**第5次川西市環境率先行動計画**の達成に向け取り組んでいます。

第5次川西市環境率先行動計画は、計画期間が令和6年度までであったことから、令和7年度に第6次環境基本計画の策定に向け取り組んでいます。

1. 第5次川西市環境率先行動計画

令和2年度を初年度とする第5次川西市環境率先行動計画の概要は次のとおりです。

(1) 計画期間

第5次計画は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までを計画期間とします。

(2) 計画の目標

2024年度(令和6年度)までに温室効果ガスの排出量を2019年度(令和元年度)比で12.0%以上、コピー機での印刷枚数を30%以上削減する。

2030年度(令和12年度)までに温室効果ガスの排出量を2013年度(平成25年度)比で50%以上削減する。(2023年2月改訂)

【表3-2 具体的数値目標】

	2013年度 (実績値)	2019年度 (実績値)	2024年度 (本計画目標 値)	2030年度 (長期目標値)
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	16,323	11,096	9,764	8,162
削減率(対2013年度)	—	32.0%	40.2%	50.0%
削減率(対2019年度)	—	—	12.0%	26.4%

	2019年度 (基準年度)	2024年度 (目標年度)	削減率	削減量
コピー機での印刷枚数 (単位:枚)	4,401,141	3,080,798	30.0%	1,320,343

(3) 取り組み内容

設備・建築物の取り組み

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとします。

(ア) LED 等省エネ設備の導入

白熱電球・放電蛍光灯から LED 照明への転換を図り、照明の高効率化に努めます。まずは本庁舎から 100% LED 照明化を行い、他施設にも展開を図ります。

(イ) 創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与します。施設改修時には積極的な導入を図ります。

(ウ) 建築物の省エネを徹底

建築物で消費する1次エネルギーの収支をゼロとするネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) やエネルギー管理システム (BEMS) を導入するなど新築時は特に温室効果ガス排出抑制に配慮します。

(エ) 緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

(オ) 設備等の保守・運用改善

施設毎に次の設備等のシステム更新や改修の現状、運転時間、使用状況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

- ・空調、換気設備
- ・ボイラー、給湯機
- ・照明設備
- ・電気製品、事務用機器

契約・備品の取り組み

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとします。

(ア) 低排出係数の電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の1つとします。

(イ) 低公害車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入するとCO₂排出量を約半分に削減できます。(電気自動車の性能や使い方、電気のCO₂排出係数によって異なる。)

車両更新時に合わせて計画的に低公害車導入を目指します。

(ウ) グリーン購入の徹底

消耗品等購入の際も環境ラベルを確認することで環境負荷の少ない製品を積極的に選択します。

日々の取り組み

職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

(ア) 職員研修の実施

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施します。

(イ) エネルギー使用量削減

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

- ・不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。
- ・昼休み時の消灯を徹底します。
- ・庁舎内や会議室の空調にあたっては、設定温度(冷房28℃、暖房20℃)を徹底します。
- ・クールビズ・ウォームビズを実施します。
- ・空調使用時は送風機も併用します。
- ・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。
- ・パソコンディスプレイの明るさを業務に支障がない範囲で下げます。
- ・長時間離席する場合はパソコンの電源を切ります。
- ・ノー残業デーを遵守します。
- ・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。
- ・停車中のアイドリング・ストップや、急停車・急発進をしない等エコドライブを遂行しエネルギー消費を削減します。

(ウ) 資源等使用量削減

次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

- ・電子決裁を行います。
- ・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。
- ・ICTの推進により、会議用資料そのものを削減します。
- ・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

次の事項により、水の使用量の削減に努めます。

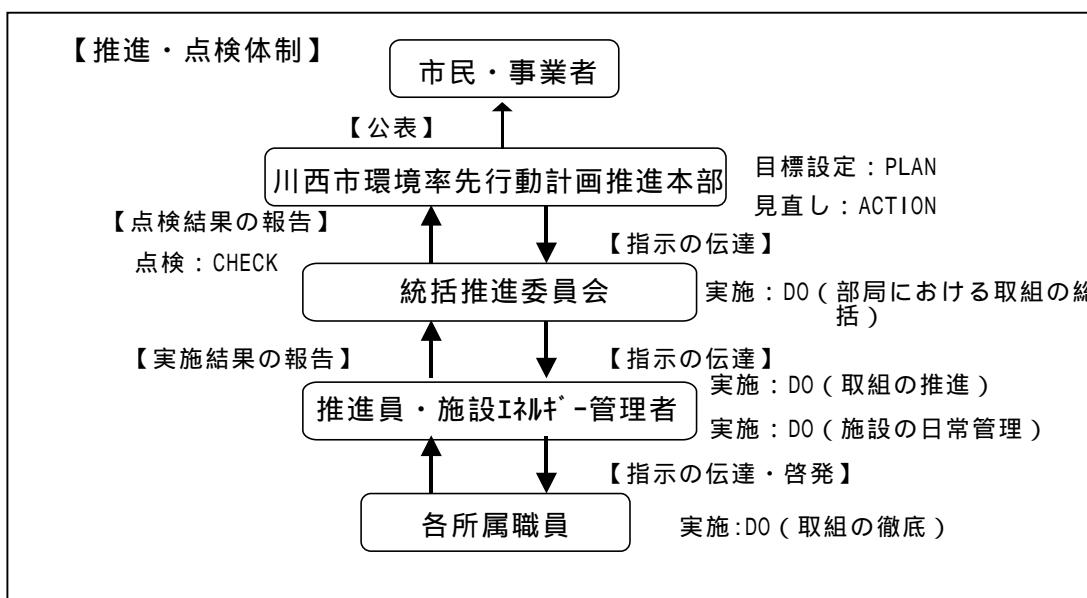
- ・水の出しつぱなしをやめ、確実に止水します。
- ・トイレで無駄な水を流しません。
- ・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。

その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底

- ・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。
- ・OA機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者回収してもらうなどリサイクルに努めます。
- ・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物量削減に努めます。
- ・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。

(4) 計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制は『川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱』に基づき実施します。同要綱により、課等に配置する推進員は各職場における環境負荷の項目にかかる計画の推進にあたるとともに、計画の進行管理に必要な項目について年間の実績値を把握します。把握された実績値については、推進員が属する部局等の統括推進委員へ報告し、その内容等については統括推進委員会にて点検を行います。また、施設ごとに選任する施設エネルギー管理者において、設備の日常的管理を行い、エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。そして、その実効性を高めるため計画の推進体制には、計画(PLAN)、実施(DO)、点検(CHECK)、見直し(ACTION)のPDCAサイクルを基本とする環境マネジメントシステムの考えを取り入れることとします



【図 3-2 推進・点検体制】

2. 令和6年度の実績報告

第5次川西市環境率先行動計画の令和2年度以降の実績推移は次のとおりです。
(実績値は、令和7年6月末時点で整理した数字です。)

【表 3-3 実績値】

	基準年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	11,096	10,931	12,657	11,701	12,550	13,351
対基準年度比(%)	-	98.5%	114.1%	105.5%	113.1%	120.3%

	基準年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (実績値)	目標達成年度 (令和6年度)
コピー機での印刷枚数 (枚)	4,401,141	3,691,209	3,387,375	2,734,449	2,132,551	1,993,972	3,080,798
対基準年度比(%)	-	83.9%	77.0%	62.1%	48.5%	45.3%	70.0%

【表 3-4 エネルギー起源別の温室効果ガス排出量内訳】
(単位 t-CO₂)

	基準年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電気	6,863	6,555	8,276	7,053	8,928	9,493
都市ガス	3,225	3,421	3,386	3,669	2,689	2,954
その他燃料	1,008	955	996	978	933	904
計	11,096	10,931	12,658	11,700	12,550	13,351
基準年度比		-1.5%	14.1%	5.4%	13.1%	20.3%

第3章 環境啓発の取り組み

環境問題の多くは、私たちの通常の社会経済活動に起因し、多岐に渡り、直ちに問題を解決することが困難になってきています。身近な所から環境問題を考えると共に地球規模で環境問題を考えいかなければなりません。そうしたことから、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で地球環境保全に向けた取り組みを行う必要があります。

市は市民・事業者・行政のプラットフォームの形成に積極的に関わっていくとともに、環境保全活動について、啓発を行ってまいります。

第1節 シンポジウム、環境フェスタ

1. 生物多様性ふるさと川西戦略／環境基本計画シンポジウム（～令和4年度）

本市では令和4年度までシンポジウムを開催し、市内における活動団体によるパネルディスカッションにより情報交換や情報発信を行っていました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止し、令和3年度は、シンポジウムの代わりに川西市で活動する自然活動団体を紹介する冊子作成やパネル展示会を開催し、情報発信に努めました。

令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表3-1 シンポジウム開催状況】

年 度	開 催 日	参加団体数	参加人数	コーディネーター	テー マ
平成29年度	平成30年2月12日	17団体	255人	服部保氏 牛尾功氏 武田義明氏	思うぞんぶん語り合あう！！ 知ってもらおう我らの活動 感じてもらおう川西の自然のすばらしさ
平成30年度	平成30年11月23日	22団体	160人	服部保氏 上田萌子氏	つながろう！地域を越えて とどけよう！未来へ ひろがれ！自然活動の輪
令和元年度	令和2年2月9日	18団体	190人	上田萌子氏	みんなで学ぼう！川西の自然 伝えよう！自然を守る私たちの活動
令和4年度	令和5年1月29日	14団体	90人	服部保氏	ミライの川西のため イマ出来ること SDGsを通して見える世界



【図3-1】令和4年度シンポジウムの様子

2. 環境フェスタ（令和5年度～）

より多くの方々が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的に、令和5年度よりシンポジウムから、「川西市環境フェスタ」に名称を変更し、葉っぱや木でしおりを作る等の体験イベントやオオムラサキ、エドヒガン、セミの抜け殻等の展示を行いました。

令和6年度は、23団体が出展し、262人が来場されました。来場者のアンケートでは、92%が「自然や環境への興味が高まった」と回答しており、環境フェスタが自然や環境への興味(きっかけ)に繋がっていると考えられます。

(来場者262人中、107件(回答率40.8%)からアンケートの回答を得ました。)

【表3-2 環境フェスタ開催状況】

年 度	開 催 日	参 加 団 体 数	参 加 人 数	テ ー マ
令和5 年度	令和5年12月9日	25団体	200人	「川西市環境フェスタ」で自然にあるもので遊び、学ぼう
令和6 年度	令和6年10月12日	23団体	262人	市の自然・環境を知るきっかけづくりに



【図3-2】令和6年度環境フェスタの様子

第2節 その他の環境啓発

1. 環境月間

日本では平成5(1993)年の環境基本法に基づいて6月5日を「環境の日」とし、環境省の主唱により6月を「環境月間」として、各地でさまざまな取り組みが行われています。~~毎年6月は環境月間です。川西市では令和65年度において、市役所1階の市民ギャラリー、キセラ川西プラザのフリースペース、アステ川西のアステギャラリー、国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」で、環境啓発パネルを展示しました。~~

【表3-3 令和6年度環境月間展示内容】

施設	内容
川西市役所 市民ギャラリー	「環境イラストコンテスト2023」入賞作品展
キセラ川西プラザ フリースペース	地球温暖化パネル展
アステ川西 アステギャラリー	多田東小学生 猪名川の環境学習展
国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」	大谷健太 ヘンな早口ことばかるた展 SDGs編

2-3. 地球温暖化防止月間

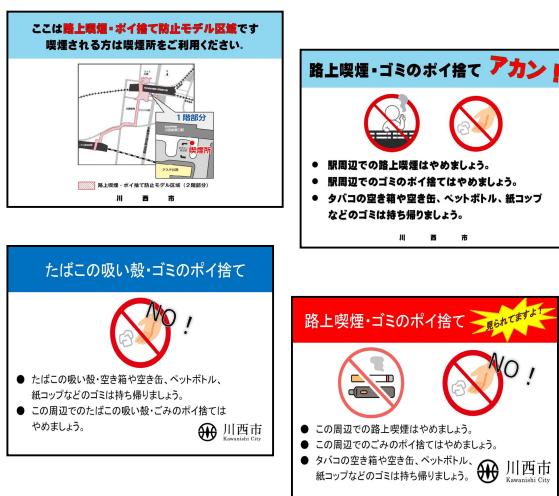
地球温暖化をはじめとする地球環境問題の抜本的な解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが不可欠です。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、環境省では毎年12月を「地球温暖化防止月間」として、普及啓発を行っています。本市においても~~今後は~~「環境率先行動計画」に基づき、地球温暖化の対策を積極的に推進していきます。

3-4. 次世代自動車の普及およびエコドライブの啓発およびノーマイカーデー及びアイドリングストップ運動の実施

本市では、阪神地域で構成される「阪神地域自動車総合環境対策推進連絡会」にて、クリーンエネルギー自動車を普及するための取組みの情報などについて協議・共有等を行うとともに、毎月20日をノーマイカーデーとして、HPで広く市民事業者に呼びかけていました。~~令和5年度末で川西市環境衛生推進協議会が解散したことに伴い、今後は県等と連携しながら次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進められるよう、環境月間の展示会場や、環境フェスタの来場者へリーフレットを配布するなど、啓発をおこなっています。方法を検討していきます。~~

4-5. 路上喫煙・ポイ捨て防止啓発事業



【図3-3】マナー啓發ラミネート

5-6. 光化学スモッグ警戒啓發

初夏から秋にかけて、日射が強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、光化学反応によって生成された汚染物質(オキシダント)が、大気中で拡散されずに滞留します。オキシダント濃度が一定の数値を上回ると「光化学スモッグ」注意報や警報が発令されます。発令されると屋外活動の自粛の呼びかけ等の対応が必要となります。

そのため、兵庫県全体で4月20日から10月19日頃(年によって前後する。令和6年度は4月21日から10月17日まで)を光化学スモッグ特別監視期間と位置づけ、兵庫県から注意報や警報が発令されたときは、本市でも市内の学校などに連絡し、被害の未然防止に努めています。

7. クールチョイス(COOLCHOICE)/デコ活

2015年に、環境省が、事業者や国民が一致団結して省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資する「賢い選択(COOLCHOICE)」を促す取組みを開始しました。

2022年には、COOLCHOICE から新しい国民運動「デコ活」へ移行し、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための取組みを行っています。

デコ活とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

8-2. 大気汚染防止推進月間

12月は自動車交通量の増加等により、大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にあります。環境省では、この月を大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守ることの大切さを呼び掛けています。

第4章 ごみの減量化・リサイクル

ごみの発生を抑えるためには、一人ひとりが「ごみにしない・ごみを出さない」という意識を持ち、使用済みの物もごみにしないように可能な限り「再使用・再利用」することが大切です。それでも廃棄しなければならないごみは、できる限り「分別」し、「リサイクル」できるようにして廃棄することが、ごみの減量化につながります。ごみ問題は、市民一人ひとりの取組の積み重ねが、環境保全活動への大きな原動力となります。本市では、このような市民の取組が効率的に環境保全活動に結び付くように、様々な施策を講じています。

1. 再生資源集団回収に関する制度

(1) 再生資源集団回収奨励金制度

再生資源集団回収奨励金制度は平成4年7月に開始しました。この制度では、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的に、再生資源集団回収を実施する地域団体に対して3円／kgを交付しています。

(単位:t)

【表4-1 再生資源集団回収奨励金制度の実績】

年度	新聞	雑誌	段ボール	古布	アルミ缶	牛乳パック	その他	計
2	2,242	1,083	923	277	79	2	0	4,606
3	2,099	976	917	299	78	2	0	4,371
4	1,896	936	881	272	83	2	0	4,070
5	1,688	888	836	254	78	2	0	3,746
6	1,537	869	815	247	77	2	0	3,546

(2) 古紙リサイクル事業

古紙リサイクル事業は平成14年9月に開始しました。この制度は、紙ごみの資源物としての有効利用等を図ることを目的に、古紙類(新聞・雑誌・段ボール)の集団回収を実施する地域団体に対して、回収量5kgにつき廃棄文書等から製造されたトイレットペーパー1個の割合で交付しています。

【表4-2 古紙リサイクル事業にかかる集団回収の実績】 (単位:t)

年度	新聞	雑誌	段ボール	計
2	7	3	1	11
3	2	0.7	0.6	3.3
4	9.6	2.6	0.8	13
5	1.5	0.5	0.8	2.8
6	1.3	0.5	0.5	2.3

2. 剪定枝粉碎機貸出事業

剪定枝粉碎機貸出事業は平成20年7月に開始しました。この制度は、剪定枝粉碎機を市民などに貸し出すことにより、家庭から発生する剪定枝の有効利用を促進し、ごみの減量化と資源化を図ります。貸出期間は原則として4日以内です。

【表 4-3 剪定枝粉碎機貸出事業の実績】

年 度	2	3	4	5	6
粉碎量(t)	4.0	3.9	3.3	4.6	2.6
件数(件)	78	73	66	92	70

3. まちづくり出前講座

「子ども向けごみ学習会」「ごみ減量出前講座（おとな向け）」
ごみの減量方法や、ごみの分け方・出し方、リサイクルなどについて、参加型の出前講座を実施しています。

【表 4-4 「ごみ減量出前講座（おとな向け）」、「子ども向けごみ学習会」実施状況】

・ごみ減量出前講座実施状況 (単位：回、人)

	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	1	0	4	4	3
参加者数	17	0	61	58	39

・子ども向けごみ学習会実施状況 (単位：回、人)

	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	6	2	6	6	6
参加者数	389	182	448	485	338
おとな	17	27	60	25	44
子ども	372	155	388	460	294

4. 啓発展

本庁舎市民ギャラリーでごみ減量の啓発パネル展を実施しています。

5 . 川西市的一般廃棄物

本市の一般廃棄物の収集状況は表4-5のとあります。

【表4-5 年度別ごみ収集状況一覧表】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各年度 3月末人口(人)	156,016人	155,517人	154,565人	153,510人	152,285人
燃やすごみ(直営)	11,148.9t	10,989.6t	7,947.8t	7,633.9t	7,399.0t
燃やすごみ(委託)	12,722.4t	12,612.2t	14,798.0t	14,276.2t	13,819.9t
燃やさないごみ	784.1t	728.9t	593.0t	594.4t	573.3t
大型ごみ	862.5t	923.4t	773.1t	741.4t	691.1t
プラスチック製容器包装	1,503.7t	1,500.5t	1,317.0t	1,270.1t	1,259.2t
缶類	248.5t	236.5t	211.6t	202.7t	182.5t
ペットボトル	272.3t	273.4t	397.0t	403.1t	418.6t
ビン類	930.5t	907.8t	820.9t	793.7t	756.6t
紙・布	2,055.2t	2,094.3t	2,152.5t	2,016.9t	1,975.6t
有害ごみ(蛍光灯)	11.0t	9.2t	8.9t	8.2t	7.4t
有害ごみ(乾電池)	23.8t	22.7t	25.2t	23.1t	23.4t
直接搬入(資源物)	1,144.6t	1,208.7t	1,197.7t	1,169.2t	1,272.8t
直接搬入(燃やすごみ)	11,726.2t	12,134.8t	12,062.2t	12,075.9t	11,924.3t
合計	43,433.5t	43,650.9t	42,304.9t	41,208.8t	40,303.7t
1人/日の排出量 (/ /365日)	762.7g	769.0g	749.9g	733.5g	723.7g
再生資源集団回収量	4,617t	4,374.9t	4,082.7t	3,747.7t	3,548.2t
1人/日の排出量 (/ /365日)	81.1g	77.1g	72.4g	66.7g	63.7g
総排出量 (+)	48,050.6t	48,025.8t	46,387.7t	44,956.5t	43,852.0g
1人/日の排出量 (/ /365日)	843.8g	846.1g	822.2g	800.2g	787.4g
リサイクル量	13,119.2t	12,749.4t	12,072.4t	11,531.8t	11,053.5t
リサイクル率 (/)	27.3%	26.5%	26.0%	25.7%	25.2%

各ごみ処理量は、小数第2位以下を表記省略かつ四捨五入しており、合計値は必ずしも一致しません。うるう年は、366日/年として計算しています。

第5章 大気汚染

大気汚染とは、いろいろな物質によって大気が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響をもたらす状態をいいます。この大気汚染の原因には、砂じんや火山活動などの自然現象によるものも含まれますが、今日ではそのほとんどが、事業活動や自動車の排出ガスなど、人為的に発生したものです。

汚染物質としては、工場・事業場などの固定発生源からばい煙、粉じん等として排出される硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、ダイオキシン類やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの有機塩素系化合物、自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)、窒素酸化物、ベンゼン等があり、また窒素酸化物と炭化水素等の物質が太陽光線中の紫外線により、光化学反応を起こし二次的に生成される光化学オキシダント(OX)等もあります。

近年大都市地域において窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染の原因は、自動車排出ガスの割合が大きなものとなっています。自動車排ガスの対策には、自動車NOx・PM法による規制や、関係機関が協力して、道路構造対策、都市交通体系の再編成、ロードプライシングによる交通量の抑制、道路沿線の土地利用を適正化するなどの総合対策が進められています。

また、廃棄物の焼却等に伴い発生する有害物質(ダイオキシン類)の排出、飛散が大きな問題となり、大気汚染防止法の改正やダイオキシン類対策措置法が施行され、排出抑制対策が進められています。

さらに、人間活動の拡大に伴い、大気汚染が地球規模の問題としてクローズアップされ、二酸化炭素などが増えて起こる「地球温暖化」、さらにはフロンガスによって成層圏のオゾン層が薄くなり有害な紫外線が地表に多く届く「オゾン層の破壊」、汚れた大気が雨の中に溶け込み酸性の雨が降ってくる「酸性雨」などがあげられています。

近年法令による工場・事業場や移動発生源などから排出されるガスの濃度や総量の規制等の対策の効果により汚染状況の改善がされてきていますが、中国大陸から光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)などの汚染物質の移流等、国際的な取り組みが必要な事象も発生しています。

第1節 大気の汚染に係る環境基準等

1. 環境基準

環境基準は、環境基本法(平成5年11月法律第91号)第16条に規定され、行政上の目標基準になるという性格を有し、政府が定めるものとされています。

現在、大気の汚染に係るものとして、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、有害大気汚染物質に係るものとして、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類に環境基準が設定されています。

ダイオキシン類に関しては第9章に記載しています。

【表5-1 大気の汚染に係る環境基準】

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダン ト(OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

〔備考〕

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあたっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、バーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【表5-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準】

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

〔備考〕

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

2. 環境基準による大気汚染の評価

1) 二酸化硫黄 (SO₂) 一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM)

短期的評価: 連続して、または隨時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

長期的評価: 年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外(2%除外値)して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連續

した場合には、このような取扱はしない。

2) 二酸化窒素 (NO₂)

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が、6,000時間に満たない測定局については評価の対象としない。

3) 光化学オキシダント (OX)

1時間値について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

4) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類及びジクロロメタン

1年平均値について評価を行う。

5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

短期的評価: 測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準(日平均値)と比較し、評価する。

長期的評価: 測定結果の年平均値を長期基準(年平均値)と比較し、評価する。

【備考】

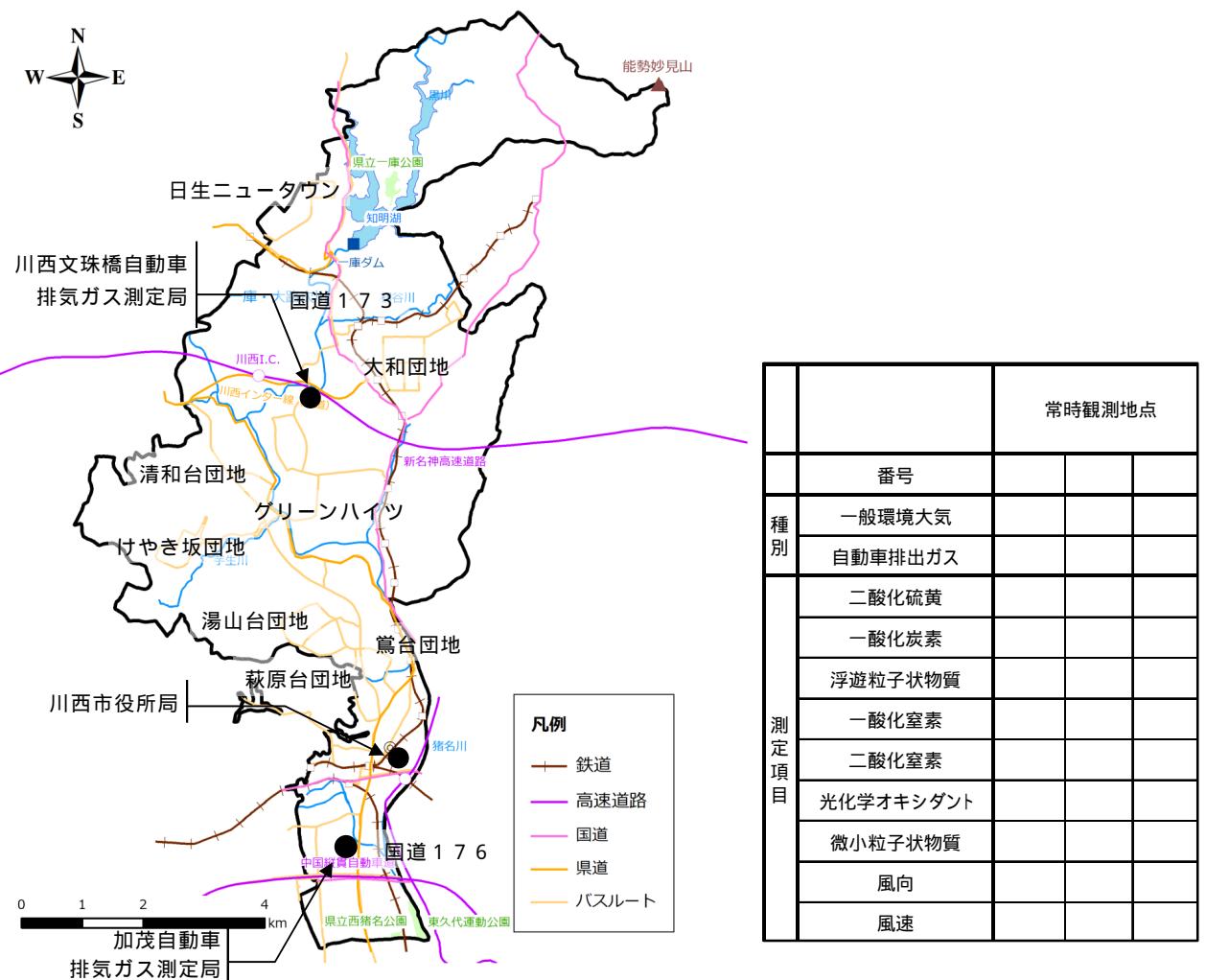
1 年間98%値は、年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合は、98%値は、低い方から数えて98%目に該当する第358番目の日平均値。逆に、高い方(最高値)から数えると、最高値から数えて2%目の7番目までを除いた第8番目の日平均値が98%値である。二酸化窒素の環境基準への適合について長期的な評価を行う際に使用している。

2 2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合は、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた第8番目の日平均値が、2%除外値となる。

第2節 大気汚染状況測定地点

1. 測定地点

本市における大気汚染の状況を把握するため、図5-1に示す地点で常時観測局を設置し、測定を行っています。(平成26年度から移動観測車による測定は廃止となりました。)



【図5-1 大気測定地点図】

第3節 大気汚染の現況

1. 一般環境大気の常時測定

兵庫県は、一般環境大気の常時観測を行うため、川西市役所(7階建て)の7階に測定局(局名:川西市役所)を設置しています。昭和49(1974)年4月から測定を開始し、現在、二酸化硫黄(SO₂)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(OX)、微小粒子状物質(PM2.5)及び風向風速の常時測定を行っています。

また、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

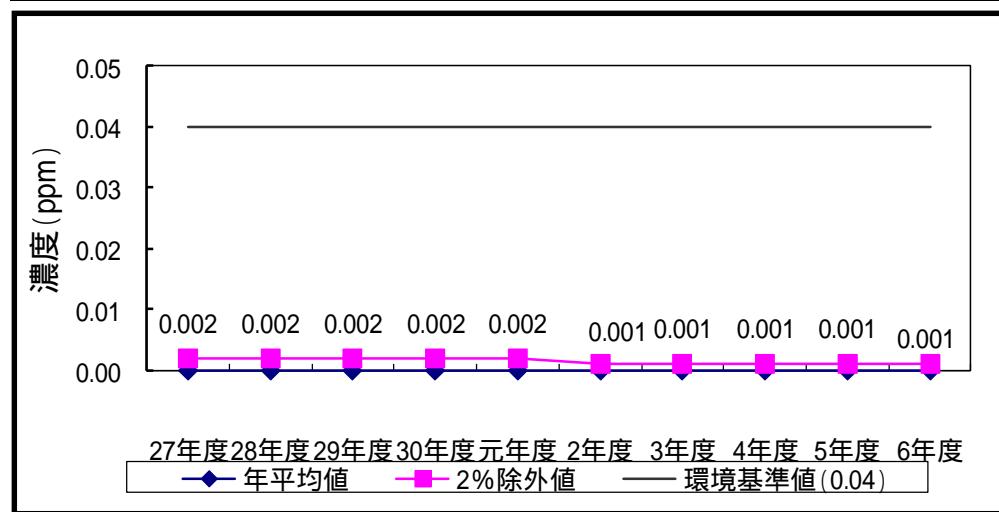
1) 二酸化硫黄(SO₂)

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下

令和6年度の川西市役所局における二酸化硫黄の日平均値の年間2%除外値は0.001ppmであり、環境基準に適合しています。

【表5-3 令和6年度二酸化硫黄の測定結果(川西市役所局)】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,636
年平均値	ppm	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0
1時間値の最高値	ppm	0.009
日平均値の最高値	ppm	0.002
日平均値の2%除外値	ppm	0.001
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したとの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適・否	×



【図5-2 川西市役所局二酸化硫黄濃度の経年変化(年平均値及び日平均値の年間2%除外値)】

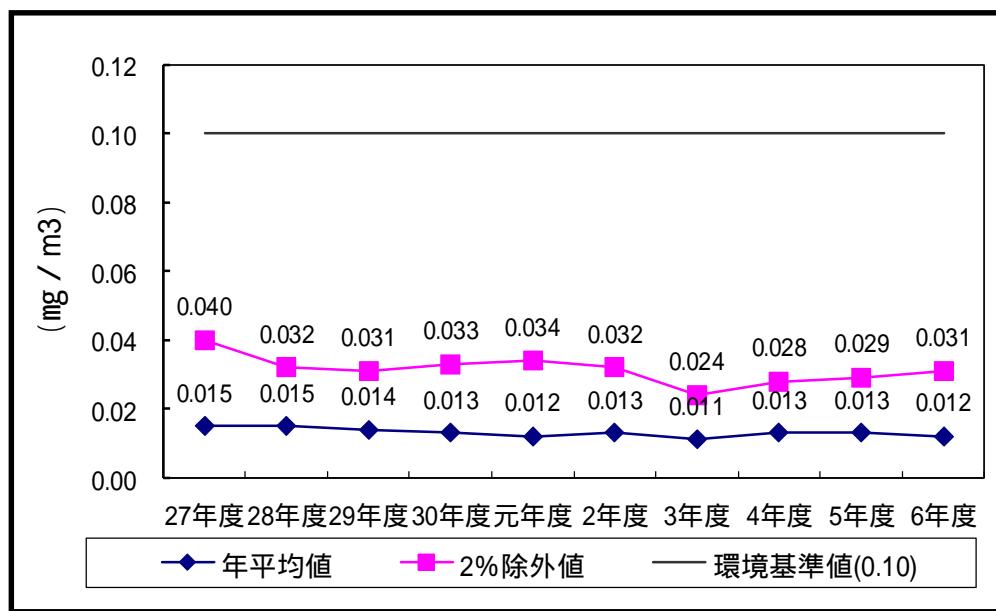
2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

【環境基準】1時間値の1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下

令和6年度の川西市役所局の浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、 $0.031\text{ mg}/\text{m}^3$ 、1時間値はすべて $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 未満であったため、長期的評価、短期評価とも環境基準に適合しています。

【表5-4 令和6年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,713
年平均値	mg/m^3	0.012
1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	時間	0
日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	日	1
1時間値の最高値	mg/m^3	0.141
日平均値の最高値	mg/m^3	0.104
日平均値の2%除外値	mg/m^3	0.031
日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適・否×	



【図5-3 川西市役所局浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の2%除外値）】

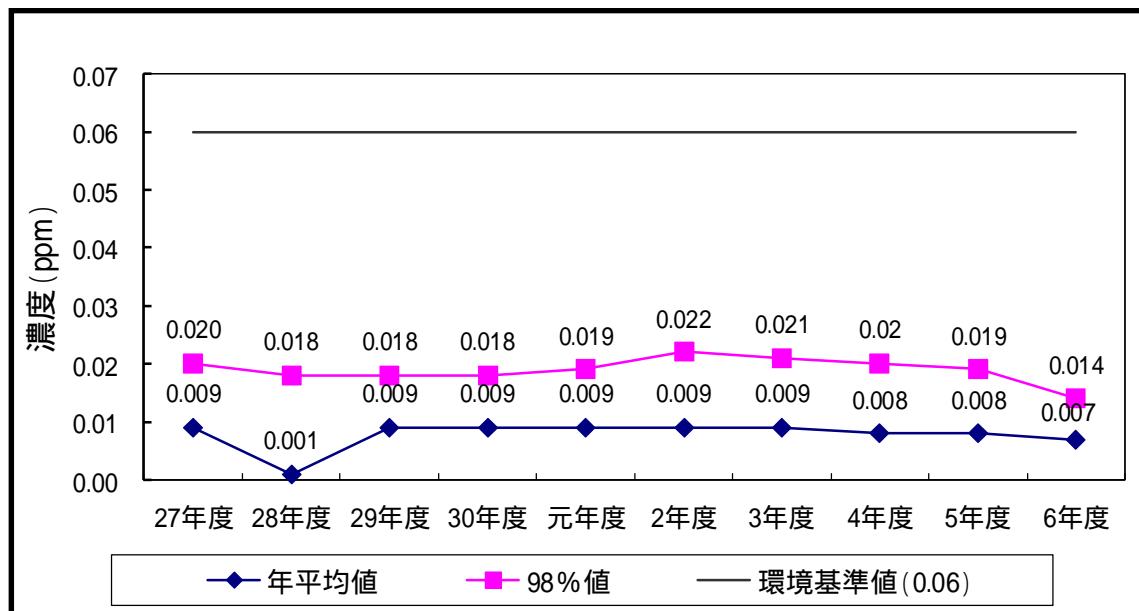
3) 二酸化窒素 (NO₂)

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

令和6年度の川西市役所局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.014ppmであり、環境基準に適合しています。

【表5-5 令和6年度二酸化窒素の測定結果(川西市役所局)】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	354
測定時間	時間	8,445
年平均値	ppm	0.007
1時間値の最高値	ppm	0.048
日平均値の最高値	ppm	0.024
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0
1時間値が0.1ppm以上、0.2ppm以下の時間数	時間	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0
日平均値の年間98%値	ppm	0.014
環境基準の適合状況	適・否	×



【図5-4 川西市役所局二酸化窒素濃度の経年変化(年平均値及び日平均値の年間98%値)】

4) 光化学オキシダント(〇×)

【環境基準】1時間値が0.06ppm以下であること

令和6年度の川西市役所局の光化学オキシダントは、昼間の1時間値の年平均値は、0.033ppmでした。また、昼間の1時間値が環境基準の0.06ppmを超えた日があったことから、環境基準に不適合となっていますが、平成28年度以降本市で光化学スモッグの予報、注意報の発令はありませんでした。

【表5-6 令和6年度光化学オキシダントの測定結果(川西市役所局)】

項目	単位等	測定結果
昼間測定日数	日	364
昼間測定時間	時間	5,406
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数	時間	252
	日	59
昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数及び日数	時間	0
	日	0
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.100
昼間の日最高1時間値の平均値	ppm	0.046
昼間の1時間値の平均値	ppm	0.033
環境基準の適合状況	適・否×	×

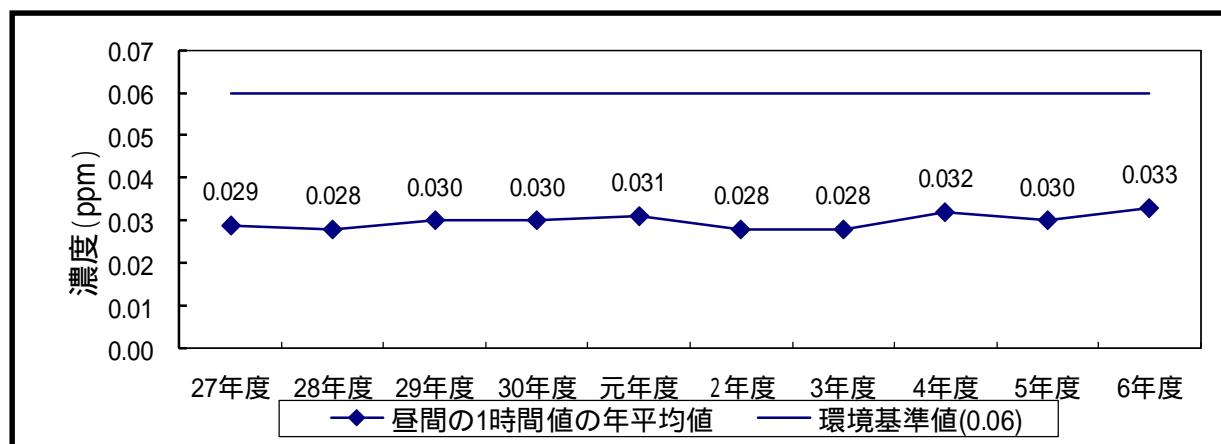
【表5-7 過去10年間の光化学スモッグ広報等発令状況】

年 度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	合 計
予 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
注意報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

発令基準 予報：オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達する恐れがある場合

注意報：オキシダント濃度の1時間値が、0.12ppm以上になり、その濃度が継続する場合

警報：オキシダント濃度の1時間値が、0.24ppm以上になり、その濃度が継続する場合



【図5-5 川西市役所局光化学オキシダント濃度の経年変化(年平均値)】

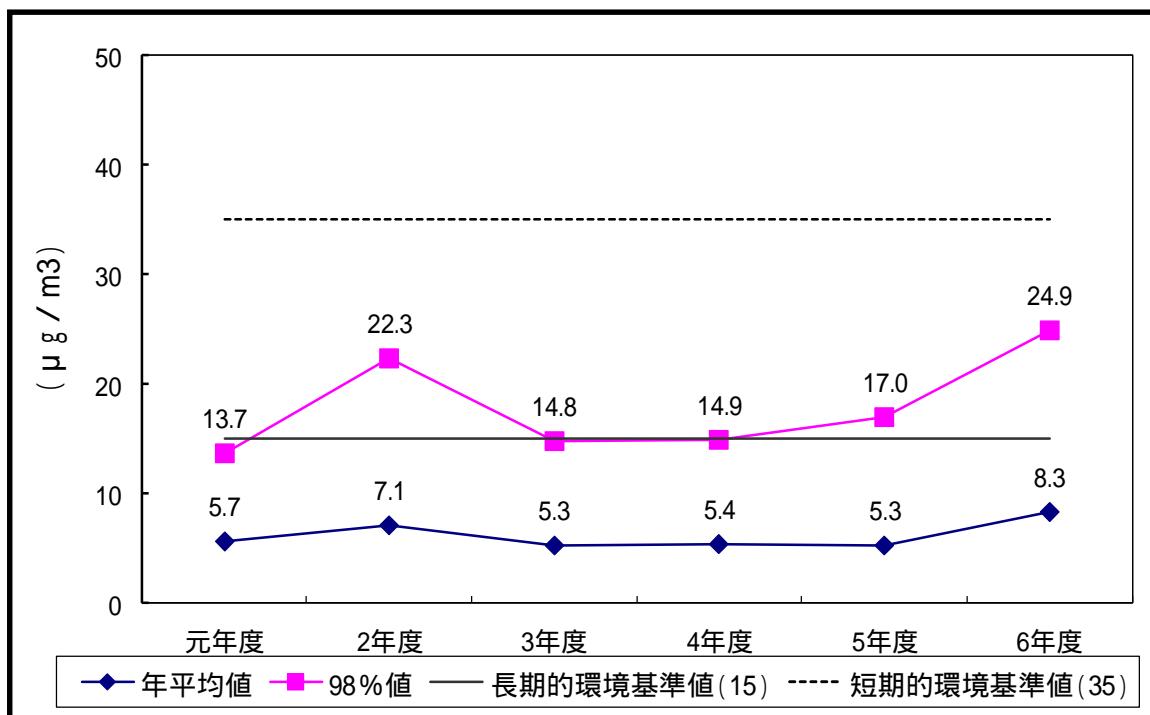
5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

【環境基準】1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

平成25年11月から川西市役所局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っています。令和6年度の微小粒子状物質の年平均値は、 $8.3\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値は、 $24.9\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表5-8 令和6年度微小粒子状物質の測定結果(川西市役所局)】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
年平均値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.3
日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日	1
日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0.003
日平均値の年間98%値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	24.9
環境基準の適合状況	適・否	×



【図5-6 川西市役所局微小粒子状物質濃度の経年変化(年平均値及び日平均値の2%除外値)】

6) 風向、風速

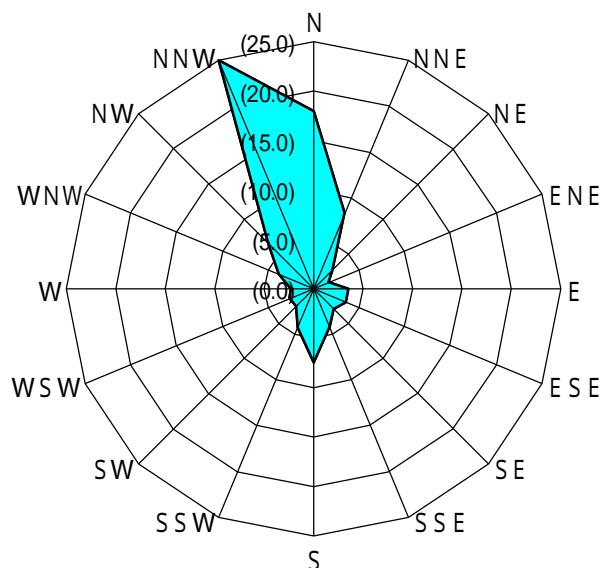
大気汚染と密接な関係にある気象条件のうち、風向、風速が、大きく影響を及ぼしています。

令和6年度の川西市役所局の風向別の頻度では、年間を通じて北北西(NNW)の風が最も多くなっています。

また、一般環境大気の風速については、年間を通じて2.1~3.0m/secの出現回数が最も多く、平均風速では、3.0m/secとなっています。

【表 5-9 令和6年度年間風向頻度表(川西市役所局)】

風向	出現回数	頻度(%)
N (北)	1,574	(18.0)
NN E (北北東)	727	(8.3)
N E (北東)	238	(2.6)
E N E (東北東)	139	(1.6)
E (東)	303	(3.5)
E S E (東南東)	302	(3.5)
S E (南東)	255	(2.8)
S S E (南南東)	361	(4.1)
S (南)	652	(7.5)
S S W (南南西)	378	(4.3)
S W (南西)	213	(2.4)
W S W (西南西)	227	(2.6)
W (西)	198	(2.3)
W N W (西北西)	332	(3.8)
N W (北西)	570	(6.5)
N N W (北北西)	2,191	(25.0)
カーム	88	(1.0)



【図 5-7 令和6年度年間風配図(川西市役所局)】

【表 5-10 令和6年度年間風速頻度表(川西市役所局)】

風速(m/sec)	0.0~0.3	0.4~1.0	1.1~2.0	2.1~3.0	3.1~4.0	4.1~5.0	5.1~6.0	6.1~7.0	7.1~
出現時間数(h)	88	709	2,005	2,352	1,691	893	486	287	237
出現率(%)	1.0	8.1	22.9	26.9	19.3	10.2	5.6	3.3	2.8

有効測定日数(日)	364
総測定時間(h)	8,748
平均風速(m/sec)	3.0

2. 自動車排出ガス常時測定

大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)の第2条第14項に、「自動車排気ガスとは、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。)の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものをいう。」とされています。

また、この政令で定める物質とは、大気汚染防止法施行令第4条に「一酸化炭素」「炭化水素」「鉛化合物」「窒素酸化物」「粒子状物質」と定められています。

自動車排出ガスについては、道路交通の整備に伴う自動車交通量の増大により、大気の汚染を深刻化させてきましたが、一酸化炭素と鉛化合物については対策が進み、これによる大気環境は改善されてきています。

また、国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量削減に関する基本方針」では、令和8年度までに窒素酸化物と粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標にした方針が示されています。

市内では、兵庫県が、平成8(1996)年4月から中国縦貫自動車道、国道176号(バイパス)及び県道尼崎池田線が交差する地点(加茂5丁目)の沿道に、観測局(局名:川西市加茂自動車排気ガス測定局)を設置しており、現在、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)、風向・風速の常時測定を行っています。

また、新名神高速道路の開通にともない(清流台14番2)に、観測局(局名:川西市文珠橋自動車排気ガス測定局)を設置し、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、風向・風速の常時測定を行っています。

なお、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。



【図5-8 川西市加茂自動車排気ガス測定局】



【図5-9 川西市文珠橋自動車排気ガス測定局】

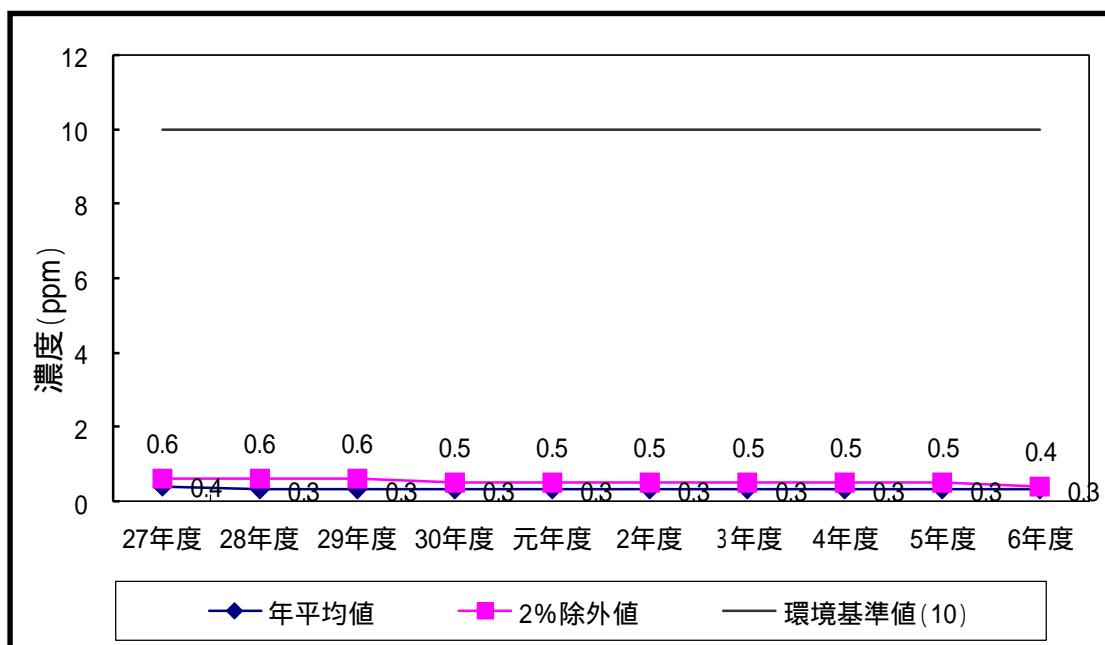
1) 一酸化炭素(CO)

【環境基準】1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下

令和6年度加茂自動車排気ガス測定局の一酸化炭素の日平均値の2%除外値は、0.4ppmで環境基準に適合しています。

【表5-11 令和6年度一酸化炭素の測定結果(加茂自動車排気ガス測定局)】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,656
年平均値	ppm	0.3
8時間値が20ppmを超えた回数	回	0
日平均値が10ppmを超えた日数	日	0
1時間値の最高値	ppm	1.1
日平均値の最高値	ppm	0.5
1時間値が30ppm以上になったことがある日数	日	0
日平均値の2%除外値	ppm	0.4
日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適・否	×

【図5-10 加茂自動車排気ガス測定局一酸化炭素濃度の経年変化
(年平均値及び日平均値の2%除外値)】

2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

【環境基準】1時間値の1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下

令和6年度加茂自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、 $0.029\text{ mg}/\text{m}^3$ 、短期的評価は、時間値がすべて $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 未満であったため、環境基準に適合しています。

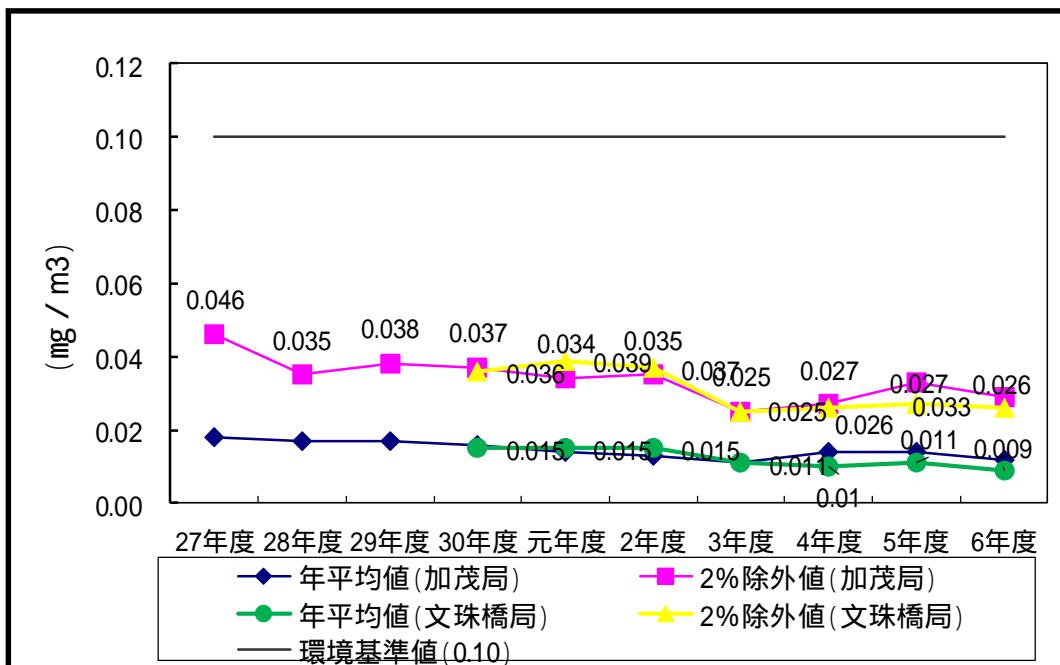
また、令和6年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、 $0.026\text{ mg}/\text{m}^3$ 、短期的評価は、時間値がすべて $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 未満であったため、環境基準に適合しています。

【表5-12 令和6年度浮遊粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	360
測定時間	時間	8,652
年平均値	mg/m^3	0.012
1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	時間	0
日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	日	0
1時間値の最高値	mg/m^3	0.109
日平均値の最高値	mg/m^3	0.074
日平均値の2%除外値	mg/m^3	0.029
日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適・否	×

【表5-13 令和6年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,699
年平均値	mg/m^3	0.009
1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	時間	0
日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	日	0
1時間値の最高値	mg/m^3	0.081
日平均値の最高値	mg/m^3	0.057
日平均値の2%除外値	mg/m^3	0.026
日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適・否	×



【図 5-11 加茂自動車排気ガス測定期と川西文珠橋自動車排気ガス測定期の浮遊粒子状物質濃度経年変化(年平均値及び日平均値の2%除外値)】

3) 二酸化窒素 (NO₂)

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

令和6年度加茂自動車排気ガス測定局の二酸化窒素の日平均値の年間98%値が、0.022ppmであることから、環境基準に適合しています。

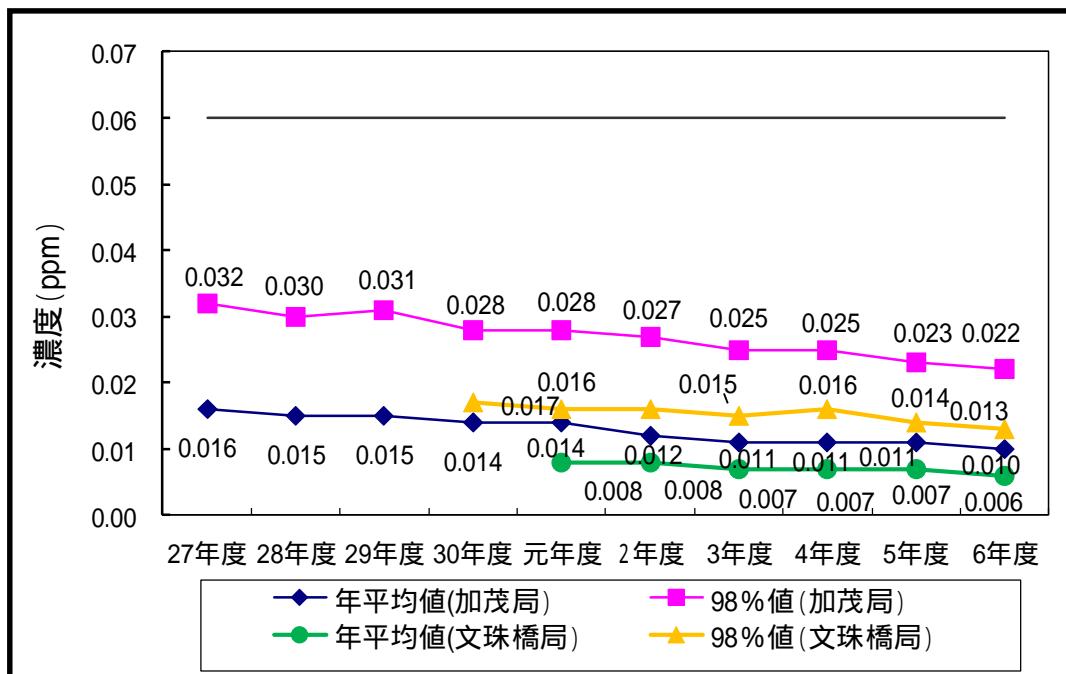
また、令和6年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局も二酸化窒素の日平均値の年間98%値が、0.013ppmであることから、環境基準に適合しています。

【表5-14 令和6年度二酸化窒素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,649
年平均値	ppm	0.010
1時間値の最高値	ppm	0.052
日平均値の最高値	ppm	0.032
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0
1時間値が0.1ppm以上、0.2ppm以下の時間数	時間	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0
日平均値の年間98%値	ppm	0.022
環境基準の適合状況	適・否×	

【表5-15 令和6年度二酸化窒素の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,650
年平均値	ppm	0.006
1時間値の最高値	ppm	0.038
日平均値の最高値	ppm	0.019
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0
1時間値が0.1ppm以上、0.2ppm以下の時間数	時間	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0
日平均値の年間98%値	ppm	0.013
環境基準の適合状況	適・否×	



【図 5-12 加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の二酸化窒素濃度経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98% 値）】

4) 微小粒子状物質 (PM 2.5)

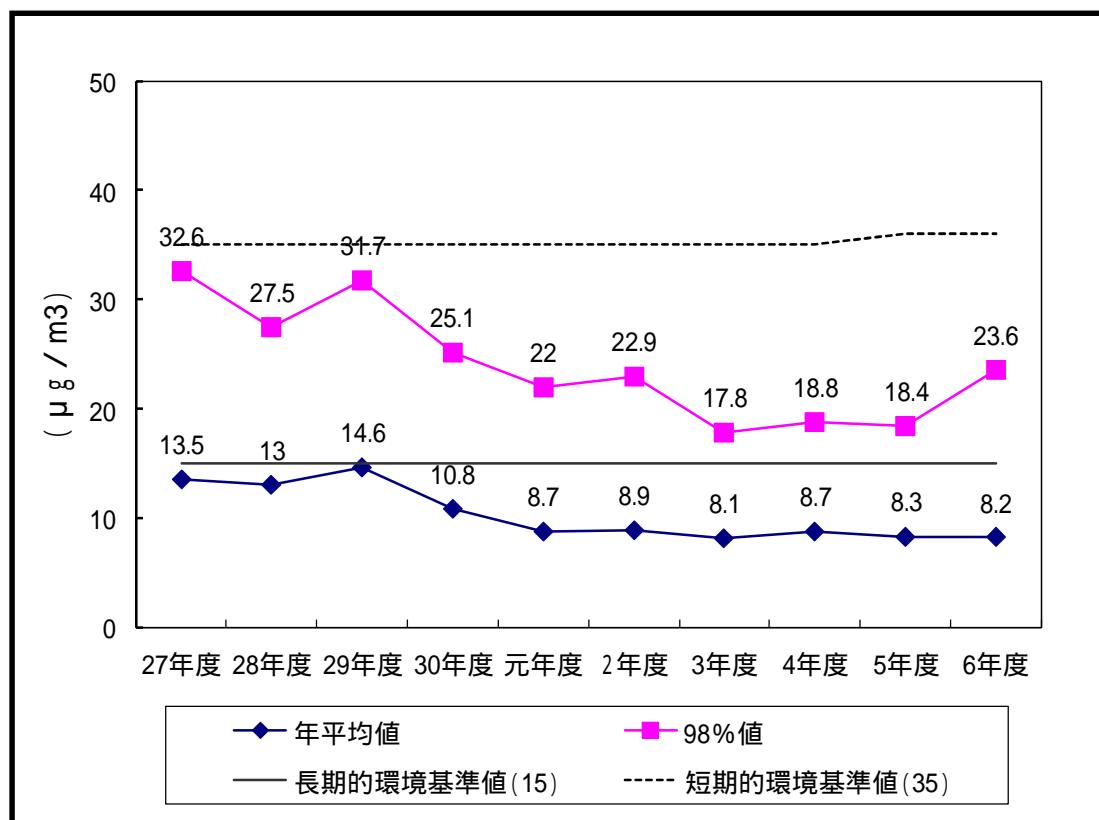
【環境基準：1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下】

平成23年度から加茂自動車排気ガス測定局で微小粒子状物質(PM 2.5)の測定を行っています。

令和6年度の微小粒子状物質の年平均値は、 $8.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値が $23.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-16 令和6年度微小粒子状物質の測定結果(加茂自動車排気ガス測定局)】

項目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	360
年平均値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.2
日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日	1
日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0.003
日平均値の年間98%値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	23.6
環境基準の適合状況	適・否	×



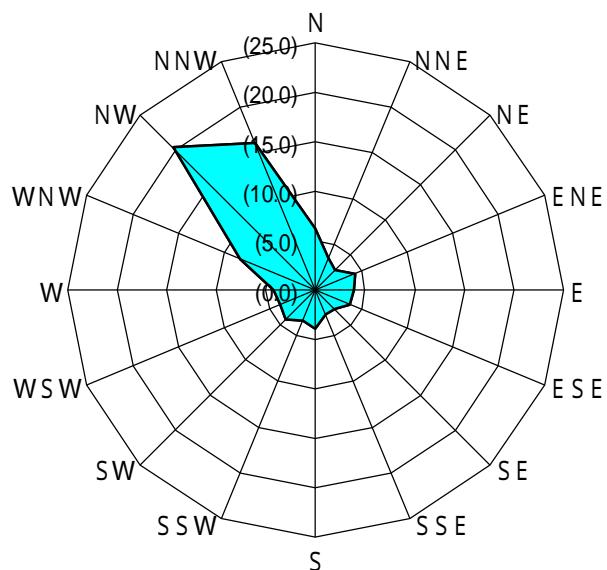
【図 5-13 加茂自動車排気ガス測定局微小粒子状物質濃度の経年変化
(年平均値及び日平均値の2%除外値)】

5) 風向・風速

川西市加茂自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じて北西(NW)の風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて $0.4 \sim 1.0 \text{ m/sec}$ の出現回数が最も多く、平均風速では 1.2 m/sec となっています。

【表 5-17 令和 6 年度年間風向頻度表（加茂自動車排気ガス測定期）】

風向	出現回数	頻度 (%)
N (北)	542	(6.2)
NNE (北北東)	305	(3.5)
NE (北東)	245	(2.8)
ENE (東北東)	377	(4.3)
E (東)	333	(3.8)
ESE (東南東)	328	(3.7)
SE (南東)	235	(2.7)
SSE (南南東)	236	(2.7)
S (南)	339	(3.9)
SSW (南南西)	288	(3.3)
SW (南西)	364	(4.2)
WSW (西南西)	335	(3.8)
W (西)	376	(4.3)
WNW (西北西)	722	(8.2)
NW (北西)	1,784	(20.4)
NNW (北北西)	1,411	(16.1)
力-ム	539	(6.2)



【図 5-14 令和 6 年度年間風配図】

【表 5-18 令和 6 年度年間風速頻度表（加茂自動車排気ガス測定期）】

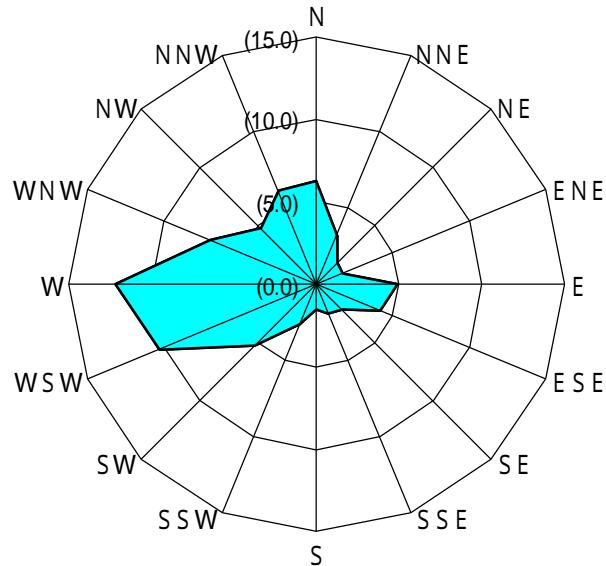
風速(m/sec)	0.0 ~ 0.3	0.4 ~ 1.0	1.1 ~ 2.0	2.1 ~ 3.0	3.1 ~ 4.0	4.1 ~ 5.0	5.1 ~ 6.0	6.1 ~ 7.0	7.1 ~
出現時間数(h)	539	4,421	2,550	914	265	59	8	3	0
出現率(%)	6.2	50.5	29.1	10.4	3.0	0.7	0.1	0.0	0.0

有効測定日数(日)	365
総測定時間(h)	8,759
平均風速(m/sec)	1.2

川西文珠橋自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じてカームの風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて0.4~1.0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では0.9m/sec となっています。

【表 5-19 令和6年度年間風向頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度(%)
N (北)	538	(6.2)
NNE (北北東)	279	(3.2)
NE (北東)	155	(1.8)
ENE (東北東)	150	(1.7)
E (東)	431	(4.9)
ESE (東南東)	366	(4.2)
SE (南東)	189	(2.2)
SSE (南南東)	160	(1.8)
S (南)	135	(1.5)
SSW (南南西)	220	(2.5)
SW (南西)	463	(5.3)
WSW (西南西)	903	(10.3)
W (西)	1,066	(12.2)
WNW (西北西)	613	(7.0)
NW (北西)	420	(4.8)
NNW (北北西)	520	(6.0)
カーム	2,129	(24.4)

【図 5-15 令和6年度年間風配図
(川西文珠橋自動車排気ガス測定局)】

【表 5-20 令和6年度年間風速頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

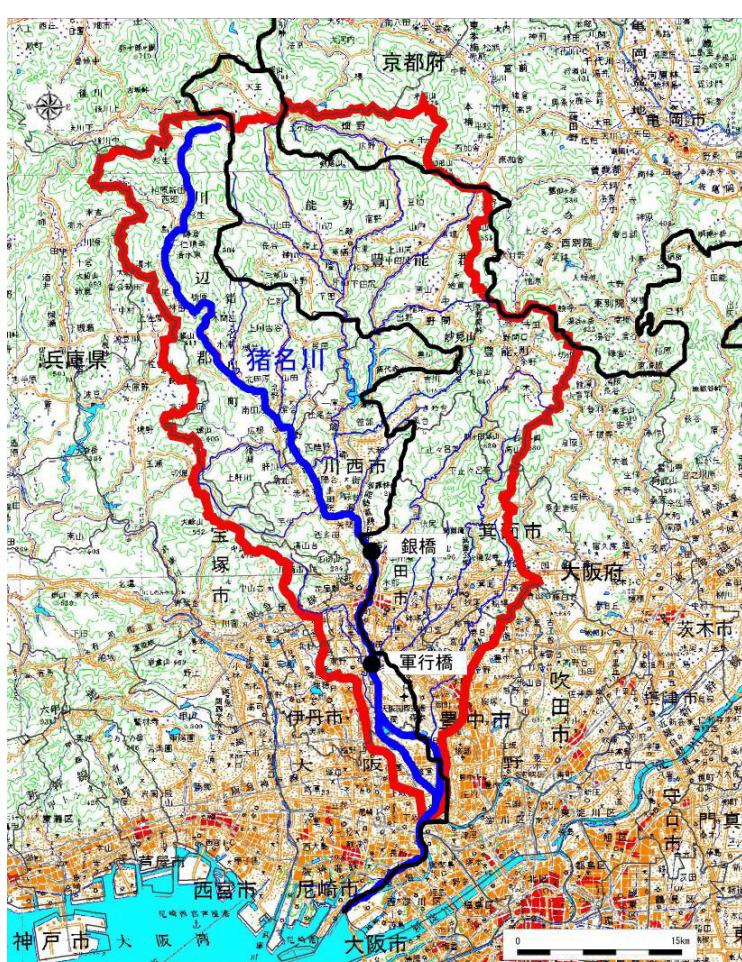
風速(m/sec)	0.0~0.3	0.4~1.0	1.1~2.0	2.1~3.0	3.1~4.0	4.1~5.0	5.1~6.0	6.1~7.0	7.1~
出現時間数(h)	2,129	3,791	2,089	531	149	38	10	0	0
出現率(%)	24.4	43.4	23.9	6.1	1.6	0.4	0.1	0.0	0.0

有効測定日数(日)	362
総測定時間(h)	8,737
平均風速(m/sec)	0.9

第6章 水質汚濁

人間は、昔から河川や湖、海の沿岸に集まり、文明を発達させてきました。水は、炊事、洗濯、農業用水など、人の生活にとって欠くことのできない重要な資源であるばかりでなく、川辺や海岸は住民の散策、水浴などレクリエーションや憩いの場であり、また広い水域は水産資源の生育の場でもあります。

しかし、人口の増加や産業の発達につれて水利用が活発化し、汚濁物質の量が河川、湖沼、海域等の自然浄化(自浄作用)をこえることによって、水質汚濁が発生しました。さらに、急激な産業の進展、人口の都市集中、生活様式の向上などによって水質汚濁が社会問題となりました。



【図6-1 猪名川流域概要図】

【猪名川上流の概要】

淀川右派川、神崎川の右支川である猪名川は流域面積383km²、流路延長43kmの一級河川では中小河川に属するが、流域は大阪府、京都府、兵庫県の2府1県にまたがり、8市3町を包括している。

この中に阪神工業地帯の中心である尼崎市をはじめ、大阪の衛星都市群として、豊中、伊丹、川西、池田、箕面市等を擁している。さらに東西を結ぶ交通機関の要衝でもあり、工業は大小6千余りを数え、流域内の資産、人口はともに多く、流域関連人口約180万人、流域資産額約2兆5千億円と推定される。

(資料:1998 日本河川水質年鑑
(社)日本河川協会)

環境省ホームページ報道発表資料(H20.4.24)「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」に対する意見の募集(パブリックコメント)についての添付資料4より抜粋

第1節 水質汚濁に係る環境基準等

1. 水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準」は、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づき昭和46年に定められました。平成5年に環境基本法(平成5年法律第91号)が新たに制定され公害対策基本法が廃止されたことにより、この基準は環境基本法第16条の規定に基づき定められた基準として取り扱われています(最終改定令和5年環境省告示第6号)。また、ダイオキシン類による環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づき定められています(第9章に記載)。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、全公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と各公共用水域の水域類型ごとに適用される「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

また、平成9年には、地下水の水質汚濁に係る環境基準も定められています。

ダイオキシン類に関しては第9章に記載しています。

1) 人の健康の保護に関する環境基準

【表6-1 人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域の水質汚濁に係る環境基準)】

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	水質汚濁に係る環境基準付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チラム	0.006mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c)(注 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 8 に掲げる方法

【備考】

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2) 生活環境の保全に関する環境基準

【表6-2 生活環境の保全に関する環境基準(河川)】

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域 第1の2の により水域 類型ごとに 指定する水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物科学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下	
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下	
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下	
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	水質汚濁に係る環境基準付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	水質汚濁に係る環境基準付表10に掲げる方法	

【備考】

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる)。
- 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、-中腐水性水域の水産生物用

注4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

注5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			当該水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / L以下	0.001mg / L以下	0.03mg / L以下	第1の2のにより水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / L以下	0.0006mg / L以下	0.02mg / L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / L以下	0.002mg / L以下	0.05mg / L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / L以下	0.002mg / L以下	0.04mg / L以下	
測定方法		規格53に定める方法	水質汚濁に係る環境基準付表11に掲げる方法	水質汚濁に係る環境基準付表12に掲げる方法	X

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2. 水質に係る要監視項目と指針値

人の健康の保護に係る項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成5年3月に設定されたものです。その後、平成11年2月、平成16年3月、平成21年11月及び令和2年5月に改正が行われ、現在は27項目が設定されています。

【表6-3 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（公共水域）】

項目	指針値	備考
クロロホルム	0.06 mg / L 以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg / L 以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg / L 以下	
イソキサチオン	0.008 mg / L 以下	
ダイアジノン	0.005 mg / L 以下	
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg / L 以下	
イソプロチオラン	0.04 mg / L 以下	
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg / L 以下	
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg / L 以下	
プロピザミド	0.008 mg / L 以下	
EPN	0.006 mg / L 以下	
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg / L 以下	
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg / L 以下	
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg / L 以下	
クロルニトロフェン(CNP)	-	
トルエン	0.6 mg / L 以下	
キシレン	0.4 mg / L 以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg / L 以下	
ニッケル	-	
モリブデン	0.07 mg / L 以下	
アンチモン	0.02 mg / L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg / L 以下	
エピクロロヒドリン	0.0004 mg / L 以下	
全マンガン	0.2 mg / L 以下	
ウラン	0.002 mg / L 以下	
PFOS 及び PFOA	0.00005 mg / L 以下(暫定)	

1 PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、有機フッ素化合物(PFAS)の一種。PFOS・PFOAは、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な物質として様々な表面処理の用途に使われてきました。しかし、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という特性があることから、環境への排出が継続された場合の将来への影響を未然に防止するために、現在では製造や輸入が禁止されております。

水生生物の保全に係る項目

「生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」についても、平成15年11月に要監視項目が設定されました。その後、平成25年3月に改正が行われ、現在6項目が設定されています。

【表6-4 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値】

項目	指針値(淡水域)			
	生物A類型	生物特A類型	生物B類型	生物特B類型
クロロホルム	0.7 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
フェノール	0.05 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
4-t-オクチル フェノール	0.001 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
アニリン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
2,4-ジクロロ フェノール	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下

3. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水質類型指定

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)については、国又は都道府県が水質汚濁の防止を図る必要のある公共水域ごとに類型を指定することで、環境基準値を具体的に決定されることとなっています。

川西市内を流れる「猪名川水域」については、大阪府、京都府と兵庫県の2府1県にまたがることから国が類型指定を行っており、平成20年の見直しにより下記のとおり告示されています。

ア

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川上流	箕面川合流点より上流	A	イ	平成21年3月31日 (環境省告示第14号)

イ(水性生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定)

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川(1)	ゴルフ橋(虫生地点)より上流	生物A	イ	平成21年11月30日 (環境省告示第80号)
	猪名川(2)	ゴルフ橋(虫生地点)より下流	生物B	イ	

(注) 達成期間の分類は次の通りとする。

「イ」は、直ちに達成。

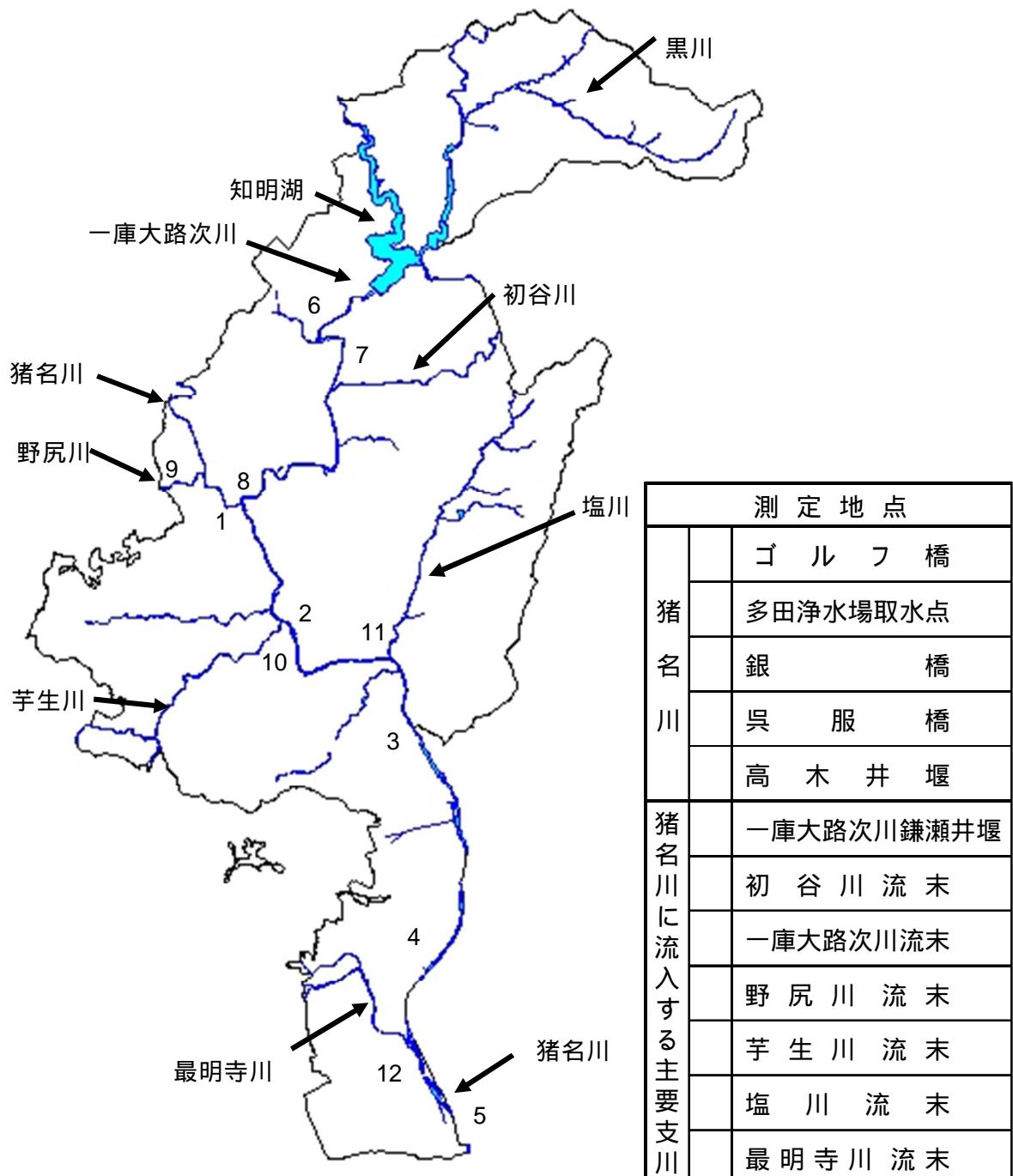
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

第2節 猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定

1. 測定地点

本市における河川の汚濁状況を把握するため、図6-2に示す12地点で測定を実施しています。



【図6-2 水質測定地点図】

2. 水質汚濁の現況

1) 健康項目等

令和6年度は、猪名川(多田浄水場取水点)で6月、8月、11月、2月に健康項目(環境基準が定められている項目のうち人の健康の保護に関する物質)と要監視項目(人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準を定めず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質)について測定しました。その結果は、いずれも環境基準値及び指針値を下回っていました。

【表6-5 健康項目の環境基準及び要監視項目の指針値適合状況】

健康項目		要監視項目	
項目名	適合状況	項目名	適合状況
カドミウム	2/2	クロロホルム	2/2
全シアン	2/2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	2/2
鉛	2/2	1,2-ジクロロプロパン	2/2
六価クロム	2/2	p-ジクロロベンゼン	2/2
砒素	2/2	イソキサチオン	2/2
総水銀	2/2	ダイアジノン	2/2
アルキル水銀	2/2	フェニトロチオン	2/2
PCB	2/2	イソプロチオラン	2/2
ジクロロメタン	2/2	オキシン銅	2/2
四塩化炭素	2/2	クロロタロニル	2/2
1,2-ジクロロエタン	2/2	プロピザミド	2/2
1,1-ジクロロエチレン	2/2	EPM	2/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	2/2	ジクロルボス	2/2
1,1,1-トリクロロエタン	2/2	フェノブカルブ	2/2
1,1,2-トリクロロエタン	2/2	イプロベンホス	2/2
トリクロロエチレン	2/2	クロルニトロフェン	-
テトラクロロエチレン	2/2	トルエン	2/2
1,3-ジクロロプロペン	2/2	キシレン	2/2
チウラム	2/2	フタル酸ジエチルヘキシリ	2/2
ジマジン	2/2	ニッケル	-
チオベンカルブ	2/2	モリブデン	2/2
ベンゼン	2/2	アンチモン	2/2
セレン	2/2	塩化ビニルモノマー	2/2
硝酸及び亜硝酸性窒素	2/2	エピクロロヒドリン	2/2
ふつ素	2/2	全マンガン	2/2
ほう素	2/2	ウラン	2/2
1,4-ジオキサン	2/2	PFOS及びPFOA(令和6年度より)	1/1
合計	54/54	合計	49/49

【備考】

1 m/n:(環境基準もしくは水質環境目標に適合しているデータ数)/(全測定データ数)

2 要監視項目の内、クロルニトロフェン及びニッケルの指針値は削除されています。

3 本市では、令和6年度から要監視項目にPFOS及びPFOAを追加しています。

また、平成7年1月の阪神淡路大震災以降に、猪名川及び支川で環境基準を上回る濃度の砒素が検出されたことから、河川水中の砒素に関して継続監視しております。

令和6年度は、多田浄水場取水点で2回の他、ゴルフ橋、銀橋、呉服橋、高木井堰、野尻川流末、塩川流末の7カ所で実施しました。測定結果は、6地点で環境基準を達成していました。令和4年度から令和6年度の結果において塩川流末では、0.003mg/Lから0.019mg/Lの範囲内で推移していますが、引き続き経過を注視していきます。

【表6-6 猪名川水系における砒素の測定結果の状況】

単位:mg/L

番号	測定地点	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		R4.5.20	R4.8.23	R4.11.22	R5.2.6	R5.5.22	R5.8.28	R5.11.13	R6.2.19	R6.5.22	R6.8.22	R6.11.13	R7.2.18
	ゴルフ橋				0.001					0.001			0.002
	多田浄水場取水点		0.002		0.001		0.002		0.001		0.003		0.002
	銀橋				0.001					0.002			0.003
	呉服橋				0.003					0.004			0.005
	高木井堰				0.003					0.003			0.004
	野尻川流末				0.007					0.007			0.007
	塩川流末	0.015	0.007	0.008	0.003	0.011	0.018	0.010	0.010	0.017	0.013	0.015	0.014
													0.019

環境基準 0.01mg/L 以下 (P49 参照)

2) 生活環境項目

令和6年度は、概ね環境基準に適合しているものの、大腸菌、pHの数値で一部環境基準に不適合がありました。

大腸菌数が、基準値超過した理由は、一般的に人や動物などの排泄物による影響、上流における肥料の散布などが考えられます。また、pHの増加については、一般的に河川が富栄養な環境や水温が高い環境では藻類(植物プランクトン)が増殖し、二酸化炭素を光合成に利用(消費)することで、pHがアルカリ性に傾くことが多いです。

生活環境項目について、引き続き経過を注視していきます。

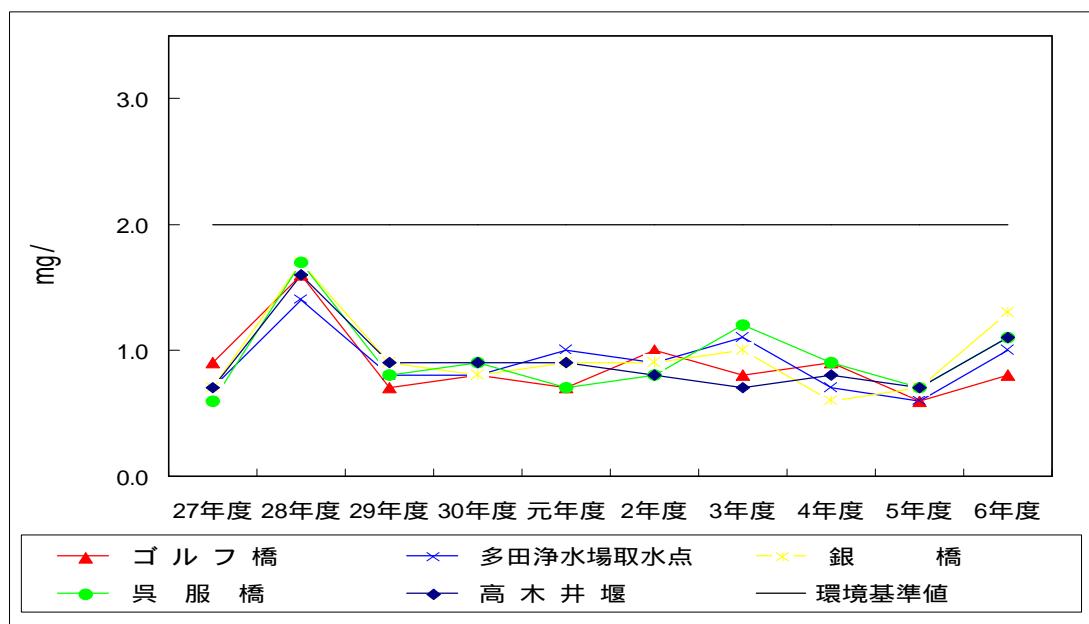
【表6-7 令和6年度生活環境項目の調査結果(猪名川)】

河川名 地点番号	測定項目	p H				D O (mg/L)				B O D (mg/L)				
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		平均値	最小値 n	平均値	最小値 n	平均値	最小値 n	平均値	最小値 n	平均値	75%値 n	平均値	最小値 n	
猪名川	ゴルフ橋	8.0	7.6 12	8.0	7.5 11	7.8	7.6 12	10.9	8.0 12	10.8	9.8 12	9.9	7.6 12	0.8 0.9
		8.5	8.5 12	8.7	8.0 12	8.0	8.0 12	14	14 12	13	13 12	13	13 12	<0.5 1.1
	多田浄水場取水点	8.0	7.7 12	8.0	7.6 12	7.9	7.7 12	10.3	7.7 12	10.4	8.8 12	9.8	8.1 12	0.7 0.7
		8.2	8.2 12	8.5	8.5 12	8.0	8.0 12	12	12 12	12	12 12	12	12 12	<0.5 1.0
	銀橋	8.2	7.8 10	8.3	7.8 10	8.3	7.7 8	10.9	8.5 12	10.6	9.4 12	10.6	7.5 12	0.6 0.6
		8.7	8.7 12	8.9	8.9 12	9.2	9.2 12	13	13 12	12	12 12	14	12 12	0.5 0.8
	呉服橋	8.3	7.8 12	8.4	7.8 12	8.6	7.8 5	10.8	7.9 12	11.3	10.0 12	10.7	8.4 12	0.9 0.9
		8.9	8.9 12	9.2	9.2 12	9.2	9.2 12	13	13 12	13	13 12	15	12 12	0.5 1.4
	高木井堰	8.0	7.8 12	8.1	7.8 11	8.4	7.8 9	10.0	7.9 12	10.1	8.1 12	10.3	8.0 12	0.7 0.7
JR東日本環境基準適合率の計 (n=測定回数) の計		56	49	46	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
(n=測定回数) の計		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	

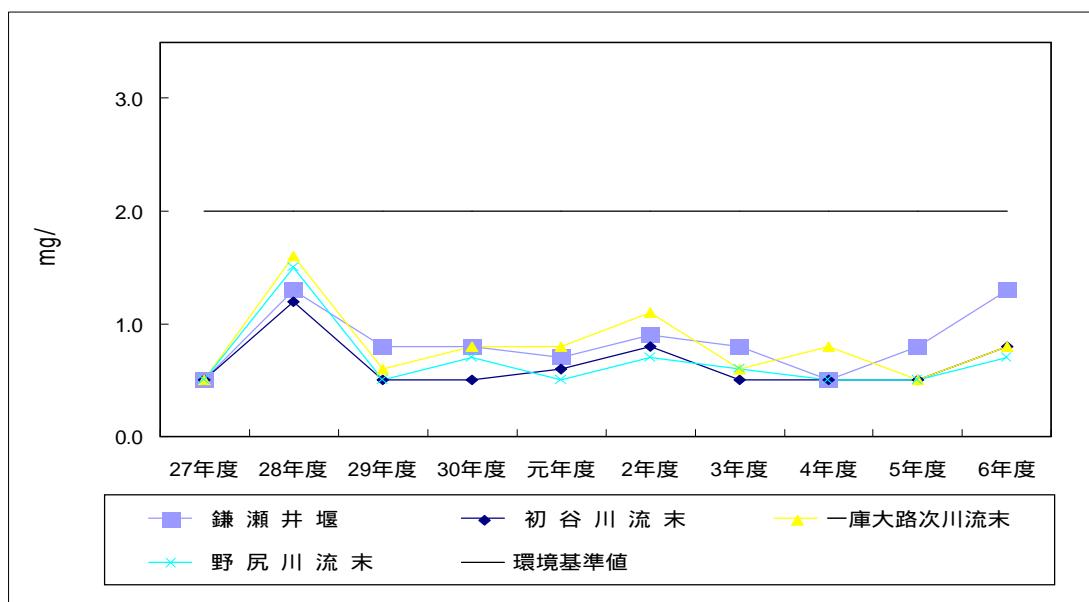
BOD75%値について、検出下限値が0.5mg/Lであるため、計測値が0.5mg/Lより小さい場合は0.5mg/Lとして平均値を算出しています。

BOD75%値…BOD(生物化学的酸素要求量)の年間測定データのうち、低い方から数えて75%目の値

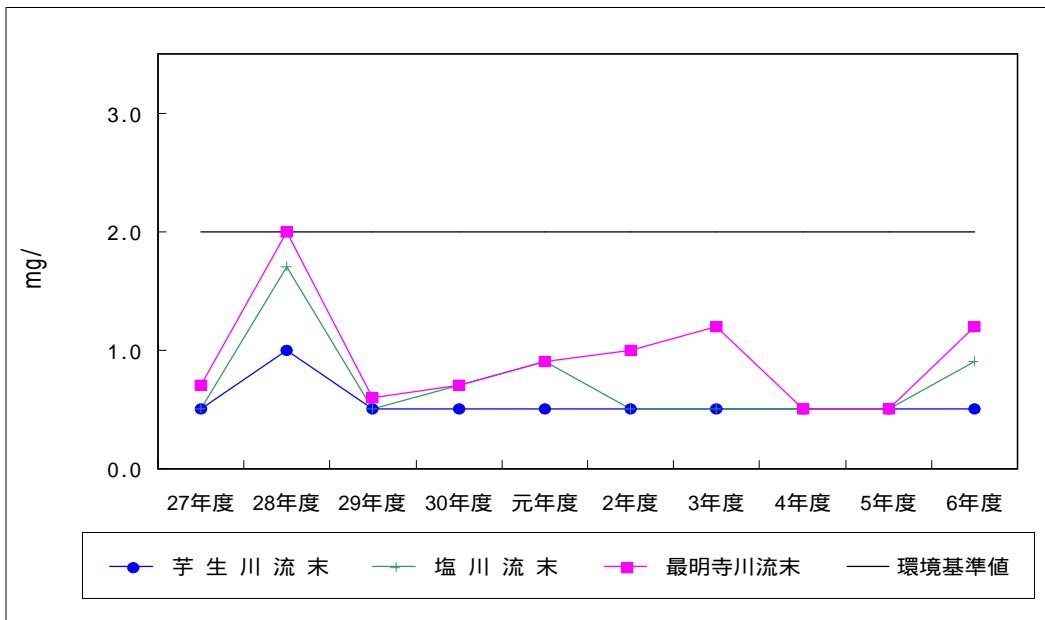
河川名	地点番号	測定項目	S S (mg/L)										大腸菌数(MPN/100mL以下)												
			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度							
		地点名	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m		
猪名川	ゴルフ橋	ゴルフ橋	1.9	<1	12	1.7	1	12	1.4	<1	12	120	17	12	231	20	11	114	30	12					
			3	12		4	12		3	12		300	12		1,900	12		190	12						
	多田浄水場取水点	多田浄水場取水点	2.3	1	12	2.4	1	12	2.4	1	12	82	19	12	178	43	11	164	42	11					
			5	12		4	12		4	12		180	12		1,200	12		310	12						
	銀橋	銀橋	2.1	<1	11	4.3	1	11	2.3	1	12	75	19	12	108	48	11	135	14	11					
			4	12		28	12		6	12		170	12		470	12		700	12						
	呉服橋	呉服橋	3.7	1	12	3.6	1	12	2.3	1	12	140	43	11	157	34	11	259	22	10					
			7	12		14	12		4	12		580	12		790	12		1,200	12						
	高木井堰	高木井堰	4.6	1	12	2.1	1	12	2.6	1	12	137	26	11	94	7	11	45	2	12					
			12	12		4	12		6	12		580	12		320	12		92	12						
(n = 環境基準適合数)の計				59			59			60			58			55			56						
(n = 測定回数)の計				60			60			60			60			60			60						



【図 6-3 猪名川におけるB O D 75% 値の経年変化】



【図 6-4 猪名川に流入する各主要4河川のB O D 75% 値の経年変化】



【図6-5 猪名川に流入する各主要河川のBOD75%値経年変化】

上記グラフにおけるBOD75%値について、検出下限値が0.5mg/Lであるため、計測値が0.5mg/Lより小さい場合は0.5mg/Lとして表示しています。

3) 監視項目

本市では、令和6年度よりPFO-S・PFO-Aについて、猪名川本流部の2か所（ゴルフ橋、多田浄水場取水点）を含む12箇所で、年1回（8月）に測定しています。令和6年度の測定結果は、12か所とも環境基準国が示す暫定基準を達成していました。

4) 水生生物の生息状況の適応性

本市では、亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩基(LAS)について、猪名川本流部の2か所(ゴルフ橋、多田浄水場取水点)で、年4回測定しています。**令和6年度の測定結果**は、2か所とも環境基準を達成していました。

【表 6-8 全亜鉛の年間測定平均値】

単位 : mg/L

	測定地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ゴルフ橋	0.009	0.007	0.007
	多田浄水場取水点	0.005	0.006	0.005

【表 6-9 ノニルフェノールの年間測定平均値】

単位 : mg/L

	測定地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ゴルフ橋	< 0.00006	< 0.00006	< 0.00006
	多田浄水場取水点	< 0.00006	< 0.00006	< 0.00006

【表 6-10 L A S の年間測定平均値】

単位 : mg/L

	測定地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ゴルフ橋	< 0.0006	< 0.0006	0.0007
	多田浄水場取水点	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006

5) その他の項目

環境基準値は定められてはいませんが、人畜による糞便汚染の指標となる塩化物イオンや生活排水汚染の指標となるM B A S(メチレンブルー活性物質・合成洗剤の主成分)について、猪名川本流部5地点及び主要河川1地点で年2回測定しています。

【表 6-11 その他の項目の年間測定平均値】

単位 : mg/L

河川名	地点番号	測定地点名	塩化物イオン (mg/L)	M B A S (mg/L)
猪名川		ゴルフ橋	11.0	0.01
		多田浄水場取水点	8.0	0.01
		銀橋	13.0	0.01
		呉服橋	12.5	0.02
		高木井堰	12.0	0.02
一庫大路次川		鎌瀬井堰	5.5	0.01

第3節 ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。

平成29年3月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成30年の農薬取締法改正に係る令和2年4月1日施行内容を踏まえ、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

兵庫県では、平成元年4月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を施行し、農薬の適正な使用を各ゴルフ場に対して指導をしています。

本市では、暫定指導指針が定められたことにともない、平成2年度からこれらゴルフ場での使用農薬に関する水質調査を継続して実施していましたが、市の行財政改革の推進に伴い、令和3年度を以て調査を終了しました。

兵庫県下における令和5年度の調査結果は、調査した全てのゴルフ場で暫定指導指針値を下回っていました。**令和7年5月末日時点**では、**令和6年度**の結果は未だ公表されていませんが、環境省のホームページにて順次公表されます。

(環境省 URL : https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_chosa.html)

第7章 騒音、振動

騒音とは、一般に「好ましくない音」「無い方がよい音」と定義されていますが、好ましい音かそうでない音かはそれを聞く人の主観的・感覚的な判断によります。

騒音は、大気汚染・水質汚濁に比べ、局所的・多発的であり、発生してから短時間で消えていく一過性の性質があり、発生源から被害者までの距離も比較的短く、さらに感情問題も伴い苦情にはさまざまなものがあります。

騒音には、機械の稼働による工場・事業場騒音、道路・建物の建設等に伴う建設作業騒音、鉄道・自動車等による交通騒音、スナック店などのカラオケ等による深夜営業騒音のほか、いわゆる近隣騒音と呼ばれるクーラー・ステレオ・ピアノ等の騒音など、身近な生活に結びついたものもあります。

騒音に係る環境基準は、昭和46年に設定されましたが、騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上及び国際的な動向を踏まえ、環境庁は、平成11年4月に騒音に係る改正環境基準を施行し、評価手法として、騒音レベル中央値(L_{A50})から等価騒音レベル(L_{Aeq})に変更するとともに、環境基準値や地域の類型及び時間の区分の見直しを行いました。

公害としての振動については、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させることで物的被害を与えるなど私たちの日常生活に影響を与えるものをいいます。公害振動の伝搬距離は、発生源から100m以内(例外的なものを除く)で、その大きさは、地震でいうところのおおよそ震度1(微震)から震度3(弱震)の範囲内です。

また、音として通常聞こえる空気振動のうち、周波数20Hz～100Hzの低い周波数の音と、音としては通常聞こえない20Hz以下の空気振動を、まとめて「低周波音」と呼んでいます。環境省では、近年増加傾向にある「低周波音問題」の対応のため、平成16年に「低周波音問題対応の手引書」を策定し公表しています。

【表7-1 騒音の大きさの例】

120dB	飛行機エンジン近く
110dB	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち
100dB	電車が通る時のガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音(前方1m)

兵庫県ホームページ「ひょうごの環境」より

第1節 環境基準及び要請限度

1. 騒音の環境基準

環境基本法第16条において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が設定されています。騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が定められています。

(1) 一般地域における騒音の環境基準

【表7-2 一般地域における環境基準】

地 域 の 類 型	基 準 値		該当地域の目安()
	昼 間	夜 間	
A A (特に静穏を要する地域)	50dB 以下	40dB 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域 本市に該当する地域はありません。
A (専ら住居の用に供される地域)	55dB 以下	45dB 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B (主として住居の用に供される地域)			第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
C (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注1. 各類型の指定は、原則、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める用途地域に準拠して指定していますがあくまでも目安です。

2. 「時間の区分」は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

(2) 道路に面する地域における環境基準

【表7-3 道路に面する地域における環境基準】

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

【備考】車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表7-3にかかわらず特例として、表7-4に掲げるとおりとする。

【表7-4 幹線交通を担う道路に接近する地域の環境基準】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼 間	夜 間
	70dB 以下	65dB 以下
【備考】個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音にかかる基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。		

注1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等をいう。

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその団を特定する。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

2車線を超える車線を有する道路 20m

2. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条の規定により、市町村長が法に基づく騒音の測定を行った場合、指定区域内における自動車騒音が環境省令で定める限度(許容限度・表7-5)を超えてることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれる認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定に基づく措置をとるよう要請することができます。

また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

【表7-5 道路交通騒音に係る要請限度】

区域の区分	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注1 区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1条に定める用途地域に準拠して指定(a区域、b区域、c区域はそれぞれ環境基準の地域の類型A、B、Cと同じ用途地域)していますが、あくまでも目安です。

注2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

【表7-6 幹線交通を担う道路に接近する区域の要請限度】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	75db 以下	70db 以下

注1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等をいう。

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその団を特定する。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

2車線を超える車線を有する道路 20m

注3 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

3. 道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条の規定により、市町村長が法に基づく振動の測定を行った場合、指定区域内における道路交通振動が環境省令で定める限度(要請限度・表7-7)を超えてることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請したり、または、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

【表7-7 道路交通振動の要請限度】

区域区分	時間区分	昼間	夜間
	午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで	
第一種区域		65dB	60dB
第二種区域		70dB	65dB

注1 区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1条に定める用途地域に準拠して指定していますが、あくまでも目安です。

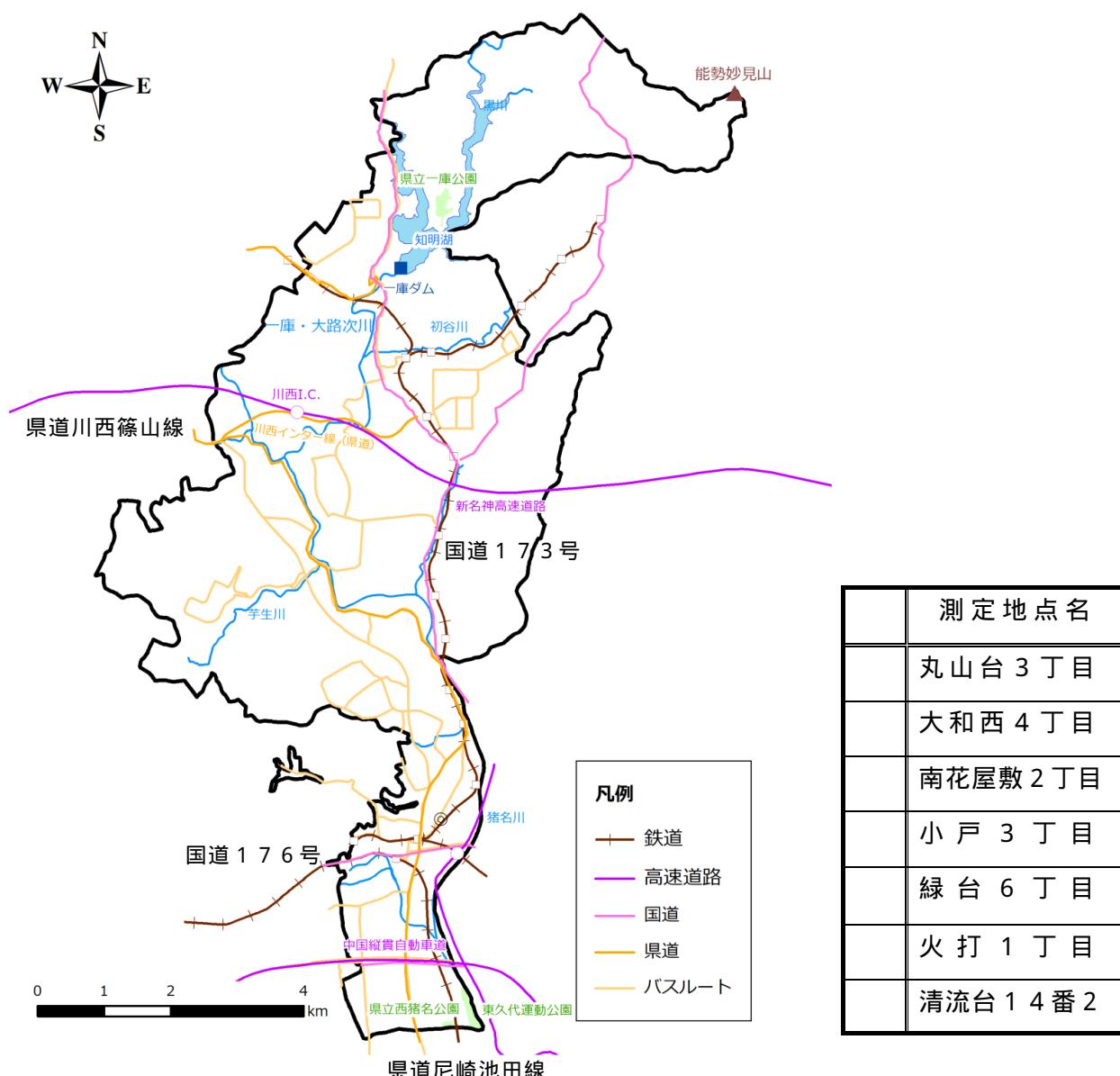
注2 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第二種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注3 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上記表に定める値以下当該値から5デシベル減じた値以上とする。(振動規制法施行規則第12条)

第2節 一般地域等における環境騒音の現況

1. 測定地点

本市における環境騒音の現況を把握するため、令和6年度は、A地域3地点、B地域3地点、C地域1地点の合計7地点(図7-1)で環境騒音測定を実施しました。



【図7-1 測定地点図】

2. 測定地点別の騒音レベル及び環境基準適合状況

令和6年度の騒音測定結果は、すべての地点の昼間及び夜間ににおいて、環境基準値に適合しました。

【表7-8 一般地域における環境騒音測定結果及び環境基準の適否】

地点番号	調査地点名 (所在地)	地域類型 (用途地域)	測定期間	24時間測定			
				時 間 区 分	騒音レベル (LAeq:dB)	環境基準 (dB)	環境基準 適合状況
	一庫中区配水池 (丸山台3丁目)	A (1種低層住居)	12 / 5 ~ 12 / 6	昼間 夜間	48 35	55 45	
	大和自治会館 (大和西4丁目)	A (1種低層住居)	12 / 5 ~ 12 / 6	昼間 夜間	50 40	55 45	
	文化財資料館 (南花屋敷2丁目)	A (2種中高層住居)	12 / 5 ~ 12 / 6	昼間 夜間	54 39	55 45	
	心身障害者総合福祉センター (小戸3丁目)	B (2種住居)	12 / 5 ~ 12 / 6	昼間 夜間	53 42	55 45	
	緑台デイサービスセンター (緑台6丁目)	C (近隣商業)	12 / 5 ~ 12 / 6	昼間 夜間	49 38	60 50	
	シルバー人材センター (火打1丁目)	B (2種住居)	12 / 5 ~ 12 / 6	昼間 夜間	51 43	55 45	
	川西文珠橋局 (清流台)	B (市街化調整区域)	12 / 5 ~ 12 / 6	昼間 夜間	58 56	70 65	

注1 川西文珠橋局の地域類型は「B」に該当するが、幹線交通を担う道路に近接するため、道路に面する地域の環境基準を適用する。



【図7-2 測定の様子（一庫中区配水池）】

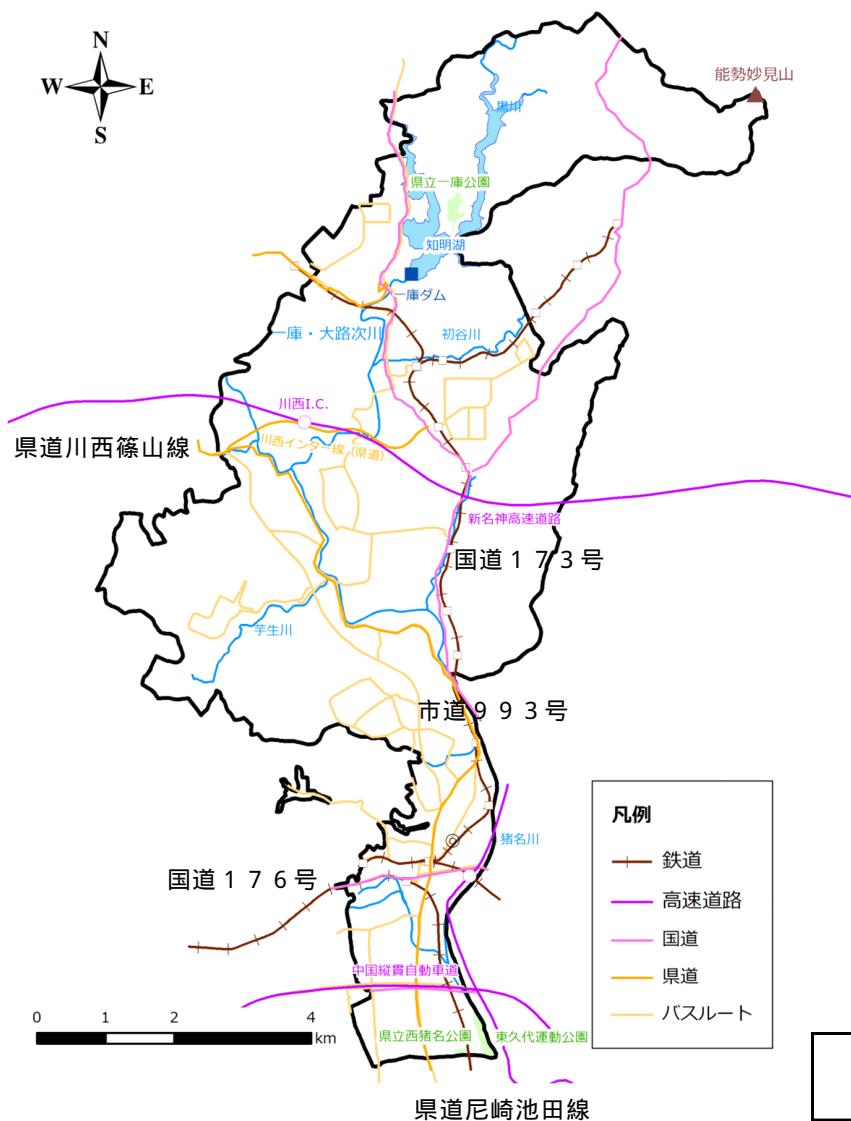


【図7-3 測定の様子（川西文珠橋局）】

第3節 自動車騒音及び道路交通振動の現況

1. 測定地点

本市の幹線交通を担う道路の沿道地域における騒音及び振動の現況を把握し、道路に面する地域の環境基準等の適合状況、騒音規制法及び振動規制法に定める要請限度の適合状況を調べるため、令和6年度は、4路線4地点（図7-4）で自動車騒音測定を実施しました。



	測定地点名	測定項目	
		騒音	振動
	久代3丁目		
	加茂5丁目		
	清和台西3丁目		
	萩原台西3丁目		

2. 測定地点別の自動車騒音レベル及び環境基準適合状況

令和6年度の自動車騒音測定結果は、地点番号の「昼間」と「夜間」**及び地点番号の「夜間」**で、幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準値に不適合でしたが、次項3のとおり、要請限度は適合しています。その他の地点は、それぞれの時間区分で適合しています。

【表7-9 令和6年度自動車騒音測定結果及び環境基準の適否】

(L_{Aeq}: dB)

地点番号	測定地点名 (所在地)	道路名	測定期間	地域の区分 (用途地域)	車線数	時間区分	騒音レベル	環境基準		測定位置
								基準値	適否	
	久代浄水場前 (久代3丁目)	中国縦貫自動車道 及び国道176号	12/19 ~ 12/20	C地域 (準工業)	10	昼間	72	70	×	道路端 0m
						夜間	69	65	×	
	加茂大気測定室前 (加茂5丁目)	県道13号 (尼崎池田線)	12/19 ~ 12/20	C地域 (準工業)	6	昼間	69	70		道路端 0m
						夜間	64	65		
	清和台公民館前 (清和台西3丁目)	県道12号 (川西篠山線)	12/23 ~ 12/24	C地域 (近隣商業)	4	昼間	65	70		道路端 0m
						夜間	59	65		
	萩原台配水場前 (萩原台西3丁目)	市道993号	12/23 ~ 12/24	A地域 (第二種中高層住居)	4	昼間	68	70		道路端 0m
						夜間	66	65	×	

注1 上表の環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値」とする。(この基準値は、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音にかかる基準によることができる。昼間:45dB以下、夜間:40dB以下)

注2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等をいう。

3. 測定地点別自動車騒音レベル及び要請限度適合状況

令和6年度の自動車騒音測定結果では、調査を行った全ての地点及び時間区分で要請限度に適合しています。ただし、要請限度に係る騒音測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとされており、測定条件が満たされていないため測定結果は、あくまでも参考値として取り扱っています。

【表7-10 令和6年度自動車騒音測定結果及び要請限度との適否】

(L_{Aeq}: dB)

地点番号	測定地点名 (所在地)	道路名	測定期間	区域の区分 (用途地域)	車線数	時間区分	騒音レベル	要請限度		測定位置
								限度値	適否	
	久代浄水場前 (久代3丁目)	中国縦貫自動車道 及び国道176号	12/19 ~ 12/20	C地域 (準工業)	10	昼間	72	75		道路端 0m
						夜間	69	70		
	加茂大気測定室前 (加茂5丁目)	県道13号 (尼崎池田線)	12/19 ~ 12/20	C地域 (準工業)	6	昼間	69	75		道路端 0m
						夜間	64	70		
	清和台公民館前 (清和台西3丁目)	県道12号 (川西篠山線)	12/23 ~ 12/24	C地域 (近隣商業)	4	昼間	65	75		道路端 0m
						夜間	59	70		
	萩原台配水場前 (萩原台西3丁目)	市道993号	12/23 ~ 12/24	A地域 (第二種中高層住居)	4	昼間	68	75		道路端 0m
						夜間	66	70		

注1 上表の要請限度は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例要請限度値」とする。

注2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等をいう。

4. 測定地点別の振動レベル及び要請限度適合状況

令和6年度の道路交通振動測定結果は、地点番号～の全ての地点において要請限度以下となっています。

【表7-11 令和6年度道路交通振動測定結果及び要請限度との適否】 (L₁₀: dB)

地点番号	測定地点名 (所在地)	道路名	測定期間	区域の区分 (用途地域)	車線数	時間区分	振動レベル	要請限度		測定位置
								基準値	適否	
	久代浄水場前 (久代3丁目)	中国縦貫自動車道 及び国道176号	12/19	第二種区域 (準工業)	10	昼間	36	70		道路端 0m
			～12/20			夜間	34	65		
	加茂大気測定室前 (加茂5丁目)	県道13号 (尼崎池田線)	12/19	第二種区域 (準工業)	6	昼間	46	70		道路端 0m
			～12/20			夜間	37	65		
	清和台公民館前 (清和台西3丁目)	県道12号 (川西篠山線)	12/23	第二種区域 (近隣商業)	4	昼間	37	70		道路端 0m
			～12/24			夜間	32	65		
	萩原台配水場前 (萩原台西3丁目)	市道993号	12/23	第一種区域 (第二種中高層住居)	4	昼間	39	65		道路端 0m
			～12/24			夜間	32	60		

【表7-12 振動による影響例】

大きさ	人体に及ぼす影響	震度	気象庁震度階級 (振動の大きさのめやす)	
			90dB	80dB
90dB	人体に影響が生じ始める	：中震 85～95dB	家屋の振動が激しくすわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人は戸外に飛び出す程度の地震	
	産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合) 深い眠りに影響が出る			
70db	浅い睡眠にも影響がある	：弱震 75～85dB	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ器内の水面の動くのがわかる程度の地震	
	振動を感じ始める			
60dB	ほとんど睡眠に影響はない	：軽震 65～75dB	大勢のひとに感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の地震	
50dB	常時微動	：微震 55～65dB	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震	
40dB		0：無感 55dB未満	人体には感じないで地震計に記録される程度の地震	

兵庫県のホームページ「ひょうごの環境」より

5. 自動車騒音常時監視(面的評価)

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握することにより自動車騒音対策の基礎資料となるように、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して道路に面する地域全体の騒音の状況を把握することを目的としています。この目的のため、いわゆる面的評価という手法が取られます。この面的評価とは、幹線道路に面した地域(道路端から50メートルの範囲)において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出して、道路交通騒音の状況を評価しようとするものです。これまでの面的評価の結果は次のとおりです。

【表7-13 令和6年度自動車騒音常時監視(面的評価)結果】

一連番号	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長 (km)	評価区間全体							
	評価の実施年度	路線名				評価対象住居等戸数 a.=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e			
							(戸)	(戸)	(戸)	(戸)			
1	2020	一般国道176号	2 川西市寺畠2丁目17	川西市栄根2丁目7	1.2	374	374	0	0	0			
2	2020	一般国道176号	4 川西市栄根2丁目7	川西市小花1丁目7	0.3	175	175	0	0	0			
3	2020	一般国道176号	2 川西市小花1丁目7	川西市小花2丁目4	0.8	919	919	0	0	0			
4	2020	川西三田線	4 川西市一庫1丁目16	川西市一庫3丁目8	0.6	114	112	0	2	0			
5	2020	川西三田線	4 川西市一庫3丁目8	川西市丸山台	0.4	71	71	0	0	0			
6	2021	一般国道173号	4 川西市鼓が滝1丁目1	川西市平野2丁目6	1.3	312	312	0	0	0			
7	2021	一般国道173号	4 川西市平野2丁目6	川西市平野3丁目1	0.3	78	37	18	0	23			
8	2021	一般国道173号	4 川西市平野3丁目1	川西市長尾町4	1.4	60	60	0	0	0			
9	2021	一般国道173号	4 川西市長尾町4	川西市見野2丁目8	1.6	481	443	33	0	5			
10	2021	一般国道173号	4 川西市見野2丁目8	川西市見野3丁目20	0.4	92	56	9	0	27			
11	2021	一般国道173号	4 川西市見野3丁目20	川西市山下町21	0.5	134	129	5	0	0			
12	2021	一般国道173号	4 川西市山下町21	川西市一庫	0.9	31	21	6	0	4			
13	2022	阪神高速大阪池田線	4 川西市下加茂1丁目1	川西市小花2丁目18	0.5	191	191	0	0	0			
14	2022	阪神高速大阪池田線	4 川西市小花2丁目18	川西市小花2丁目4	0.3	225	225	0	0	0			
15	2022	阪神高速大阪池田線	4 川西市小花2丁目4	川西市小花2丁目3	0.1	29	29	0	0	0			
16	2022	阪神高速大阪池田線	4 川西市小花2丁目3	川西市小戸3丁目24	0.6	320	320	0	0	0			
17	2022	一般国道176号	4 川西市加茂4丁目2	川西市加茂4丁目4	0.2	47	38	9	0	0			
18	2022	一般国道176号	4 川西市加茂4丁目4	川西市3丁目	0.3	137	121	16	0	0			
19	2022	一般国道176号	4 川西市加茂5丁目3	川西市加茂4丁目2	0.2	64	64	0	0	0			
20	2023	一般国道176号	4 川西市加茂6丁目10	川西市加茂	0.3	3	3	0	0	0			
21	2023	一般国道176号	4 川西市加茂	川西市加茂6丁目2	0.2	13	13	0	0	0			
22	2023	尼崎池田線	4 川西市久代2丁目8	川西市久代5丁目	0.7	260	237	3	0	20			
23	2023	尼崎池田線	4 川西市久代6丁目2	川西市久代2丁目8	0.5	75	75	0	0	0			
24	2023	尼崎池田線	6 川西市加茂6丁目1	川西市加茂6丁目2	0.4	30	30	0	0	0			
25	2023	尼崎池田線	6 川西市下加茂1丁目5	川西市加茂6丁目1	0.7	262	262	0	0	0			
26	2023	尼崎池田線	6 川西市下加茂1丁目5	川西市下加茂1丁目5	0.2	124	124	0	0	0			
27	2023	尼崎池田線	6 川西市栄根2丁目2	川西市栄根2丁目21	0.4	355	355	0	0	0			
28	2023	尼崎池田線	6 川西市栄根2丁目1	川西市栄根2丁目2	0.1	39	39	0	0	0			
29	2023	尼崎池田線	6 川西市小花1丁目11	川西市栄根2丁目1	0.1	49	49	0	0	0			
30	2024	県道川西篠山線	6 川西市小花1丁目11	川西市日高町10	1.0	1051	1051	0	0	0			
31	2024	県道川西篠山線	4 川西市日高町10	川西市萩原1丁目7	0.7	221	221	0	0	0			
32	2024	県道川西篠山線	4 川西市萩原1丁目7	川西市萩原1丁目16	0.1	22	22	0	0	0			
33	2024	県道川西篠山線	4 川西市萩原1丁目16	川西市萩原台東	0.2	51	51	0	0	0			
34	2024	県道川西篠山線	4 川西市萩原台東	川西市萩原台西	0.6	192	188	0	0	0			
35	2024	県道川西篠山線	4 川西市鶯台2丁目20	川西市錦松台9	0.2	39	39	0	0	0			
36	2024	県道川西篠山線	4 川西市錦松台9	川西市西多田2丁目2	0.2	110	110	0	0	0			
37	2024	県道川西篠山線	4 川西市西多田2丁目2	川西市西多田1丁目4	0.1	8	8	0	0	0			
38	2024	県道川西篠山線	4 川西市西多田1丁目3	川西市錦松台3	0.3	42	38	0	0	0			
39	2024	県道川西篠山線	4 川西市西多田1丁目3	川西市錦松台5	0.1	3	3	0	0	0			
40	2024	県道川西篠山線	4 川西市西多田1丁目3	川西市鶯台1丁目23	0.1	8	6	0	0	0			
41	2024	県道川西篠山線	4 川西市鶯台1丁目23	川西市鶯台2丁目20	0.1	55	53	0	0	0			
42	2024	県道川西篠山線	4 川西市西多田1丁目4	川西市西多田1丁目31	0.3	13	13	0	0	0			
43	2024	県道川西篠山線	4 川西市多田院1丁目1	川西市多田院	0.9	11	11	0	0	0			
44	2024	県道川西篠山線	4 川西市多田院	川西市清和台東5丁目3	0.2	4	4	0	0	0			
45	2024	県道川西篠山線	4 川西市清和台東5丁目3	川西市清和台西1丁目3	1.5	687	687	0	0	0			
46	2024	県道川西篠山線	4 川西市西多田1丁目31	川西市西多田1丁目26	0.1	11	11	0	0	0			
47	2024	県道川西篠山線	4 川西市西多田1丁目3	川西市石道	0.6	146	146	0	0	0			

第4節 航空機騒音の現況と対策

本市の南部地域は、大阪国際空港から離発着する航空機の航路直下に位置し、昭和39年ジェット機の就航以来、甚大な航空機騒音にさらされ、昭和40年代には、周辺住民から空港を設置管理する国に対し、夜間飛行（夜9時から翌朝7時まで）の差止めと損害賠償を求める公害訴訟が相次いで提起されました。これらの訴訟のうち第1次から第3次訴訟については、昭和56年に最高裁判決が出され、夜間飛行の差止請求は却下されたが、昭和50年5月までの間の損害賠償請求は認容されました。こうした形で司法の最終判断が示されたことから、第4次から第5次訴訟についても和解の気運が高まり、約1年間にわたる和解手続を経て、昭和59年に裁判上の和解が成立しました。

その後、様々な環境対策に取り組まれたほか、平成6年の関西国際空港の開港に伴い、国際線が同空港へ移転したことなどにより、航空機騒音の一定の軽減が図られたため、平成12年4月から騒音対策区域は中国自動車道以南の地域に縮小されています。（平成21年3月の告示では、川西市の変更はありませんでした。）

1. 航空機騒音の現況

本市では、南部地域における航空機騒音の実態を把握し、環境対策の要望などをするために、航空機騒音の測定を行っています。

平成25年度からは、臨時便の運航により、離発着回数が増加する夏と冬の年2回の測定を行っており、平成28年度からは、下表の5地点において、「航空機騒音に係る環境基準」に基づいた、連続7日間の測定を行っています。

【表7-14 航空機騒音測定地点一覧表】

地点番号	測定地点	所在地	測定日	測定時間
1	摂代会児童遊園地付近	久代5丁目1	R6.8.9 ～R6.8.15 R6.12.28 ～R7.1.3	7:00～21:00
2	川西南中学校	久代3丁目3-1		
3	東久代2丁目公園	東久代2丁目8		
4	県営川西下加茂高層住宅	下加茂2丁目4		
5	加茂会館	加茂3丁目8-8		

網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点

【表7-15 航空機騒音実態調査の測定結果】

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均 (dB)													
	B787		B777		B767		B737		A350		A320		E190	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	80.1	78.7	85.4	83.5	79.7	79.3	83.1	82.2	78.5	76.7	83.2	79.7	78.6	79.2
2	70.6	70.0	78.1	75.9	72.6	73.4	75.2	75.2	70.2	69.2	75.0	74.2	72.7	74.4
3	73.0	72.5	80.4	79.1	76.7	76.2	78.4	77.4	73.3	72.8	77.9	77.1	76.8	77.9
4	65.1	65.4	72.2	71.5	70.2	70.1	70.7	71.0	64.5	66.1	70.5	69.0	69.5	70.2
5	64.5	65.6	72.3	71.1	68.5	69.7	70.3	71.3	66.0	64.9	68.6	69.7	67.4	70.0

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均 (dB)												WECPNL	Lden (dB)		
	E170		CRJ		DH8		AT46		全機種							
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期				
1	76.2	77.8	76.6	75.5	74.6	75.8	74.2	74.9	80.3	79.2	77	76	63	63		
2	76.0	76.3	74.1	72.9	69.3	69.0	72.0	69.4	74.1	73.7	71	71	58	58		
3	77.8	78.4	78.8	78.5	71.9	72.5	72.8	72.4	76.9	76.5	74	73	60	60		
4	71.4	71.8	69.6	68.9	65.0	64.0	60.5	63.9	69.9	69.8	65	66	53	54		
5	70.7	72.3	66.8	67.0	61.6	62.4	61.6	63.4	68.5	69.4	65	66	53	54		

網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点。

WECPNL:加重等価平均感覚騒音レベル、「うるささ指数」とも呼ばれている。単位はなし。

Lden:時間帯補正等価騒音レベル、単位はdB。

「航空機騒音に係る環境基準について」の一部を改正する告示(平成19年環境省告示第11号)に基づき、平成25年4月1日にWECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)からLden(時間帯補正等価騒音レベル)へ変更されました。WECPNLは、昭和48年から採用されていましたが、騒音測定機器の技術進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことができるようになったこと、国際的にもLdenが主流となっていることから変更されました。

【表7-16 機種名一覧】

B787	ボーイング787	E190	エンブラエル190
B777	ボーイング777	E170	エンブラエル170
B767	ボーイング767	CRJ	ボンバルディアCRJ
B737	ボーイング737	DH8	ボンバルディア ダッシュ8
A350	エアバス350	AT46	アエロスパシアル
A320	エアバス320		



2. 航空機騒音対策

1) 発生源対策

機材の改良

平成7年4月から、新基準(チャプター3)に適合しない航空機の段階的な運航制限を開始し、現在は適合する機種のみの運航となっています。なお、現在はさらに厳しいチャプター4、チャプター14という基準もあり、ボーイング777、エアバスA320等はチャプター4、ボーイング787、エアバスA350、エアバスA320neo等はチャプター14の基準もクリアしています。

チャプターとは…ICAO(国際民間航空機関)が、航空機の離着陸時の騒音についての環境保全基準を主に製造された年代別に定めたもの。国際民間航空条約第16附属書第1巻の章(チャプター)ごとに騒音の基準が規定されている。

発着回数の上限

大阪国際空港における航空機の発着回数は、昭和47年に最大450回/日でしたが、段階的な制限がなされ、昭和49年に410回、昭和50年に400回、昭和52年から370回/日(うちジェット機200回、プロペラ機170回)が上限とされています。平成18年4月からは、3発及び4発機の規制によりジャンボ機の発着がなくなりました。平成25年3月には、需要が低かったプロペラ機を段階的に低騒音機(プロペラ機と同等程度以下の騒音の機材)に変更する取り組みが進められ、近年の発着回数は、上限の370回/日に達しています。

運航面における措置

発着時間

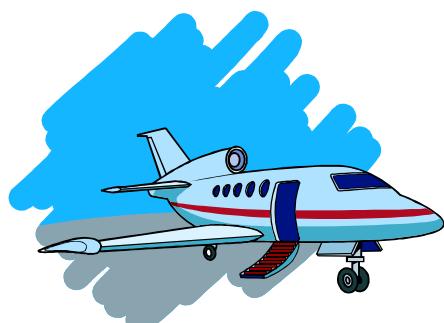
大阪国際空港では、午後9時から翌日午前7時までの間に離発着する航空ダイヤの設定は認められていません。

騒音軽減運航方式

離陸機が通過する地域における騒音範囲の拡大を防止するため、優先飛行経路が定められているほか、騒音軽減運航方式(急上昇方式など)を採用し、騒音の軽減が図られています。

航空機騒音の監視

現在、大阪国際空港を運営している関西エアポート株式会社は、飛行経路にあたる市立久代小学校をはじめ、周辺市の10カ所に設置された航空機騒音監視装置で航空機騒音を常時監視しています。



2) 空港周辺対策

空港周辺においては、「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、民家防音工事等(更新工事)の助成が行われています。

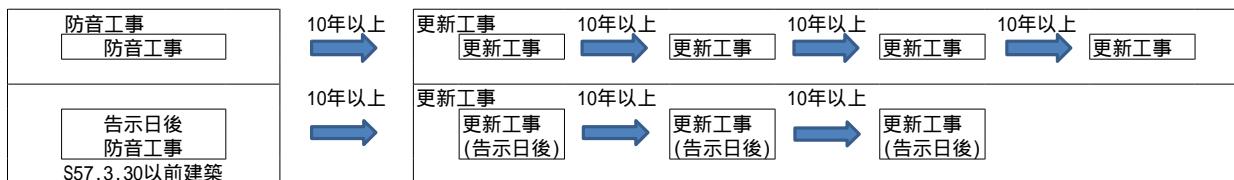
【表 7-17 航空機騒音に係る民家防音工事等実績数】

	民家防音工事	更新工事	更新工事	更新工事	更新工事	告示日後			
						民家防音工事	更新工事	更新工事	更新工事
昭和49年～平成24年6月30日	6,804	5,119	2,563	10		342	510	0	
平成24年7月1日～平成28年3月31日	0	15	64	131		0	13	40	
平成28年4月1日～令和7年3月31日	0	10	60	183	28	0	20	132	1
合 計	6,804	5,144	2,687	324	28	342	543	172	1

実績数値については、平成 24 年 6 月 30 日までは(独)独立行政法人空港周辺整備機構、平成 24 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは、新関西国際空港株式会社、平成 28 年 4 月以降は、関西エアポート株式会社が集計

更新工事 については、令和 4 年度から受付開始

更新工事 (告示日後) については、令和 5 年度から受付開始。



【図 7-5 防音工事と更新工事の流れ】

3 . 航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音公害防止のための施策の目標となる「航空機騒音に係る環境基準」は、次のように定められています。

【表 7-18 航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値	
	H25.3.31まで 指標：WECPNL	H25.4.1以降 指標：Lden
	70以下	57dB以下
	75以下	62dB以下

をあてはめる地域は専ら住居用に供される地域とし、をあてはめる地域は 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第5節 騒音・振動防止対策

1. 法律・県条例に基づく規制等

工場・事業場から発生する騒音・振動を規制する法令として、騒音規制法、振動規制法、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例があります。

これらの法令では、生活環境を保全するための地域を定め、この地域内の政令等で定める施設(特定施設)を設置している工場・事業場(特定工場等)を対象として届け出義務を課す等の規制を行っています。工場・事業場には規制基準の遵守義務が課せられており、そこから発生する騒音や振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、改善勧告や命令等ができることになっています。

また、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生するものには特定建設作業として政令等で定められており、当該作業の実施に当たっては事前の届出が必要となっています。特定建設作業は、日曜日、その他の休日及び夜間は原則として禁止されています。

カラオケなど深夜営業騒音については、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例第63条及び同条例施行規則第19条において、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内においては、午後11時から翌日の午前6時までの間にカラオケなどの音響機器の使用を制限しています。

1) 特定施設及び特定建設作業による騒音・振動の規制基準

工場・事業場等に適用される騒音や振動の規制基準は、工場・事業場等の敷地境界線上の騒音や振動の大きさについて区域別、時間帯別に定められています。また、特定建設作業の規制基準は建設現場の敷地境界線上での騒音・振動の大きさがそれぞれ定められています。基準値については以下のとおりです。

【表7-19 騒音の特定施設を有す工場、事業場に関する時間及び区域区分ごとの規制基準】

時間区分 区域区分	昼間	朝夕	夜間
午前8時～午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時		午後10時～ 翌日午前6時
第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	60dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	70dB	60dB

【備考】 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50㍍の区域内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値とする。

【表7-20 振動の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域区分の規制基準】

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時	
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

【備考】第1種区域又は第2種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値とする。

【表7-21 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準】

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85dB	75dB	-
	測定位置	敷地境界		
作業時間	1の区域	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと		イロハニ
	2の区域	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと		
1日当たりの作業時間	1の区域	10時間を超えないこと		イロ
	2の区域	14時間を超えないこと		
作業期間		連続して6日を超えないこと		イロ
作業日		日曜日その他の休日でないこと		イロハニホ

【区域の内容及び適用除外については下記参照】

適用除外	
イ	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
二	道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事で必要な場合

区域の区分	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
1の区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80メートルの区域	工業地域
2の区域	第4種区域のうち1の区域以外の区域	

2) 特定施設に係る届出状況

令和6年度の法律及び県条例に基づく特定施設の設置等の届出状況は次のとおりです。

【表 7-22 令和 6 年度特定施設に係る届出状況】

届出の種類	騒音規制法	振動規制法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	
			騒音	振動
設 置	6	1	5	1
使 用				
変更	種類ごとの数			1
	防止の方法			
	使用の方法			
氏名等の変更	2	2	3	2
承 繼				
廢 止	2	1	2	1
合 計	10	4	11	4

3) 特定建設作業に係る届出状況

令和6年度の法律及び県条例に基づく特定建設作業の届出状況は次のとあります。

【表 7-23 令和 6 年度特定建設作業に係る届出状況】

区分		建設作業の種類	届出件数
騒音規制法	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く）		3
	びょう打機を使用する作業		
	さく岩機を使用する作業		174
	空気圧縮機を使用する作業		7
	コンクリートプラント等を設けて行う作業		
	掘削機械を使用する作業		7
	条例と境兵す創の庫る造保県に全環	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用の場合） 掘削機械を使用する作業 建物の解体・破壊作業	2 483 66
小計			742
振動規制法	くい打ち機等を使用する作業		3
	鋼球を使用して行う建築物・工作物の解体・破壊作業		
	舗装版破碎機を使用する作業		1
	ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業		133
	小計		137
合計			879

2. 生活騒音の防止

クーラーなどの設備機器を「低騒音型のものにする」「設置場所を民家から離したりする」音源対策や「扉、窓などを防音型のものにする」受音対策、「ピアノ、ステレオなどの楽器や音響機器」には音量の調節・使用時間の考慮・防音室の設置など生活騒音の低減・防止方法があります。生活騒音に対する苦情等の発生の背景には、音の大きさのみならず近隣関係に左右されやすいという心理的要因が強く働いていることもあるので、コミュニケーションを良好に保ち、お互いに気配りを行うことなどが望まれています。

第8章 悪臭

悪臭は、人の感覚を直接刺激し、快適な生活環境を損なうものとして、従来から問題となっています。産業の発展、市街地の拡大等により住民の日常生活に身近な公害として、悪臭問題が全国的に取り上げられた状況を受け、昭和47年に悪臭防止法(昭和46年法律第91条)が施行されました。工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制等を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

また、兵庫県内では、兵庫県環境の保全と創造に関する条例による規制も適用されています。

悪臭防止法による規制

敷地境界線における規制物質(22物質)

煙突等の気体排出施設から排出される排出口における規制物質(13物質)

排出水における規制物質(4物質)

【表8-1 悪臭物質の排出形態別規制の一覧】

物 質 名	敷地境界線 の規制	気体排出口 の規制	排出水 の規制
アンモニア			
メチルメルカプタン			
硫化水素			
硫化メチル			
二硫化メチル			
トリメチルアミン			
アセトアルデヒド			
スチレン			
ノルマル酪酸			
イソ吉草酸			
ノルマル吉草酸			
プロピオン酸			
プロピオンアルデヒド			
ノルマルブチルアルデヒド			
イソブチルアルデヒド			
ノルマルバレルアルデヒド			
イソバレルアルデヒド			
イソブタノール			
酢酸エチル			
メチルイソブチルケトン			
トルエン			
キシレン			

【表8-2 敷地境界線における悪臭物質の規制基準及び物質の主要発生事業場等】

物質名 [化学式]	におい	主な発生源	地域	規制基準値 (p p m)	
アンモニア [NH ₃]	し尿のようないい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	1 5	
メチルメルカプタン [CH ₃ SH]	腐ったたまねぎのようないい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	0.002 0.01	
硫化水素 [H ₂ S]	腐った卵のようないい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等	一般 順応	0.02 0.2	
硫化メチル [(CH ₃) ₂ S]	腐ったキャベツのようないい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	0.01 0.2	
二硫化メチル [CH ₃ SSCH ₃]			一般 順応	0.009 0.1	
トリメチルアミン [(CH ₃) ₃ N]	腐った魚のようないい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等	一般 順応	0.005 0.07	
アセトアルデヒド [CH ₃ CHO]	青ぐさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等	一般 順応	0.05 0.5	
スチレン [C ₆ H ₅ CH=CH ₂]	都市ガスのようないい	化学工場、FRP 製品製造工場等	一般 順応	0.4 2	
ノルマル酪酸 [CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH]	汗くさいいい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等	一般 順応	0.001 0.006	
イソ吉草酸 [(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH]	むれたくつ下のいい		一般 順応	0.001 0.01	
ノルマル吉草酸 [CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH]			一般 順応	0.0009 0.004	
プロピオン酸 [CH ₃ CH ₂ COOH]	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等	一般 順応	0.03 0.2	
プロピオンアルデヒド [CH ₃ CH ₂ CHO]	刺激的な甘酸っぱい焦げたいい	焼付け塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.05 0.5	
ノルマルブチルアルデヒド [CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO]			一般 順応	0.009 0.08	
イソブチルアルデヒド [(CH ₃) ₂ CHCHO]			一般 順応	0.02 0.2	
ノルマルバニルアルデヒド [CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO]			一般 順応	0.009 0.05	
イソバニルアルデヒド [(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO]	むせるような甘酸っぱい焦げたいい	塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.003 0.01	
イソブタノール [(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH]	刺激的な発酵したいい		一般 順応	0.9 20	
酢酸エチル [CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅]	刺激的なシンナーのようないい		一般 順応	3 20	
メチルイソブチルケトン [CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂]	ガソリンのようないい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	一般 順応	1 6	
トルエン [C ₆ H ₅ CH ₃]			一般 順応	10 60	
キシレン [C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂]			一般 順応	1 5	

【表 8-3 地域の区分ごとの該当地域】

地域の区分	該当地域
順応地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域、工業専用地域及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地区域
一般地域	順応地域以外の地域

第9章 ダイオキシン等の新たな化学物質問題

第1節 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、塩素含有物質の不完全燃焼や、薬品類合成の際に意図しない副生成物として発生する物質です。発生源は、廃棄物焼灼処理過程、金属精錬施設、自動車の排出ガス、たばこの煙などから発生するほか、山火事や火山活動などによっても発生します。ダイオキシン類は分解しにくく、健康影響も大きい化学物質であり、大気中に排出されたダイオキシン類が付着した粒子等が地表に達することにより、土壤や水を汚染し、さらに、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類などの生物にも蓄積されていくと考えられています。

このように社会的関心の高まりから、平成12年1月に大気、水質(底質含む。)及び土壤の環境基準や排出ガス及び排出水の排出基準並びに汚染土壤に関する措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されました。

2. 環境基準等

耐用一日摂取量 (Tolerable Daily Intake : TDI)

生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量

TDI 人の体重1kg当たり 4 pg-TEQ

環境基準

【表9-1 ダイオキシン類に係る環境基準】

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格 K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

【備考】

- 1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が、 $250\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用（平成14年9月）する。

注4 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。

2. 本市域でのダイオキシン類の測定

本市域では、兵庫県により平成19年度までは毎年、20年度以降は隔年で大気中のダイオキシン調査が行われてきましたが、平成24年度以降は調査されていません。

3. 県下のダイオキシン類の測定状況

兵庫県では、全県的なダイオキシン類の環境濃度を継続して監視するため、大気、水質、底質で調査を行っています。令和6年度の測定結果は次のとおりです。（「令和6年度大気・水質等常時監視結果」より。）

（1）大気

（2）水質

（3）底質

「令和6年度大気・水質等常時監視結果」が公表（8月末頃公表予定）され次第反映予定。

第2節 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味します。化学物質が内分泌系を攪乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響については、科学的に未解明な点が多いものの、世代を越えた影響をもたらすおそれがある重要な課題として内外の関心を集めてきました。この内分泌攪乱作用問題については、国において関係府省が連携して、環境中濃度の実態把握、試験方法の開発、生態系影響やヒト健康影響等に関する科学的知見を集積するための調査研究を、OECDにおける活動を通じた多国間協力や2国間協力など国際的に協調して実施されています。

これまでの調査研究においては、魚類に対して、環境中の濃度を考慮した濃度で、4-ノニルフェノール(分岐型)、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA 及びジクロロジフェニルトリクロロエタン(*o,p'*-DDT)の4物質について、内分泌攪乱作用を有することが推察されましたが、哺乳類に対しては、ヒト推定暴露量を考慮した用量での明らかな内分泌攪乱作用が認められた物質は見つかりませんでした。

その後、「化学物質の内分泌攪乱作用に関する環境省の今後の対応方針について -ExTEND2005-」に基づき、野生生物の観察、環境中濃度の実態の把握及び暴露の測定、基盤的研究の推進、影響評価並びに情報提供及びリスクコミュニケーションの推進といったより一層幅広い取組を進められ、これを引き継ぐ形で平成22年7月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 -EXTEND2010-」、平成28年6月には同EXTEND2016を策定しました。さらに、令和4年10月には同EXTEND2022を策定し、EXTEND2016の枠組みを踏襲しつつ所要の改善や新たな要素を加えた上で、2030年(令和12年)を見据えた新たなプログラムを構築し、内分泌かく乱作用に関する検討を着実に進めるとしています。

第3節 アスベスト

アスベストは、天然の纖維状の鉱物で「石綿」とも呼ばれています。化学薬品に強く、断熱性や防音性に優れているため、建物の壁の吹き付けや建材として多用されてきたが、纖維を吸い込むと肺などに刺さり、健康被害が問題となっています。平成18年9月1日より、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。

令和10年にピークを迎えると言われているアスベスト含有建材使用建築物の解体・改修時におけるアスベストの大気中への飛散防止に関係所管連携して努めています。

第4節 香害

香害とは、合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成着色料などの化学物質により引き起こされる健康障害のことを意味します。香害が原因となって化学物質過敏症を発症する人もいます。

第10章 公害防止計画

兵庫県公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか、人口及び産業の急速な集中で公害が著しくなるおそれがあり、公害防止対策を講じる必要がある地域において、同法第18条で地方公共団体や事業者が公害防止に関する事業及び施策を推進するものとしています。

1. 公害防止計画策定状況

【表 10-1 兵庫地域公害防止計画策定状況】

計画期間(年度)									
昭和	平成								令和
47 ~ 51	52 ~ 56	57 ~ 61	62 ~ 3	4 ~ 8	9 ~ 13	14 ~ 18	19 ~ 22	23 ~ 3	
◀-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----▶	←→

(1) 本表は現行計画を整理したものである。

旧計画 ←----- 現行計画期間(平成23年度策定:令和3年度まで) -----→

(2) 地域の範囲(7市):川西市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市

(3) 策定年月日 平成24年3月23日

2. 兵庫地域公害防止計画の主要課題に対する対策

(1) 自動車交通公害対策

自動車単体対策の推進

車種規制の実施

ディーゼル自動車等運行規制の実施

低公害車等の普及促進

交通需要の調整・低減

交通流対策の推進

道路構造等対策

調査・測定

普及啓発活動の推進

(2) 海域の水質汚濁対策

水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底

水質総量削減計画の推進

流出油等対策

詳しくは兵庫県策定の「兵庫地域公害防止計画(平成24年3月)」をご覧ください。

(URL: <https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/application/files/8514/7001/8809/201203keikaku.pdf>)

第11章 公害の苦情

公害に関する苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、適切な処理に努めなければならない重要な業務です。このような観点から、市では関係行政機関と連携を密にとりつつ、苦情や相談に対し現場調査、指導及び助言に努めています。

令和6年度に本市で対応した公害苦情総件数は44件で、**令和5年度より減少しました。**

令和5年度と比較し、大気汚染、水質汚濁、騒音、その他に関する苦情が減少し、振動、悪臭に関する苦情が増加しました。

【表11-1 公害苦情件数の経年変化】

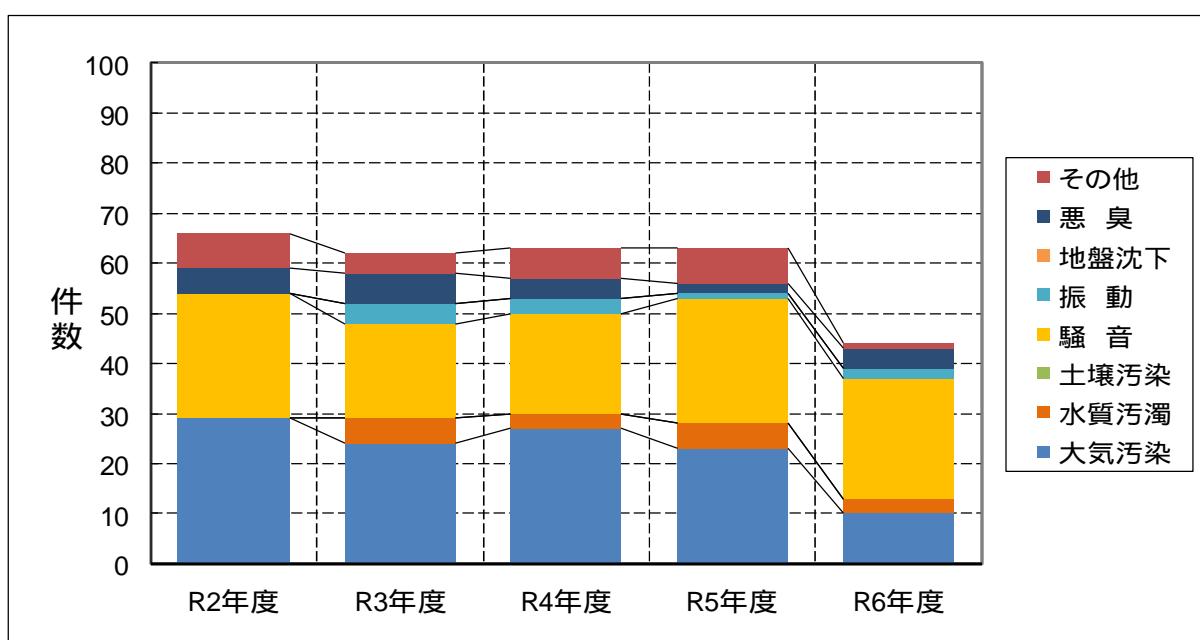
(単位：件)

年度	合計	計	典型7公害							その他 典型7公害以外
			大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
R2	66	59	29	0	0	25	0	0	5	7
R3	62	58	24	5	0	19	4	0	6	4
R4	63	57	27	3	0	20	3	0	4	6
R5	63	56	23	5	0	25	1	0	2	7
R6	44	43	10	3	0	24	2	0	4	1

(注1)一つのお問合せに複数項目ある場合は、それぞれの項目でカウントしています。

(注2)野焼きは、大気汚染に分類しています。

(注3)空き宅地の草木の繁茂は、公害苦情件数に含めていません。



【図11-1 公害苦情件数の経年変化】

発 行

川西市 市民環境部
環境政策課
令和7年7月

〒666-8501

川西市中央町12番1号
072-740-1202

この冊子は市役所内で印刷しています

R7年度太陽光発電支援施策の構成(案) ※前回資料から変更部分赤字記載

太陽光発電導入を促進するため、導入支援を実施する。

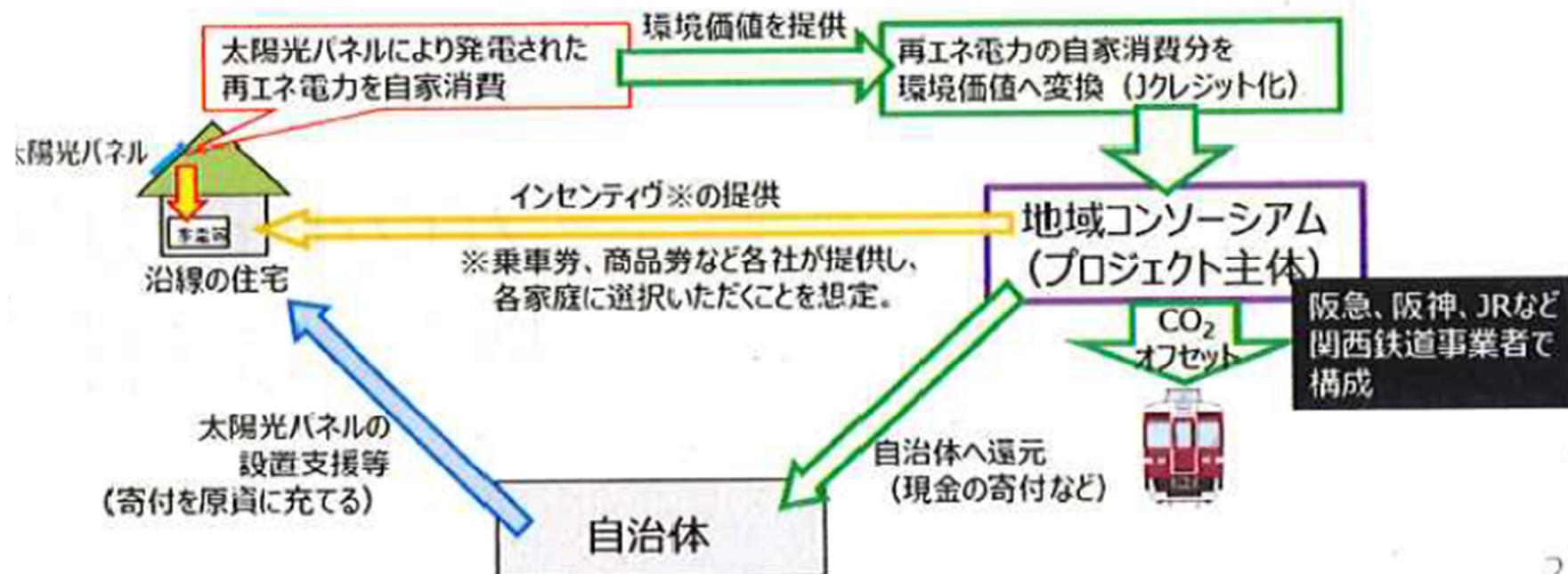
 : 今回構築

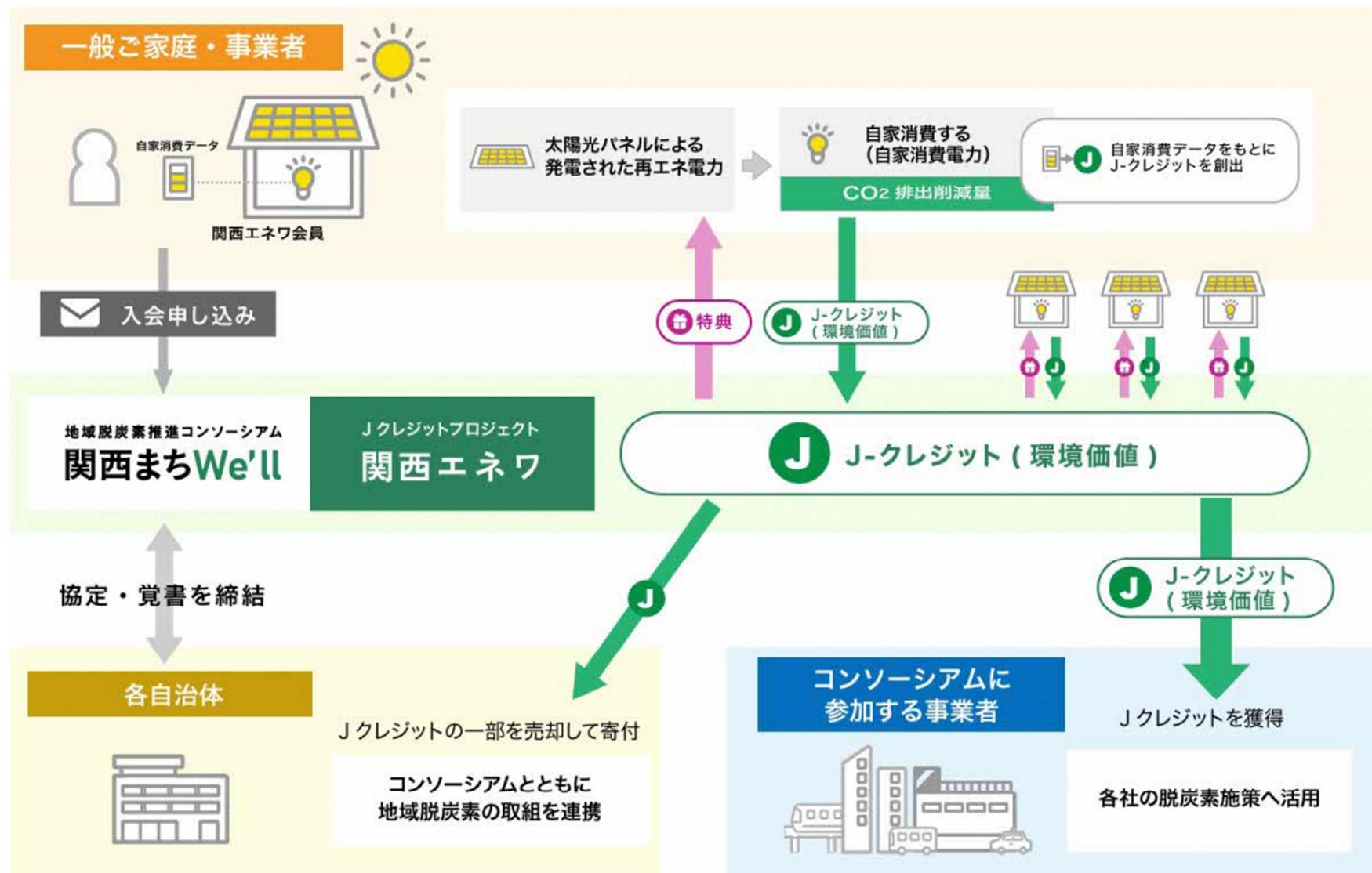
支援内容	家庭向け		事業者向け
	新築	既築	
非FIT (国交付金) ※採択時	重点対策加速化事業(採択時) <ul style="list-style-type: none"> 対象:家庭(新築、既築問わず) 設備:太陽光発電(+蓄電池) 事業主体:市町 備考:事業実施可能市町対象(協調補助任意) 		重点対策加速化事業(採択時) <ul style="list-style-type: none"> 対象:中小事業者 設備:太陽光発電(PPA・リース) 備考:ただし、ソーラーカーポートに限り購入も可 窓口:県
非FIT (県補助金)	<small>↑ 非フィット(家庭向け)について、市が事務を行うことから、市で実施するかどうかの判断を求められている。</small>		県補助金 <ul style="list-style-type: none"> 対象:中小事業者 設備:太陽光発電(PPA・リース) 備考:ただし、ソーラーカーポートに限り購入も可 窓口:県
既存補助金		ひょうご環境創造協会補助 ※見直し検討中 <ul style="list-style-type: none"> 対象:家庭(既築) 設備:蓄電池 or V2H+太陽光 備考:太陽光単体不可 	ひょうご環境創造協会補助 ※見直し検討中 <ul style="list-style-type: none"> 対象:中小事業者 設備:省エネ創エネ機器(太陽光発電含む) 備考:EA21等取得必要
共同購入		共同購入スキーム <ul style="list-style-type: none"> 対象:家庭(既築) 設備:太陽光発電(+蓄電池) 実施手法:購入 	共同調達スキーム <ul style="list-style-type: none"> 対象:中小事業者 設備:太陽光発電 実施手法:購入 or リース or PPA
融資制度	住宅用創エネ・省エネ・設備設置特別融資 <ul style="list-style-type: none"> 対象:家庭(新築・既築問わず) 設備:太陽光、蓄電池、V2H等 		兵庫県地球環境保全資金融資制度 <ul style="list-style-type: none"> 対象:県内の中小企業 設備:太陽光、蓄電池 等

地域脱炭素コンソーシアム スキーム図

本プロジェクトのスキーム

自治体とコンソーシアムがJクレジット制度を活用した
プロジェクトに取り組む。





SDGs トレインについて（阪急阪神ホールディングス HP 一部抜粋）

サイトマップ 日本語 ENGLISH お問い合わせ

阪急阪神ホールディングス株式会社

企業情報 株主・投資家向け情報 サステナビリティ 採用情報 グループの事業領域 ニュースリリース 阪急阪神サービスメニュー

The illustration features two trains, one maroon and one silver, both covered in colorful, abstract murals. The maroon train has '豊川行' (Tokio-bound) written on its front. A yellow banner attached to the maroon train reads 'SDGsトレイン' and '未来のやかまし号'. In the foreground, a simple white line drawing of a smiling girl with pigtails stands with her arms raised. The background is white with various colorful, semi-transparent circles (green, orange, red, blue, yellow, pink) scattered around the trains.

1 / 8 2025/08/15 12:50

阪急阪神ホールディングス株式会社

企業情報

株主・投資家向け情報

サステナビリティ

採用情報

グループの事業領域

ニュースリリース

阪急阪神サービスメニュー



ギャラリー



SDGsトレインが実際に走る動画や写真をはじめ、SDGsトレイン内で掲出しているさまざまなポスターをカテゴリーごとに紹介します。

